八坑開発に係る質問事項

1. 五坑の開発計画を明示する事

従来、八坑地区は五坑で採掘するということで、四八坑道を掘削採掘した。しかるに八坑を口天で開発する計画の変更をいわれていますが、このことにより、五坑の採掘地域がせまく限られることになる。従って、これに代るべく地域をどのように考えているのか、採掘計画、炭量を明示してもらいたい。

2. 五坑の長期的な展望を明示する事

八坑口天開発に伴う、五坑の長期的な展望はどのようになるのか、あきらかにしてもらいたい。
先般、杵島重役は五坑については、おもしろい所があると、長期的な営業をいわれていますので、このことは明らかにすべきであると考えられます。従って、五坑に於て採掘する長期的な採炭計画、可採炭量を明らかにしてもらいたい。

3. 各坑別の採掘炭量、現在コスト、計画コストを明示する事

採可能炭量、並に現行（10月分）坑口コスト、計画
明らかにしてもらいたい。

八坑口天開発について具体的な質問事項

1. 直営の場合の職員並に業者の場合の利点について
2. 運搬方法について
   残土の運搬方法、原炭の運搬方法
3. 人員計画について
4. 選炭処理方法について
   選炭方法及能力、人員の考え方
5. 精炭原価について
6. 諸機械の価格及台数建設額
7. 開発に要する資金について
8. 採掘方法
9. 社宅の移転及場所（移転の時期）

本城鉱区売却に関する質問事項

一 新開発関係について

1. 本城鉱区の開発費に2億1千万円を必要とするといわれていますが、どのような方法で、採掘するのか、またその計算についておききしたい。
2. 月産7500トン程度という規模を考えているといわれていますが、どのような採掘計画を7500トン程度としたのか。

二 現在坑からの採掘について

1. 技術的に非常に困難を伴うといわれているが、具体的にはどういうことか。
2. 連絡坑道が長くなるといわれているが距離はどの位か。

三 売却関係について

1. 売却は何時にするのか
2. 売却したら、どのように採炭するのか
3. 六坑、二坑との関連はどのようになるか
4. 水量の処理方法はどうするのか。

期末手当要求貫徹総決起大会実施要綱

一九六一、一一、二三

期日　昭和三六年一一月二六日　午前一〇時
場所　本社車庫前

大会次第

一、労働歌合唱（頑張ろう）
一、組合長の挨拶（組合長）
一、議長団選出（本社。五坑。六坑支部より各一名）
一、議長団挨拶）
一、経過報告（書記長）
一、スローガン採択（議長団）
一、来賓挨拶（三分以内）
一、激電披露（議長団）
一、意見発表（二坑。新坑。主婦会より各一名）
一、抗議文採択（議長団）
一、抗議団選出（各支部一名、議長団、執行部若干名）
一、労働歌合唱（頑張ろう）
一、頑張ろう三唱（組合長音頭）
一、各支部毎に解散

註

一、午前九時に実施の花火合図を打上げる。
なお、雨天の場合は中止する。
一、各支部で適当に指標に応じたプラカードを持参されたし。
一、服装は全員鉢巻姿とする。
一、デモは行わない。
一、各支部は主婦会員を含み次の動員を確保願います。

本社支部	七〇名
二坑支部	六〇〇名
五坑支部	五〇〇名
新坑支部	一、二〇〇名
六坑支部	三〇〇名
計	二、六七〇名

以上

昭和三六年下期々末手当斗争

中労委事情聴取より妥結までの経過

中労委事情聴取経過（一二月一日）

中労委の事情聴取は三〇日午後三時五五分より会社側中央八社、ひきつづき杵島、高松、貝島の三社が行われ、五時炭労、宇部興産（会社）の事情聴取が行なわれ、八時まで休憩にはいった。

組合側第一回事情聴取（三〇日午後五時～五時半）

1、三五、〇〇〇円の要求額の正当性を具体的に例示して説明を行った。

2、較差問題について、九州三社は較差を設定することを強く主張しているが、これに対して炭労は、較差は絶対認められない、一二社同時同額で解決、を主張した。

3、会社側は分割払を主張しているが、炭労としては認められない旨主張した。

組合側第二回事情聴取（三〇日午後一一時四〇分～一日午前一時）

中労委に対し、杵島、高松、貝島、宇部について較差を設定するため、会社の事情説明があったが、炭労は賃金、能率、人員、災害等から考えて四社といえども較差を設定する理由のないことを主張し、総生産の期末手当の実績、組合員感情からして三万五千円要求の正当性をさらにするどく強調した。

会社側中央八社事情聴取（一日午前一時）

中労委は期末手当三万円位は常識的な額であるということを内示し、解決のためいっさいを一任してほしいと主張したが、会社は三万円という期末手当は絶対認められないし、中労委に一任することはできないと意志を表明し、直ちに社長会議を開催した模様。

組合側第三回事情聴取（一日午前一時五五分～二時）

炭労は三五、〇〇〇円はビタ一文かけることはできないし、四社についても同額でなければ解決することはできないと主張した。

会社側中央八社事情聴取

会社は前期（二四、五〇〇円）同額でも経理面から考えれば出せないが事態を収拾するために前期プラス二、〇〇〇円程度支給したいと態度を表明し、この線で解決するよう強く要望したが、中労委としては三万円台にのらなければ解決にならないとの態度を示した模様。

組合側第四回事情聴取（一日午前三時四〇分）

われわれの要求は三五、〇〇〇円であり、炭労としては二四、五〇〇円プラス二、〇〇〇円では解決できない。本日は上京団が中央八社に対する抗議団交も予定しているし、退職手当、じん肺協定も交渉中であるので、あっせんは不調でもさしつかえない。納得のいく金額の提示がなければ退手、じん肺を含めて態度を決定せざるを得ないことを主張した。

中労委としては炭労の態度を考慮し、再度中央八社と話合うことを約した。

会社側中央八社事情聴取

前期プラス二千円を会社はゆずろうとしなかったので、中労委は炭労と会社の違いが大きいためこのあっせんを不調にしたいと態度を明らかにしたが、会社側はあっせん案だけは提示してほしいと強く要望した。しかし、中労委としては前期プラス二千円では案を提示することはできないと主張したため、会社は再度協議することとした。

会社はこの点について協議した結果、「①自主交渉で解決したい　②あっせんは打ち切らないでほしい」との二点を決定し、中労委に報告した。（松本）

組合側第五回事情聴取（一日午前五時半）

炭労は会社側の事情聴取の経過の報告をうけたのち、自主交渉の交渉方式について炭労は集合交渉を考えているが、統一交渉か対個別交渉か、とただしたところ、中労委として会社側に意向をきいていないので一旦休憩にはいった。

この間、中労委が松本（委員）にただしたところ、「たぶん集合交渉になるだろう」とのことであった。

この報告をうけ事情聴取をうちきった。

あっせんについての
藤林中労委会長報告

（一日　午前五時五〇分）

出席者　炭労・大手十三社

あっせん者として御挨拶致します。

昨日来、双方の見解の間に相当のひらきがあって、あっせん者として案の提示は困難である。

今はやむをえず一応あっせんをうち切りたい。

石炭事情を考えるとき、早急に自主交渉をはじめ解決に努力することを願う。その段階で申入れがあれば再びあっせんの労をとることはやぶさかでない。

以上の経過をたどり、中労委のあっせんは不調に終った。

炭労は直ちに戦術委員会、中斗委員会を開き、以上の経過を報告し、今後の方針を次のように決定した。

1、本日予定している上京団をまじえた中央八社に対する抗議行動には中執、中斗も全員参加し、早期解決のため積極的に行動する。

2、期末手当でストに突入した現時点において、退職手当、じん肺を同時解決するよう積極的に交渉をすすめる。

なお、団体交渉の時間は本日夕刻までに会社と事務折衝を行い、決定し、いつでも交渉に応ずる体制をとっておく。

団体交渉および中労委再あっせんの経過

一二月一日早暁、中労委のあっせんは不調に終った。同日午前四時四〇分、石炭経協より本日は自主交渉を行う体制にないが解決を促進するため午前六時より事務折衝を行ないたいとの申し入れがあり、労働委員会は各ブロック斗委の了解を求め、これに応ずることを決定した。事務折衝には宮本委員長、古賀事務局長が出席し、会社側と協議を行なった結果、二日午前三時より八社の代表交渉を開催することと決った。また、高松、貝島、杵島、宇部の四社についてもそれぞれ団体交渉の申し入れがあり、二日午前五時以降それぞれ団体交渉が開始された。

八社代表交渉（二日午前三時四〇分より五時まで）

炭労より中労委のあっせん不調により八社の代表交渉が持たれたのだが、会社が中労委にあっせんを申請しながら自主交渉を断念したのであるから、事態解決の方途についての考え方を明らかにするようせまったが、なんら進展しないまま、午前七時に再開することを約して午前五時休憩にはいった。

この間、会社側は社長会議を開催して種々検討を行なった模様である。予定より遅れて午前一〇時頃より交渉を再開。会社側より、自主交渉では解決が困難であるので再度中労委にあっせんを申請したいので組合側も協力してほしいとの意志表明があった。これにたいし組合側より、中労委から内示のあった三万円台の額には応じられないということであっせんが不調に終ったのに再度あっせんを申請するに至った考え方についてただしたところ、前回は中労委にまかせるという態度が決まらなかったが今回は白紙で中労委にいっさいまかせるという考え方であっせんを申請することになった旨明らかにされた。なお、あわせて本日解決をみた場合三日（日曜）の公休を振替えて就業してほしいとの申し入れがあった。組合から、提議のあった問題については機関にはかって態度を決定することを伝え、交渉を打ち切った。

宇部団体交渉（二日午前五時、六時三〇分）

会社より「炭況が悪いなかで、とくに宇部は低品位で販売が悪い。しかも金融状態はきわめて逼迫している。加えて期間中四七日間のストがあり経営を圧迫している」と経理事情を述べたのち、これがぎりぎりの線であるとして、文書をもって「支給総額—一一月在籍一人当り平均二一、〇〇〇円、但し一時金を含む。支給方法—半額は一二月二〇日以降支給、残り半額は社内預金として六か月据置く」との提案が行なわれた。組合はこの回答では論議の対象にならないと強く再考慮を求め、交渉は事実上決裂状態となった。

日炭団体交渉（二日午前五時三〇分～七時三〇分）

会社より「額は、一三、〇〇〇円、支給方法はよそ並み、職員については従来の比率にプラスアルファをつける」との提案が行なわれ、組合は問題にならないとして、交渉は事実上決裂状態となった。

杵島団体交渉（二日午前五時～七時三〇分）

会社が「額は一三、〇〇〇円、支給方法については別途協議」を提案したが、組合は再考を促して席を立った。

貝島団体交渉（二日午前八時～九時三〇分）

会社から前期並みに出すという考え方が明らかにされたが、組合としては格差は認められないと反論、進展なく団交はもの別れとなった。

第二四回中斗委員会（三日午前〇時三五分～）

中斗委員会は以上の団交の経過を確認し、中労委あっせんにのぞむ態度として「二九日の中斗で決定した態度（一二社の同時同額解決の方針であっせんに応ずる）」を再確認し、中労委のあっせんにのぞんだ。

第一回事情聴取（三日午前二時二五分～三時二〇分）

冒頭、藤林会長より、このあっせんは八社および四社についてのあっせんであることが明らかにされたので、組合は九州四社の格差設定ならびに分割支払いは認められないことを強く主張した。これにたいし会長から、組合の意向はよくわかったので会社の考えを聞いてみたい、ということで終った。

第二回事情聴取（三日午前四時～四時四〇分）

九州四社については格差をつけざるを得ないとの意向が示されたが、重ねて炭労としては認められないことを主張した。中労委は組合側の主張は十分聞いたのであっせん者としてあっせん案を提示したいと態度を明らかにした。これにたいし炭労は、格差をつける理由はまったくないことを再度主張して事情聴取を終了した。

その後、午前五時十分、中労委は別紙のあっせん案を提示した。

昭和三六年一二月三日

三井鉱山株式会社　社長　栗木幹　殿
三菱鉱業株式会社　社長　西島直己　殿
北海道炭礦汽船株式会社　社長　萩原吉太郎　殿
住友石炭鉱業株式会社　社長　石松正鉄　殿
古河鉱業株式会社　社長　新海英一　殿
明治鉱業株式会社　社長　板橋喜介　殿
雄別炭礦株式会社　社長　片岡良太郎　殿
太平洋炭礦株式会社　社長　山荘一雄　殿
日本炭鉱労働組合　中央執行委員長　原茂　殿
三池炭鉱新労働組合　組合長　菊川武光　殿

中央労働委員会
あっせん員　藤林敬三

あっせん案

今次期末手当争議については下記により解決されたい

記

1. 鉱員
　(1) 期末手当として一人当の平均二五、〇〇〇円（税込）を支給すること
　(2) このほか、一時金として一人当り平均五、〇〇〇円（税込）を支給すること
2. 職員
　(1) 期末手当は、鉱員期末手当に前期の例による倍率を乗じた額を支給すること
　(2) このほか、一時金として一人当り平均五、〇〇〇円（税込）を支給すること
3. 支給条件並びに細目等については前期の例によること

以上

昭和三六年一二月三日

宇部興産株式会社　社長　中安閑一　殿
日本炭礦株式会社　社長　満沢仁　殿
貝島炭礦株式会社　社長　貝島太市　殿
杵島炭礦株式会社　社長　帆足四郎　殿
日本炭礦労働組合　中央執行委員長　原茂　殿

中央労働委員会
あっせん員　藤林敬三

あっせん案

今次期末手当争議については下記により解決されたい

記

1. 鉱員期末手当及び一時金として次のとおり支給すること（いずれも一人当り平均、税込）
　貝島（期末手当）二五、〇〇〇円、（一時金）四、〇〇〇円
　宇部（〃）二一、〇〇〇円、（〃）三、〇〇〇円
　日炭（〃）一七、〇〇〇円、（〃）三、〇〇〇円
　杵島（〃）一七、〇〇〇円、（〃）三、〇〇〇円
2. 日炭の職員期末手当は、同社の鉱員期末手当に前期の例による倍率を乗じた額を支給すること
とし、このほか一時金として一人当り平均三、〇〇〇円（税込）を支給すること
3. 支給条件並びに細目等については前期の例によること

あっせん案提示後、スト中止までの経過

二六回中斗までの各社の交渉経過

○貝島
三日午前九時から交渉開始、会社提案「年内支給一五、〇〇〇円、五、〇〇〇円社内預金二月以降支払い、残額一一、〇〇〇円は一ヶ年すえおき」ののち一二時休憩。
二時から再開、「一ヶ年すえおきを一〇ヶ月に縮める、利息見合額を別途考慮する」こととなった。

○日炭
三日午後三時から交渉開始、年内一〇、〇〇〇円、残額社内預金、明年六、七月に支給することとなった

○杵島
三日午後四時交渉開始、年内一〇、〇〇〇円残額は来年六月まで分割払いを会社が提案、交渉中

○宇部
三日午後三時一五分交渉開始、半額を年内、残り半額を社内預金六ヶ月すえおきを会社提案。四時五〇分交渉は事実上決裂状態におちいった。

○二瀬
額は了解、支給方法はできるだけ八社に準ずることとなっており、交渉中、

○八社
三日午後三時四〇分交渉開始、半額年内支給、残額は明年とし別途協議したい旨会社側は提案事後交渉継続

第二五回中斗委員会

三日午後八時から中斗を開催、各山の経過を報告ののち「あっせん案について、宇部を除いて了解するとともに、さらにのこった問題点について、精力的に交渉を進め、可能なかぎり一斉ストを中止する」との方針を満場一致で決定

スト中止にいたる経過

○八社
四日午前〇時より一時三〇分まで支払方法について集合交渉をもったが進展なし
午前一時〇分より各社毎の交渉に移行したが、具体的な進展のないまま二時三〇分一たん休憩
午前三時二〇分より各社交渉を再開、それぞれ次の通り年内支給、残額については別途協議ということで了解点に達し、ストライキ中止を指令した。

	社別	大平洋	三菱	古河	住友	三井	北炭	二瀬
スト中止	三、二五	三、四〇	三、四五	三、五〇	四、〇〇	四、二〇	四、四〇	五、三〇
年内支給	六〇～八〇%	六〇～七〇	六五%	六〇%	六五%	六〇%	七〇%	六〇%

○杵島、（貝島・日炭）
午後九時一〇分より支払方法について交渉を行ない、一たん休憩ののち、四日午前〇時三〇分再開最終的には、手取り一〇、〇〇〇を年内支給残額については明年七、八月に分割支給ということで二時三〇分了解点に達した。
午前三時二〇分杵島が了解点に達したので、貝島、日炭とあわせ、三社についてストライキ中止を指令した。

○二瀬
午前五時三〇分、支払方法について年内六〇%を支給、残額は明年一～三月に支払うということで了解点に達し、ストライキ中止を指令した。

協定書

貝島炭砿株式会社と日本炭鉱労働組合とは昭和三六年下期々末手当に関し左記の通り協定する

記

一、期末手当

㈠ 鉱員

・昭和三六年九月末日現在在籍鉱員（組合専従者、西独派けん者を除く）に対し、一人当り平均二五、〇〇〇円（税込、但し新労団体報奨金一、七〇〇円は手取）を支給する。

二、一時金

昭和三六年九月末日現在在籍する鉱員（組合専従者、西独派けん者を除く）に対し一人当り平均五、〇〇〇円（税込）を支給する。

三、配分については別途会社・組合間において協議決定する。

昭和三六年十二月三日

付属諒解事項

貝島炭砿株式会社と日本炭鉱労働組合とは昭和三六年十二月三日付協定書に関し左記の通り諒解する。

記

一、昭和三六年十月一日以降入籍し、引き続き支給当日在籍する鉱員に対し、次の金額を支給する。

十月中の入籍者　五、一〇〇円（税込）
十一月中の入籍者　四、〇〇〇円（税込）
十二月中の入籍者　三、一〇〇円（税込）

二、昭和三六年四月一日から同年九月三十日までの間の停年、依願、死亡及び公私傷病による退職者については、従前の取扱い通りとする。

三、その他の事項については、別途会社、組合間において協議決定する。

昭和三六年十二月三日

参議院選挙推進に関する

貝島労組選挙対策委員会（案）

一九六一・十二・
貝島労組

第十二回（六・一）炭労中央委員会の決定した選挙斗争方針を具体的に推進し、目的達成に努めるため、次の各級選挙対策委員会を設置する。

本部選対委員会

一、構成
労組三役、労組各支部長、政治局々長、炭婦協本部三役

二、会議の運営
1、議長は組合長とする。
2、委員会は議長が必要と認めたとき招集する。

三、業務
1、炭労中央本部及び九州地方本部、並びに政党、他単産との連絡提携
2、資料及び情報の蒐集
3、選挙斗争の全般的指導及び指令、指示の通達
4、其の他方針にもとづく諸活動

四、事務局
この委員会の事務は労組本部で行う。

支部選対委員会

一、構成
労組支部長、執行委員、各支部政治局員、炭婦協支部三役、各居住区分会長、各職場分会長

二、会議の運営
1、議長は労組支部長とする。
2、委員会は議長が必要と認めたとき招集する。

三、業務
1、本部選対委との連絡
2、資料、情報の蒐集
3、支部選挙斗争の指導及び指令、指示の通達
4、其の他本部選対委の指令、指示にもとづく諸活動

四、事務局
労組各支部に置く。

居住区分会選対委員会

一、構成
分会長、代議員、炭婦協幹事

二、会議の運営
1、議長は分会長とする。
2、委員会は議長が必要と認めたとき招集する。

三、業務
1、支部選対委との連絡
2、資料、情報の蒐集
3、居住区内選挙斗争の指導及び指令、指示の通達
4、其の他本部、支部選対委の指令、指示にもとづく諸活動

四、事務局
この委員会の事務は各分会で行う。

以上

貝島労組選挙対策机構（案）

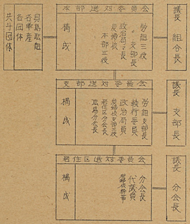
本部選対委員会
構成
労組三役
〃支部長
政治局々長
炭婦協
本部三役
議長　組合長
共斗団体
貝島砿組
各単産
各団体
支部選対委員会
構成
労組支部長
執行委員
政治局員
炭婦協支部三役
居住区分会長
職場分会長
議長　支部長
居住区選対委員会
構成
分会長
代議員
婦協幹事
議長　分会長

平和斗争予算案

オルグ費　378.720　政治局員　1.216円（賃金補償）×4人×30日＝145.920円
組合員　1.216円　×5人×30日＝182.400円
炭婦協　560円　×3人×30日＝50.400円
計　378.720円

出張旅費　342.000
博多、大牟田、北九州　1.200円（一泊、日当、宿泊料）＋400（日当）×3人×30回＝144.000円
筑豊地区、田川、飯塚、直方、その他
850円（一泊、日当、宿泊料）＋150（日当）×3人×30回＝90.000円
県内　950円（〃　〃）＋250（〃）×3人×30回＝108.000円
計　342.000円

印刷費　348.000　伝単　2円×6.000枚×4回＝48.000円
ポスター　30円×10.000枚　＝300.000円
計　348.000円

組織対策費（渉外費）　350.000　単産、炭地協、地区労、社会党、政治局、炭婦協、会議費
通信費　50.000　電話、電報、郵便料
消耗費　20.000　文具、その他
雑用費　150.000　ニュースカー、油、修理、その他
予備費　100.000
計　1.738.720

11月10日在籍　5.471人
5.471人×95％＝5.197人≒5.200人
1.738.720円÷5.200人＝334.37円≒300円……一人当り

300円×5200人＝1.560.000円
1.738.720円−1.560.000円＝178.720円
不足金は三池カンパ残額より補充する。

カンパ徴収方法
期末手当より100円、残金を1月18日より50円分割4回徴収。

労金借入資料

罷業積立金１１月末現在高

①	労金予金	４４.５６０.０９０円
②	会社予金	２５.０５０.８００円
	計	６９.６１０.８９０円

②の内２０.０００.０００円は年内に会社現金払出しの予定

労金関係の借入れ貸付分

①	期末手当斗争借入れ　８月	２６.７７４.９５４円
②	金斗借入れ	１７.１４３.０８０円
③	長期借入れ	１.６０９.５１１円
	計	４５.５２７.５４５円

上記①　期末手当分は３７年４月で終了予定である

②　金斗借入れは３７年３月で終了

③　長期借入れは３７年１０月で終了

三池カンパ罷業積立金振替の分

１８.４７５.８０７円

期末手当残額

①	３６年上期々末手当	４月以降払出し	６.５００円（平均）
②	〃　下期　〃	２月　〃	５.０００円
③	３６年下期々末手当	４月以降払出し	１.０００円
④	〃	１０月　〃	１１.０００円

上記①は５.０００円罷業積立金に振込み、貸金①を消化するよう機関決定済の分。

上記②は平均５.０００円なるも配分後税金等控除すれば３.５００円〜３.０００円程度になる予想がされる。

提案

1. 今期々末手当の１０月支払（１１.０００円）相当額を各個人別に貸付をする。但し１.０００円止りとする。
2. 総評決定の予金増強対策については組合員一人当り２.０００円であるので２月分支払金額より消化する。
3. ４月１日１.０００円の支払い分は、今期々末手当貸金の利子相当額として組合が一括、その分に充当する。

尚、貸付対象者は長欠者及び新規入山者で、今期々末手当支給に該当する者を除く組合員全員とする。

組合員数	５.４５９人	（１１月３０日現在）
長欠者	４３人	
新規人山者	１８５人	
計	５.２３１人	

昭和３６年下期組織防衛費一人当り１００円の徴収は、２月支給額より控除する。

附属覚書

貝島炭礦株式会社と貝島大之浦炭礦労働組合とは昭和３６年１２月４日付協定書に関し下記の通り覚書を取交す

記

１. 協定書記１.及び記２.の合計額（以下単に２９.０００円という）中１人当り平均１３.０００円は年内に支払う

２. ２９.０００円中１人当り平均５.０００円は税引（１８.０００円より１.７００円を差引いたものに対する税金）後各人毎の従業員預金に繰入れる

尚、払出時期については昭和３７年２月１日以降とする

３. ２９.０００円中１人当り平均１１.０００円（税込）は昭和３７年１０月１日に各人毎の従業員預金に繰入れる

尚、払出時期については別途協議する。

昭和３６年１２月４日

貝島炭礦株式会社
副社長　貝　島　弘　人
貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉　田　元吉郎

確認事項

貝島炭礦株式会社と貝島大之浦炭礦労働組合とは昭和３６年度下期出炭確保のために下記の通り確認する。

記

１. 支給額

昭和３６年度下期出炭確保に協力するという事で昭和３７年４月１日に臨時増産賞与として１人当り平均１.０００円（税込）を支給する。

２. 支給条件

昭和３６年９月３０日に在籍し、且つ期末手当支給当日在籍する本層鉱員とする。但し、昭和３６年１２月１日付で大之浦商事株式会社に移籍されたもので上記条件に~~該当するものは~~該当するものは支給する。

昭和３６年１２月４日

貝島炭礦株式会社
副社長　貝　島　弘　人
貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉　田　元吉郎

附属諒解事項

貝島炭礦株式会社と貝島大之浦炭礦労働組合とは昭和３６年１２月４日付協定書に関し、下記の通り諒解する。

記

1. 昭和３６年１０月１日以降入籍し、引続き支給当日在籍する本雇鉱員に対し、次の金額を支給する

１０月中の入籍者	5.１００円	（税込）
１１月中　〃	4.０００〃	（〃）
１２月中　〃	3.１００〃	（〃）

2. 自昭和３６年４月１日至同年９月末日間中の停年、殉職死亡及び公私傷病による退職者並びに職員に登用された者については従前通り支給する
3. その他の事項については別途会社組合間において協議決定する

昭和３６年１２月４日

貝島炭礦株式会社
副社長　貝　島　弘　人

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉　田　元吉郎

協定書

貝島炭礦株式会社と貝島大之浦炭礦労働組合とは昭和３６年下期鉱員期末手当に関し下記の通り協定する

記

1. 期末手当

   昭和３６年９月末日現在在籍する本雇鉱員（組合専従者西独派けん者を除く）に対して１人当り平均２5.０００円（税込、但し勤労団体報奨金1.７００円は手取）を支給する

2. 一時金

   昭和３６年９月末日現在在籍する本雇鉱員（組合専従者西独派けん者を除く）に対して１人当り平均4.０００円（税込）を支給する

3. 配分については別途会社、組合間において協議決定する

昭和３６年１２月４日

貝島炭礦株式会社
副社長　貝　島　弘　人

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉　田　元吉郎

覚書

貝島炭礦株式会社（以下会社という）と貝島大之浦炭礦労働組合（以下組合という）とは、中央露天開発に関し下記の通り覚書を取交す。

記

一、生産関係

1. 第五坑は昭和４３年まで年間約２２万４千屯の計画で採掘する。

2. 菅牟田小学校下区域（第一捲卸左部、仮称）は、昭和４４年以降第五坑より採掘する。
　但し、他区域の採掘上問題が起きた場合は採掘時期を変更することがある。

3. 中央露天出炭に伴い新菅牟田坑の選炭関係は、三方操業とする。その時期、出炭についてはその時点に於て別途話合う。

二、厚生関係

1. 社宅移転計画

⑴ 第一次移転４６戸分については、移改築及び空屋補修により行う。移転先については坑・支部間で話合う。

⑵ 第二次移転の１７１戸分については、移改築により行う。
　但し、一部は空屋補修によることもある。移転先については、表土埋立地等の中から適当な移転先をその時点に於て話合う。

⑶ 第五坑採掘に伴う社宅移転等については、事前に会社、組合間で話合う。

⑷ 補修程度、転宅条件等については事前に話合う。

2. 業者の社宅、浴場について
　会社は業者の社宅、浴場については組合員及びその家族に迷惑をかけない。

3. 火葬場について
　宮田町当局と交渉の上、諸条件については別途話合う。

4. 道路について
　会社、組合間で話合う。

三、その他

中央露天開発に当り、上記一、二、以外の問題が起きた場合は、別途話合う。

以上

昭和３６年１２月２９日

貝島炭礦株式会社
勤労部長代理　達　国雄

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉田　元吉郎

議事確認

貝島炭礦株式会社と貝島大之浦炭礦労働組合とは、昭和３６年１２月２９日付中央露天開発に関する覚書について下記の通り確認する

記

覚書二、の２関係

1. 業者の社宅は原田社宅をあてる。

2. 浴場は業者に設備させ、社宅の浴場を利用させない。

以　上

昭和３６年１２月２９日

貝島炭礦株式会社
勤労部長代理　遠　　国雄

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉田　元吉郎

別紙(2)

中央工場新会社設立関係補足説明

S.26. 12. 29

(1) 第2回の団交にて組合側から

新会社としなくても、炭砿の中にあっても、設備投資はできるのではないかとの御質問がありましたが、

この点については、先日も述べましたように、最近の炭砿会社の起業投資は、開銀その他外部からの融資に頼っているためその制肘を強くうけています。従って、この限られた枠の中での投資となりますと、坑道掘進等の出炭に直結する部門に重点がおかれ、中央工場の投資は殆んど不可能であり、次才に機械設備は、老朽化し、折角の優秀な技術も宝の持ちぐされとなって、ジリ貧の傾向を辿らざるをえません。現在、近隣の同程度の工場では、1人当りの水揚げは10～15万円、又はそれ以上ですが、中央工場はその力を持ちながら7万円程度であります。これは設備面の改善ができない為であります。

このように炭砿会社の中では設備投資は期待できませんが、新会社となれば、炭砿会社の経営とは別個に、新会社の機械工場会社としての前途、機械工業の動向等から見て、融資もうけられ設備の改善も可能であります。又現在機械工業は少くとも現状より不況になることは考えられず、この面から考えても新会社とすることが、中央工場自体を発展させる事であると共に炭砿会社のコスト低減にも連なることになります。

以上申述べましたように炭砿会社に属しておったのでは、今後設備改善への資金投入は皆無と申しても過言でありません。

この点御理解願えると思います。

(2) 炭砿会社の中にあっても、外部からの注文をうけられるのではないかとの御指摘がありましたが、

この点については先ず信用の問題があります。

中央工場は、現在、優秀な技術と経験をもっておりますが、炭砿会社の組織の一環である以上、注文をする方からみれば、炭砿関係の作業が暇な時に仕事をするのだという先入観をもつことは必定です。即ち機械工業として最も重要な納期の確実性という面に信頼がおけないということです。

中央工場が機械工場として別個の会社になれば、独立会社として発注者の懸念を払拭し、一般の信用も獲得しうることになり、優秀な技術と相まって、受註の拡大も期待しうると信じております。

又、積極的に受註ということになれば、一般機械工業界の動向を注視し、これにマッチした機動的な経営をせねばなりません。

例えば、炭砿会社関係の作業であれば資材購入等についても、過去の貯蔵品の消費傾向から、計画的な購入もできますが、受註となればどんな注文がくるかを常に予見し、これに対応する態勢を整えねばなりません。この為には専門的な知識を要し、炭砿経営の片手間でやることは非常に困難性があります。従って中央工場を新会社とし機械工業会社としての組織を確立した中で、始めてうま味のある受註もでき、且つ注文を消化しうるということになります。

(3) 設備を強化すると云われながら、何故人員を減らすのか、との御質問がありましたが、この点について

先日も御説明しました様に、機械工業の趨勢として鍛冶関係は、加工に非常な費用を要するため、溶接部門に替えられつつあります。炭砿関係の作業もその例にもれず、鍛冶部門の作業が少なくなっておりますので、先日お渡しした人員計画の資料にもありますように、現在人員28名を13名に減らさざるを得ませんし、この人員で十二分にやっていけるわけであります。

以上は発足当初の人員計画で、勿論、将来この陣容でいこうということではありません。業績の向上、設備の拡充と共に人員不足又は新陳代謝も必要となってくると思います。従って将来には、若年層の従業員を増やし、養成することも考慮せねばならないことは当然です。又、徒弟制度という形式も考えていますが、この場合は、現在の中央工場程度の規模の一会社では、当局の補助もおりませんので、将来他の同様会社とタイアップして作っていかねばならず、新会社の業績、業界の動向とにらみ合わせて検討していくことになります。

(4) 新会社となれば、労働条件が低下するのではないか、と心配されている向がありますが、

中央工場が、一般受註をうけるようになれば、賃金制度をそれにマッチしたものにせねばなりません。炭砿の賃金制度は、どうしても坑内夫を中心としたもので、中央工場の態様にそぐわないものであったことはいなめません。

新会社となれば、このような束縛をはなれ機械工場本来の賃金制度能率給制度をとることができ、受註の増加により自らの手で増収をはかることができるようになり、心配される点はないと存じます。

(5) 内容 各砿の分工場を中央工場に集約することは、保安、出炭面に悪影響があるのではないか、と危惧されているようですが

会社としては、各砿の分工場全部を中央工場に集約し、各砿には何も置かないということを考えているわけではありません。

ただ新会社の陣容の中に入れる、即ち 新会社の直営でやるということです。従って、各砿の出炭、保安に関連して、各砿でやらねばならぬ仕事については、新会社の在籍でやってもらうということです。然し現在の分工場の仕事は、以前に比し非常に少くなっています。これは先日も説明しました様に、機械技術の発達により部品の規格が正確となり、このため部品が故障しても直ちに貯蔵している部品と取換える事ができる様になってきた為です。然し坑内という特殊事情から、やはり現物あわせが必要なものもあるので、その範囲に関しては提案しております様に新、五坑関係に一部溶接部門を残置することで、出炭、或いは、保安上からしても十分賄えると思っております。

もし、どうしても各砿で処理せねばならぬ突発的な作業が生ずれば中央工場から専門の人を、派遣する等の機動性を発揮することも出来ますので、したがって保安、出炭に支障を来たすことはないと確信しております。

以上、先回の図表の説明を補足致しましたが、中央工場を新会社とせねばならぬ理由、炭砿会社の中では、どうしても発展できない理由を御理解していただきたいと思います。

以上

営繕関係請負切替えに関する件

営繕関係の請負切替については、昨年11月20日、目下検討中なる旨を申し上げてありましたが、その後、検討しました結果成案を得ましたので、本日正式に提案することに致しました。

御承知のように現今のエネルギー革命に対処するため、今からの炭砿経営は当然変革されねばなりません。

今までの炭砿経営は我が国の炭砿が僻地にある関係から、出炭に直接関係しない付属部門を抱え、云わば、自給自足の体制をとっておりましたが、近年の技術革新、経済の発展には、このような態勢をとっていたのでは他産業に追随していけません。

そのため各社においては、いろいろの諸施策をとっておりますがその一つとして炭砿本来の事業に直接関連のないものは極力分離してその部門の責任体制を確立し、側面から炭砿の能率向上、コストの軽減に協力し、炭砿はその本来の事業たる石炭採掘業に全力を傾注できる体制を整える事が一般の趨勢であります。
所謂「切羽から選炭まで」ということです。

従って当社においても、この線に沿って、他社に劣らない体制を作らねば競争の落伍者とならざるを得ないので、営繕係の業務中、直営でやっている作業を今後は請負に切替えることと致したい。

かたがたS38年までの石炭産業の合理化目標は、出炭能率28.4屯であり、これを達成出来ねば、スクラップの山になる運命にあり従って石炭産業の諸政策の恩恵を浴することもできませんし、又銀行等の対外的にも、能率の高低は、その企業経営のバロメーターになるのであって、能率の向上はこの面からも必要不可欠なものであります。このため好むと好まざるとに拘らず、今後の石炭経営には坑外付属部門を分離し、能率の向上、コストの低減をはからねばなりません。

以上申述べましたように、現在炭砿経営のおかれている実情を深く認識されて、枉げて御理解願いたいと存ずる次第であります。

請負切替について

(1) 営繕関係の業務中、従来直営で行っている作業を今後は請負に切り替える。

尚、請負切替により社宅補修等の福利厚生関係について、御懸念される点もありましょうが、会社としては、皆様の御迷惑にならぬよう善処する。

(2) 切替時期

組合の了解を得次第請負に切替えたい。

(3) 在籍坑員の取扱

事務所関係坑員（技術夫2，図工1，事務夫1）は炭砿会社に残置する。その他の人については

イ 炭砿会社に残留を希望する人は、原則として坑内夫に転配して貰うが、坑外に定員不足の個所があれば受入れる。具体的には砿・支部間で話合う。

ロ その外の人については、移籍して貰う。

? (4) 切替時の労仂条件

① 配置転換者の取扱

転勤手当、転職手当等については、昭和36年4月1日付協定の諸取扱を準用する。

② 移籍するものの取扱

(a) 退職金

炭砿会社における退職金は事業の都合による退職として取扱、その退職金は炭砿会社退職時に支給する。但し、従業員積金にくり入れる。支払いについては、別途協議する。
移籍后の退職金は移籍した会社の退職金規程による。

b 賃金

昭和37年6月30日までは炭砿会社における現行協定を準用する。

昭和37年7月1日以降は移籍した会社において決定する。

(c) 期末手当

期末手当は、移籍した会社において決定する。

(d) 労仂時間

移籍した会社において決定する。

(e) 年次有給休暇

配給所新会社設立時の取扱を準用する。

(f) 福利厚生関係

従来通り利用させる

(g) 健康保険組合関係

大之浦健康保険組合に加入させるよう努力する。

③ その他

入替採用希望者については、S36.4.1付覚書の会社両建に伴う、入替採用特別措置を準用する。

以上

中央工場(含各砿分工場)新会社設立について

中央工場、各砿分工場の新会社設立に関しては、昨年11月20日に提案しまして以来、前後3回にわたり、新会社設立の理由、新会社の将来の展望等につきまして、説明致しましたので、この点御理解を得たと存じます。

然し、未だ皆様方にとり、新会社の前途に、御不安があってはと思いますので重ねて御説明致します。

新会社になりますと、設備の改善という面についてみても、先日も御説明致しましたように、炭砿会社の中にあっては、不足勝ちな資金の中から中央工場への投資は、到底不可能でありますが、炭砿会社とは別個の独立会社となれば、新会社の業績如何、見通し等からみて融資も可能であると信じております。とりあえずは、新会社設立と同時に約2000万円の設備投資をして、機械設備の改善に充てることは、すでに提案しておりますが、その他、今度の国会に上提される産炭地振興法案が施行されると、炭砿離職者又はその子弟を20%以上雇傭する等の条件があれば、数十万円の融資を申込める事になりますので、この面についても目下準備中であります。

従って、振興法が施行されると同時に申請し、融資をうける態勢をとっておく為に、一日も早く中央工場を新会社としておく必要があります。

次に、新会社は、炭砿関係の製作、修理という一定の注文が、ありますので、これだけでも新会社は、他の一般の工場より安定した経営ができますが、その上に優秀な技術と、他の機械工場にない一貫作業ができるという有利さをもっておりますので、目下、日立製作所、八幡製鉄、安川電気等との提携についても、夫々有力なコネがありますので、現在話合を進めておりますが、何分にも新会社が発足しないと確定的な話合が出来ず、その為にも早急な妥結がのぞまれる訳で、新会社の前途については、十二分に期待出来ると信じております。

このように、新会社の受註が活発になりますと、中央工場の組合員の給料については、賃金制度を機械工場独自の能率給制度に改め、皆様方自らの手で優秀な製品をつくり、能率をあげることにより、増収も図りうることになります。

その外、各砿の分工場を中央工場新会社に吸収し、集約することに対し、出炭、保安ニ影響があると危惧されている点もありますが、先日も御説明しましたように、現在は、部品の規格が正確になり、故障しました場合にも、豫め準備している部品を直ちに換えることが出来るようになり—所謂互換性の維持ということですが—各砿分工場の作業は、非常に少くなっています。とくに旋盤、仕上、鍛冶の作業で、所謂完成持ち」の仕事が非常に減っており、各砿分工場では、熔接の仕事が大部分となります。尚、鍛冶関係の炭車金物、クリップ等は、予備品を準備しておくとか中央工場新会社と十分連絡をとれば、出炭、保安には支障は来しません。然しながら、皆様方の心配もありますので、新五砿関係には、新会社の分工場として1ヶ所置くと提案しておりましたが、これを新砿、五砿に夫々新会社の分工場をおくことといたします。

尚、六砿についても、当分の間残置します。(然しいずれもその作業は、熔

接のみに限定致します）

以上、中央工場と各砿分工場の新会社設立に関する考え方について述べましたが、その后、組合側の御要望について、種々検討しました結果、次の通り修正提案致します。

尚、会社としては、以上述べましたような事情により、中央工場の新会社設立の準備を始めたいと存じますので、この点御了承願いたい。

（提　案）

一、人員関係、

先般の提案では、「若干名配置転換する」としておりましたが、「原則として、全員炭砿会社を退職の上、新会社に引継ぐこととする」（但し、新会社に於て配転はありうる）

二、移籍する場合の労働条件その他

前回提案通り。

三、移籍しない者の取扱い、

1. 全員新会社に、引継ぐこととするが、鍛冶工で、炭砿会社に残留を希望する人については、坑内直接夫に限り配置転換する。
2. 1により、配転するものの配転料は、今次会社再建に伴う配転条件（昭和36年4月1日付協定書）を準用する。

以　上

大衆のための政治、明るい社会の実現をのぞむに当って

―社会党西鞍手支部―

目　次

はじめに
一、党組織をつくり発展させようとする理由
　1、保守党の政治は大衆泣かせ
　2、炭労（総評）の方針にも立脚して
　3、政治意識を高め明るい社会を
二、どう活動するのか
　1、目的と方針について
　2、組合との関係について
　3、批判と実践について
三、むすび

はじめに

西鞍手（宮田、若宮、小竹）に在住される労働者、農民、中小零細企業者、一般市民のみなさんには、毎日の業務に加え、悪政のための一方的な合理化や金融の引締めによる黒字倒産の悩み、あるいは所得税どころか諸物価の値上げ等でたえまない不安な生活、誠に御苦労に存じます。

さて、私ども社会党西鞍手支部はさきに発足をみ、相互に切磋琢磨し、政治意識を高め、大衆の利益を守る行動・実践の中から明るい、住みよい平和な社会（生活）の実現を目指して努力すべく活動を起したのであります。

ところが党活動の趣旨の不徹底や党員の努力不足のため、活動が停滞し、ともすれば誤解や疑惑を招いていることを知りました。

従って、ここに活動の目的、方針を明らかに致しますので、みなさんの深い御理解による活動への参加、あるいは御協力を訴えるものであります。

一、党組織をつくり発展させようとする理由

１、保守党の政治は大衆なかせ

まず、今までの政治（自由、自民党政府の）を振り返りますとき、私たち貧乏人（大衆）にとっては何一つとして、よかったという政治はみられませんでした。

一つ一つ例をあげるまでもなく

総てが、働く者や国民大衆を犠牲にして大資本だけが儲けるような政策ばかりがとられてきたといっても過言ではありません。

早い話が、今の池田内閣に例をとりましても

「高度成長」政策をとれば国は豊かになり国民の所得は倍に増えると大ミエをきりましたが、その結果はどうでしょうか「儲かる産業にだけに投資が行われる」という大企業中心の成長策であり、石炭産業や労働者、中小企業、一般市民は、国際収支の赤字からくる金融引締めで「所得倍増」はおろか、諸物価値上げ「物価倍増」というとんでもない事態のため生活不安に喘いでおります。

さらには、自由化促進による合理化の場合も、その犠牲を押しかぶせられているのは、働く者だけでありますし、一千万円をこえる失業者は放置されているに等しい状態におかれ中小零細企業は黒字倒産のうきめにあっています。

あまつさえ、平和憲法の改悪を企図し戦争への道をとろうとしていること。あるいは「政暴法」で左右の暴力を取り締るといいながら労働（大衆）運動を弾圧しようとしていること、「政党法」で政治結社の活動を規制し、「選挙法」「国会法」を手前勝手にかえようとしていることはファッショ政治のキザシといえますし、とんでもない悪政であります

思えば、日の当らない谷間にあえぎ何とか生きようとする私たちに何を与えようとしているのか、それは多くを語る必要もないでしょう。

今の私たちの生活がそうなのですから。

このように、今までの保守党の政治は誰が首相の場合でもこのように、今までの保守党の政治は誰が首相の場合でも決して働く者や国民大衆の味方ではなく、大資本家の味方でしかなかったと断言できるといえましょう。

そこで今のままでは私たち働く者と国民大衆は浮ぶ瀬がありませんから、政治の在り方、社会の仕組をかえる必要があると考え、みんなで話しあい政治をかえさせる行動を起そうというのが組織化のそもそもの理由なのです。

２、炭労（総評）の方針に立脚して

さきに若干ふれたように、吉田、岸、池田へと連なる保守政権の政治のやり方は、決して私たちの味方ではなかった。

では、どうしたら働く者や国民大衆の生活はよくなるのか、明るい社会ができるのか。

それは、組合（炭労）運動の斗いの中である程度の前進はみることができますが、しかし問題は政治であるし政策をかえねば根本的な解決は望めません。

従って、炭労（総評）としては、自らの方針とマッチする方針をかかげている革新政党（社会党）を育成強化することこそ急務であると決め、積極的に支持し勢力を拡大することにしているのです。

そのことは、組合運動そのものが経済斗争という一応の枠の中での行動であるし、限界があるからです。

故に私どもは、炭労の方針からしても社会党支部を組織し活動を強める必要があると考えたのです。

3、政治意識を高め明るい社会を

現在の暗い社会と生活をもっと明るくするには、限界ある運動を党活動の場から発展させることが必要であるとさきに述べましたが、「言うは易く行うは難し」の例えの通り、このことの実現は一朝一夕にしてなるものではありません。

要は如何にして社会党を強く大きくするかということに係てかかっていると思っています。そのために、一番大事なことは、お互いに政治のこと、社会の動きをもっと話合い、勉強し、これらの意識を高めることがまず肝要であります。

そうすれば、政治のやり方のまずさや悪いところがハッキリしてくるし、それを切えさせようという動きが必然的に起り、それが全国的に盛なれば、悪政を切えざるを得ないということになると信じています。

故に、私どもはいろいろ困難はあろうけれども、みんなではげましあい、明るい社会、住みよい平和な社会をつくろうとしているのです。

二、どう活動するのか

1、目的と方針について

端的にいって「平和的、民主的に社会主義社会の実現を目指す」というのが目的であります。ところが、なじめない言葉のためにかたぐるしさや、未知数の危険を感じせしめているむきもあるようですが、ひらたくいいますと、

「資本主義社会の政治では、何日までたっても働く者は賃金を搾取（サクシュ～働いただけの賃金がもらえず、中間で抜きとられる意味）されるし、首は勝手に切られ、労働強化は強いられるという宿命になっていますので、賃金も働いただけとれるし、のびのびと働ける社会をつくろう」ということが目的なのです。

その場合、どういう手段・方法で達成するのかといいますと、民主的且つ平和的な方針により前進することにしております。

従って、その運動は労働者はもち論、国民大衆の深い理解と積極的な支持なくしては、政権を獲得することが出来ませんし、私どもの努力と相俟って、みなさんの御賛同と御協力を呼びかけているのです。

2、組合との関係について

組合組織の中に党組織をつくる場合、常に問題となりますのは、イデオロギー（思想）の対立、方針の食違いによる摩擦による混乱、紛争であるようですが、私どもの場合、次のような割り切り方を致しております。

イ、組織の中に組織をつくる問題

たしかに組合組織の中に党組織などをつくることは、徒らに混乱を招く憂いがありますが、さきにも述べましたように、組合運動の限界を考えますとき「労働者解放」の道を切り拓くには、政治活動がどうしても必要となってきます。

従って、自らの生活をよくするためには、自らが政党人となって政治活動を推進することが必要であるし、現在の情勢が働く者にとって厳しいだけにその必要性を痛感したからであります。

ロ、組合の決定には従う

党員であっても、その人が組合員である場合「組合の決定にはあくまでも従う」ことにしています。たとえ内部討議の場で如何に議論をたたかわそうとも、この立場だけは明らかにしているところです。

3、批判と実践について

具体的な活動については、当面する諸問題への取組み、学習、社会新報の購読等を積極的に実践することにしていますが、社会党を育成強化するという立場での運動ですから、社会党の在り方に対してもどしどし批判をしていく考えですし、自らの欠陥についても大きく自己批判を繰返し、一歩でも二歩でも前進するよう心掛ける所存です。

三、むすび

以上、社会党西彼杵支部を強化し発展させようとしている、私どもの考え方を具体的にのべましたが、卒直にいっていまだ軌道に乗っていない当組織のことではありますし、気のきいたセリフもあったかとは思いますけれども、要は、働く者や国民大衆のよりよい社会をつくるために努力しようというのが本心ですから、みなさんの積極的な参加と、御協力を切望するものです。

これは、必ずしも党員としてではなく「党友」或いは、趣旨賛同者という立場でも結構ですから、お呼びかけする次第です。

		苐一投票所 南校区	苐二投票所 二坑区
町部側	区	太蔵北区 太蔵東区 太蔵中区 太蔵南区 太蔵西区 桐野本区 桐野東区 明野 千石 生見 所田 中央商店街 上大隈東 上大隈西 本城 岩渕	上大隈西
	組	大正町組 観音下組 竪坑下 梁の久保 谷頭組 下方組 上ノ原組 長栄寺南 長楽寺北 松山南 松山北 北総城 南総城 本白 日赤病院	桜樋組 平和組
炭砿部側	区		二坑一区 二区 三区 四区 五区 六区 三楽区 平和区 隈田区 三栄寮 通勤区
	組		
職員部側	区		本社関係 二坑関係
	組		杉坂 順町 職員合宿 新原町 新町 大和町 豊町 万町 堅町

第三投票所	第四投票所	第五投票所	第六投票所
六坑区	北校区	新坑区	五坑区
長井鶴南 委井鶴北 板深	鐵光 本城 岩隈 鶴田 東町	植安	鶴牟田本町 鶴牟田上本町 松尾 東組 中組 西組 北組 南組
		一丁目 二丁目 三丁目 四丁目 五丁目 六丁目	一丁目 二丁目 三目目 四丁目 五丁目 一丁目 二丁目 三丁目 四丁目
六坑一区 二区 三区 四区 五区 通勤区		新坑関係 東区 西区 中区 北区 南区 構寮 菅町 通勤区 旧西五坑関係 古町 坂町 綠町 旭町 新町 元町 平和町 組関係 足立組 古森組 西村組 日産組 坂本組 富士建設	五坑二区 三区 五区 入区 上町 明正組 鉄心寮 毛勝坑所外
從山 東野		病院関係 東部社宅 南部〃 西部〃 北部〃 宮町〃 平和町〃	樽原 中部 西部 北部

	第七	第八枚原所
	笠松	笠松
日陽上組 中組 下組	笠松飯之倉	井田 上有木 下有木 内山 倉久 四郎丸
	笠松夏領 廿石（六拾五石）	

桃山

毛勝

庄司

原田

第三次合理化斗争の経緯

一、中央工場、各坑工場、営繕について

◇会社提案

○中工、各坑工場関係（三六・一一・二〇提案）

○営繕関係（三七・一・一五提案）

提案内容

イ、中央工場を炭鉱会社より分離し、新会社とする。

ロ、各坑工場を炭鉱会社より分離し、中央工場（新会社）に統合する。

ハ、各坑営繕を請負業者（目下のところ明鉱産業）に切替える。

提案理由

提案している事業場は、炭鉱本来の事業に直結しないので切離すこととしたい。切離すことによって能率・コストの面から他社に劣らない生産体制をとることができる。しかも、中央工場は炭鉱会社から独立させることにより、進歩的な設備もでき、現在の機械設備に改善を加えることにより、製修工場独自の工場組織を確立し、生産の増加を計り、更に広く市場を外部に求めることにより機械工業会社としての発展を期することができる。現状のままで推移すると、炭鉱会社に附属し、機械工場として不可欠の設備改善、賃金等も意の如くならず、機械設備は老朽化して、衰微する一方である。

各坑工場は、現在のところ予備品を準備すると外、中央工場新会社と十分連絡をとれば、出炭、保安上にも支障をきたすことはないので、中央工場に吸収集約し技術を生かしていきたい。

各坑営繕については、炭鉱本来の事業に直接関連のない事業場であるので、これを切離し、側面から炭鉱の能率向上、コストの軽減に資するべきである。

◇組合の基本的態度について

組合は、これ等提案を第三次合理化として受けとめ、職場分離、請負切替えについては、雇傭の安定、労働条件の維持向上が確保されない状態で、ただわれわれにのみ犠牲を転嫁するこれ等の提案については、容認することはできないという、基本的な考え方（合理化号外三六・一二・二五発行）を臨時総会（三六・一二・二二）の決を経て決定し、これに基く団交を行うことになった。

◇交渉の概要

※中央工場及び各坑工場団交回数※

第一回	三六・一一・二〇	第五回	三七・一・二〇
第二回	三六・一二・二三	第六回	三七・一・三一
第三回	三六・一二・三〇	第七回	三七・二・二
第四回	三七・一、一五		

上竹子

交渉内容

会社説明

中央工場が炭鉱会社のなかにあっては、不足勝な資金のなかから投資は不可能であるが、新会社になれば営業状態如何、見通し等からみて融資も可能である。

新会社設立と同時に約二千万円の設備投資をして、機械設備の改善に充てる。その他産炭地振興策が施行されると数十万円の融資も申請し融資をうける考えである。

次に、新会社は、炭鉱関係の製作、修理という一定の注文がある上に、他の機械工場にない一貫作業ができるという有利さをもっているので　日立製作所、八幡製鉄、安川電気との提携についても現在、話し合いを進めておる。

これ等を考えた場合、他の一般の工場より、炭鉱関係の製作・修理という一定の注文があり更に外部よりの受注をうけうるということで、安定した生産ができる。

賃金制度にしても、機械工場独自の能率給制度にあらため、優秀な製品をつくり、能率をあげることにより、増収を図り得る。

なお、各坑の工場を新会社に吸収し、集約することは現在は、部品の規格が正確になり、故障した場合、あらかじめ準備している部品を直ちに取替えることが出来るようになったため、工場の作業（非常に少くなった。とくに電気、仕上、製缶の作業）で所謂「完成待ち」の仕事が非常にへって、各工場では溶接の仕事が大部分になった。

したがって、溶接工のみを配置することにより、新会社と十分連絡をとれば、出炭、保安に支障はきたさない。

組合質問要旨並びに会社回答

鉱工業界の進展のなかから、中央工場が発展的要素を期待されるのであるなら、炭鉱会社の一環として利益をあげる方策をとるということもあり得る。

われわれは、雇用の安定が基本方針である安定生活の確立のために発展的展望の内容を明らかにすべきである。

なお、各坑工場については、出炭作業と密接な関係にある部署を分離することは、生産・保安上緊急を要する場合、支障をきたすという不安がある。

具体的質問事項（抜萃）

組合の質問	会社の回答
⊙ 中央工場関係 一、中央工場を炭鉱会社の一環として、なかで投資をして、利潤をあげることは可能でないか	一、炭鉱会社の現在の経営状態は、開銀その他から融資をうけて賄っている。したがって、その使途はひもつきで厳しい制約をうけている。 各坑から要求されている営業費の予算総額は、約十一億であったが、銀行からの金融をまって賄っておる関係上、削減につとめ、約三四億に賄った。このような状態のなかから、中央工場の設備改善に若干でも資金を廻すことはできない。 もしも、中央工場へ投資し、利潤をあげるとした場合、いまのような限られた資金枠のなかでは、石炭採掘に直接必要な資金が更に不足し、生産阻害となることは明らかなことであり、実行できない。

2、独占的要素をのべているが、その内容を明らかにせよ。

3、八幡、日立、安川の外注内容を具体的に説明をされたい。

4、設備投資、並びに運転資金について具体的に明確にせよ。

5、将来の展望にたった人員計画を明示せよ。

6、賃金制度について請負給にするといわれるが、各作業工程毎に請負給にするのか、全般的にするのかその範囲を明確にせよ。

◎各地工場関係

1、各地工場では仕事なしの緊急作業が増えている。業者となった場合、手続上の問題で保安、生産に支障を来たすことになるのではないか。

2、新会社は、一般機械工場に比し、第一点としては、炭鉱関係の修理という固定した注文がある。
第二点として、中央工場従業員は優秀な技術と豊富な経験をもっている。
第三点としては、他工場に余りみられない一貫作業ができる。
以上の要素を基礎として一流メーカとの提携により、積極的な受注の拡大をはかれば、十分一般工場に太刀打ちできる。

3、現在外注をうけているものは、中央工場がもっている大型工作機械（正面盤、プレーナー等）を使って加工するものを受注している。
例えば、大型フランジ、ベット、レール、大型歯車軸等である。
将来はこのほかに、受注の期待ができるものとしては東部南部の際の竪坑の巻揚機、選炭機械設備等、豊富な経験と、データがあるので、それを生かして、選炭機、巻揚設備、ポンプ関係のプラントものの設計、製作及び鉱山機械器の修理または部品の加工を考えている。

4、設備投資については、当面二千万円を投資する。
新会社が軌道にのれば更に設備を強化する。
運転資金は、当面、資金五〇〇万円を利用していく外当初は炭鉱会社の作業が中心となるので、労務費、資材購入にあたっては、炭鉱会社の援助をうけることによりやっていく。

5、将来の人員計画は、今後の受注の見通し、機械設備の関係、外注の状態等から新会社となって、新しい角度から計画を樹てることになる。
将来の外注は選炭機、巻揚機関係のプラントもの鉱山機器の修理又は部品の加工設備部品の製作加工等を引うけることになるが、これにより、外注が増え売上高が現在の二倍近く伸びた場合、現在の製作部門一一二名を一三九名程度にしたいと考えている。

6、とりあえず加工品でマスプロのできるもの（例えば炭車車軸のごときもの）について請負給にしたい。
その後、外注の状態とか製品数量とかみて、漸次その範囲を拡大していきたい。

1、現在、工場で完成待ちの仕事は殆んどない。緊急を要する場合は、各地の工作係から、直接、新会社の各地工場又は中央工場に連絡して、仕事を先にしてやって、事後精算の形をとるので、手続上の問題で支障を来すことはない。

2、古い機械を使用しているので修理をすることが多い。すなわち、「現物合せ」が多い、新会社となると営繕部門だけとなるため、支障をきたす恐れがある

◎ 業務関係

1、現在の業務人員だけでは作業に無理がある。にもかかわらず九電と提携していくといわれるが、ナンセンスである。具体案を明示せよ。

2、今まで機械の導入にあたっては、機械の統一、互換性の維持といった点を念頭において導入してきた。従って（たとえ古い機械が故障しても）この点が維持されているので、現物合せをする度合は非常に少い。
坑内という特殊事情から、営繕部門を駐在さす。その作業は鉄板、鋼材の熔接、切断だけでなく、火床を使って鉄板、パイプを曲げたり、小型ボール盤で穴あけ作業をする等、広い範囲の作業をしてもらうので、日常の簡単なものは、十分処理し得ると考えている。

1、業務部門は、新会社に移管するといっていた件、現会社に残置することとする。

※営繕関係団交回数※

第一回　三七・一・一五
第二回　三七・一・二〇
第三回　三七・一・三一
第四回　三七・二・二

交渉内容

要求の要旨並びに要求事項（抜萃）

福利厚生の一環であるので、請負切替えによって、われわれに不利になることがあってはならない。また、これに従事している組合員がどうなるかが問題となるので、その内容を明らかにすべきである。

具体的要求事項

組合の要求

1、総予算の中で福利施設の予算は従来とどう変るか、また予算上支払い修繕料が変らない場合、これを他に流用する恐れがある。これらについて明確にせよ。

2、請負に切替えた場合、業者は営利を目的としている関係上、福利厚生面が軽視されることはないか。日常の小さな修理補修はどうなるのか。

会社の回答

1、社宅の改造、その他大きな補修は従来通り支払修繕料方式でやる。支払修繕料の営繕関係分を他に流用することはしない。

2、業者に移管したからといって福利厚生面を軽視する考えは無い。業者は貝島産業を考えているので、貝島に迷惑をかけぬよう、組合の意見も聞き、産業とも十分連絡をとってやっていく。
また、社宅の小修理は従来通り労務係に申出て、労務係と営繕係の間で検討し、同種類のものは一定期間の分をとりまとめ、産業と請負契約をした上、施工することとなる。
その他の小修理については、産業従業員を各坑に若干名常駐させ、処理していく。

3、現在、人員（臨時夫を含む）を全部業者に移管するのか。

4、請負になると、作業の質落ち、無責任になるのではないか。

5、賃金は請負給にするのか。労働時間は延長されるのではないか。

とりまとめて出来ないもの、或いは緊急を要するものは、さきに工事を行って、事後、精算の形をとり、また緊急を要するもので人員不足、資材不足等の事態が起った場合は、産業に連絡の上、機動性を発揮することにより、能率的に処理していく。

3、事務関係の技術夫、図工、事務夫の本雇、並びに臨時夫は業者との連絡のため炭砿会社に残留する。その外の人については、炭砿会社に残留を希望する人で、坑内夫に転出する人、定員不足の坑外職場に転出する人を除いては、全部産業に移籍してもらう。

4、請負業者になった場合でも、作業についての検収、監督をしっかり行い、作業の質が落ちたり、無責任な仕事をしないよう、産業を指導する。

5、賃金については、産業としては、原則として、固定給とする考えのようであるが、能率をあげるためには同じ種類の仕事で請負給のできるものは、請負給にするよう指導していきたいと考えている。労働時間は産業で決定することである。

以上の第七回（二月二日）交渉の経緯のなかから会社は、組合側が分離後の組合員の生活に対する不安をのべているのは理解するが、しかし、石炭界は油田と競争するため一、二〇〇円のコストダウンが至上命令となっている。このため、他社においては炭砿本来の業務に附属する部門の分離をし、炭砿本来の姿に帰えっている。当社も、これに負けないよう努力しなければならない。これは石炭企業の現状における宿命である。下期には黒字を出さない限り銀行の信用をなくすので、そのため、二、三月が最も重要な期間になっている。そのためには、中央工場を新会社にして炭砿会社を助け、同時に中央工場自体が生きのびる方法である。中央工場は将来設備投資をして発展する。従って早急に解決したいとして、中央工場関係については、準備完了次第、新会社として発足したいという強行態度を打出し更に、営繕関係については、二月十五日以降移管するという、明らかに一方的強行も辞さないという態度を表明してきた。

◇団交における組合の態度表明

これに対して組合は、われわれは新会社の将来について不安をもっているので、会社の方で進展した回答がない限り、今後この問題に応じることは出来ないと前置して、

1、会社が提案を撤回するか、もしくはそれに準ずるもので無ければ交渉に応じない。

2、会社が問題の解決をせまる場合は相当の日時を要する。

3、会社が一方的に強行するのであれば、われわれはこれに対応する措置を講ずる。

以上、三項の方針を明らかにして現在に至っている。

◇ 会社提案に対する
組合の判断と斗いの組み方

中央工場について、今日までの交渉のなかで、会社が明らかにした内容は、分離することによって将来えの展望が明るいものになってくるとのべているが、われわれが求める明るい展望とは、技術者がその技術を最高に発揮し得る体制と労働条件が備わらなくてはならないものである。

しかし、現在の会社提案では、現存会社の経営を如何にして向上させるかということからの提案に終始し、分離後における当該組合員のうける明るい展望は、その根拠となる裏付けが抽象的なものに止り、分離後における新会社の、将来への発展を約する内容としては薄弱である。

また、各地工場の中央工場への吸収分離についても、中央工場の将来への発展的展望が現時点において薄弱であるなかで、吸収分離は考えられないし、生産・保安面に関する会社検討は、現存会社に及ぼす生産、保安上の障害を、完全に除去しうるものではなく、人員減により数字的に能率上昇、コスト下げを考えた提案の内容であるとしか受取れない。

燃料販場の業者移管にしても、われわれの福利厚生面を、充分カバーしうる提案内容とは受けとり難い。業者移管によりその能率性云々がいわれているが、少くとも現状の営業より厚生面の作業がスムースに運営されるとは判断し難いし、当該販場の組合員の労働条件は業者移管することによって、中間に業者が存在することにより、必然的に低下することは明らかなものであろう。

以上、のべたとおり今日までの交渉過程のなかで判断されることは、

一、中央工場については、分離後において、新会社が将来、発展する展望の裏付けが明確になれば、分離もまた考えられるところである。

二、各地工場については、中央工場が発展する展望が明確になったとしても、現存会社の生産、保安面から考慮し、ただちに会社提案内容の吸収分離は考えられない。

三、燃料販場について、福利厚生面の今後の向上、当該組合員の労働条件を保障するとき、犠牲をわれわれの前に強要するものであり、会社提案をウのみするわけにはいかない。

従って、組合は今後とも当初の基本方針に基き、今後ともこの問題の解決に当っていくが、経過報告でも明らかにしたとおり、会社が一方的強行態度で望むならば、これとキ然として対決する体制を明らかにし、われわれの方針を行っていく。

具体的な斗いの組み方

一、会社が一方的に合理化を強行することが明らかな時点をとらえ、実力行使を行う。
一応その時点は、会社提案でも示されたとおり二月一五日が考えられる。
また、退職金斗争の実力行使段階において、これが斗いと結合し、実力行使を行う。

二、実力行使の規模、指揮、その他については斗争委員会に一任する。

以　上

二、六坑閉山について

◇会社提案　三六・一一・二〇提案

提案内容　六坑を閉山し、三七年度以降の再建体制を整える。

提案理由　三六・一一・二一発行合理化号外掲載。

◇組合の基本的態度

第一五回臨時総会（三六・一二・二五）において確認を得た方針に基き、問題処理に当る

◇その後の経過と構え

提案以来、その後、六坑閉山については、団交を行っていないが、組合は、基本方針に基き炭労調査団の派けん要請を、一月六日に行い、これが検討を中斗委員会で行った結果、一月二五日付で、調査団派けんについて指令（二・五発行炭労大会決定集録に掲載）がだされた。

従って、この指令に基き調査が行われる運びになっているが、調査団の来山は一月二七日に一応決定をみている。

この間、組合としての完全なる資料作成と併せ、支部大会、常会、組合員大会等を開き、われわれの斗う体制の万全を期すべく努力を行う。

しかし、第二次合理化において会社が強行策にでた事実を考慮し、万一、一方的閉山強行を行うが如き態度にでてきた場合、組織の全力を挙げて、これを阻止す斗いを行う。

その時点における戦術、戦略については斗争委員会がたてる。

中央工場収支計算の内容説明

一、売上高の内容

		4～9月平均	外部より受注の場合	設備強化の場合
売上高	外注製品	1.820千円	1.820千円	1.820千円
	炭鉱会社	5.446（100%	6.808（70%）	6.808（61%）
	下請作業		1.371（14%）	2.031（18%）
	一般受注		1.571（16%）	2.306（21%）
	計	7.266	11.570	12.965

註 1、外部より受注の場合については
　分工場を含んだ人員を増大する場合
2、設備強化の場合の売上高増は、設備を強化したため．
　13%増とする
3、外注製品は中央工場で出来ない仕事を外部に出しているもの

人員について

	4～9月平均	外部より受注の場合	設備強化の場合
職員	既/名 8人	16	16
鉱員	77	111	111
・向岩	5	11	11
臨時	3	3	3
計	94	141	141

鉱員の内訳

	4～9月平均	外部より受注の場合	設備強化の場合
鋳物	13	17	17
工場	64	94	94

稼業率　現在 90%
将来 95% とする

仕事高　一ケ月　23方×94人×$\frac{95}{90}$=2.282方
2.282方×2時間の時間外÷8時間=571方
2.282方+571方=2.853方（工数）

炭鉱会社より注文した工数は（4～9月平均）1.481工数
各坑の工数　25%ある
$1.481^{工数}\times(1+0.25)=1.851^{工数}$
$1.851^{工数}$を金額になおすと（一工数当り1.691円）
$1.691\times1.851=3.130^{千円}$になる

$2.853^{工数}-1.851^{工数}=1.002^{工数}$（余分になる分）
この$1.002^{工数}$を下請と一般受注を半々あるとみて
下請作業×$\frac{1}{2}$=$501^{工数}$
一般受注×$\frac{1}{2}$=501
下請の一工数単価　2.000円とみる
一般受注の 〃　2.400円とみる
下請作業　2.000円×501=$1.002^{千円}$
一般受注　2.400円×501=$1.202^{千円}$

材料費　4～9月の実績

工場	2.094
鋳物	848
計	2.942

工場　2.094×$\frac{95}{90}$×$\frac{94}{64}$=3.246
鋳物　848×$\frac{95}{90}$×$\frac{17}{13}$=1.170

外部より受注の場合の算出例

炭砿会社分	3.1304千円
下請作業分	1.002
一般受注分	1.202
材料工場	3.246
〃 鋳物	1.170
外注分	1.820
計	11.570

設備強化の場合

設備強化によって13%売上高増加すると想定した

$(2.853^{\text{工数}} \times 113\%) - 1.851^{\text{工数}} = 1.374^{\text{工数}}$

註 $1.851^{\text{工数}}$は炭砿会社分

$1.374^{\text{工数}}$ 分だけ下請と一般とに廻す工数が増加する

従って、この $1.374^{\text{工数}}$ を下請と一般に半分づつもっていくとして

$\text{下請作業} \times \frac{1}{2} = 687^{\text{工数}}$

$\text{一般受注} \times \frac{1}{2} = 687^{\text{工数}}$

下請作業 $2.000^{\text{円}} \times 687^{\text{工数}} = 1.374^{\text{千円}}$

一般受注 $2.400^{\text{円}} \times 687^{\text{工数}} = 1.649^{\text{千円}}$

材料費も 13%づつ増加する

工場 3.246×1.13=3.668

鋳物 1.176×1.13=1.822

炭砿会社分	3.130
下請作業分	1.374
一般作業分	1.649
材料工場	3.668
〃 鋳物	1.822
外注	1.820
計	12.965

二、労務費について

	４～９月平均	外部より受注の場合	設備強化の場合
職員給与	人員 9人 246千円	16人 558千円	16人 558千円
鉱員賃金	127人 1.246	122人 2.477	122人 2.638
雑給	3人 38	3人 39	3人 39
職員賞与	71	150	150
鉱員 〃	(90日) 141	293	293
退職手当引当金	(8.2日) 173	277	277
法定福利費	(8.7%) 146	307	324
計	2.061	4.101	4.279
平均賃金概算	19.623円	20.302円	21.620円

註 1．法定福利費　労災健保、厚生年金等による事業主負担分
（給与の１０％位）
2．賞与、退手、法定福利とも炭砿会社と同じとみた
3．職給中 558千円 の中には役員給与 １０万円を含む
4．鉱員賞与、退手、法定の（　）内は分工場のかをして外数
5．賃金上昇分は6.5%とみた

三、経費について

	４～９月平均	外部より受注の場合	設備強化の場合
支払電力料	141千円	150千円	150千円
旅費通信費	3	5	5
販売手費	—	100	100
機械償却その他	—	—	205
その他	129	140	140
外注品代	1.820	1.820	1.820
賃貸料	1.136	1.136	1.136
法定福利費	331	497	497
計	3.560	3.948	4.076

註

1、法定外福利の内訳　一人一カ月当り　3.525円

住宅	（電燈代を含む）	1.461円
医療		475
薪炭		407
浴場		209
給水		262
衛生		230
汽力		257
合宿		204
その他		20
計		3.525

3.525円×人員÷12＝331円

2、賃貸料の内訳

イ、

土地	1.9804円	（3.093坪）@¥640円（坪当価格）
建物	9.299	（町の固定資産税の評価額）
機械	26.356	（帳簿価格）

ロ、償却について

建物	年間	837千円	10年
機械	〃	4.744	5年

ハ、賃貸料計算の内訳

	償却	金利	固定資産税	賃貸利益	計
土地	千円	198千円	28千円	198千円	424千円
建物	837	930	130	930	2.827
機械	4.744	2.636	369	2.636	10.385
計					13.636

13.636÷12＝1.136千円（1カ月当り）

註

1、金利、賃貸利益とも10%とみた。

第三次合理化に対する
組合の基本方針（案）

組合の基本的態度について

われわれは、つねに石炭産業の現状を招来した原因と背景は、石炭政策の非近代化と、炭鉱経営者の能力欠如にあることを指摘し、石炭産業の恒久的発展と、国民の利益増進を図り、労働者の生活権を保障し、完全雇用を守り抜くための基本的態度として〝政策転換〟による社会化実現の斗いを展開することを把握して果敢な行動に移っている。

従って、今次の合理化提案を行ってきた貝島資本の経営態度については、われわれが指向している方針と全く相反する方向を示すものである。

かかる会社の態度に対して、われわれは、雇用の安定を確保するという積極的な立場を堅持するとともに、われわれに犠牲を転嫁する合理化は絶対認めることはできない。

以上のような基本的な態度のもとに、次の方針で斗いを進める。

一、六坑閉山について

炭層はだんだん深くなり可採炭量も漸次減少していく、また採行条件が急変する場合もあって技術的にも自然科学的にも鉱命上の問題が発生し、終掘閉山の時期がくるという宿命をもっている。とくに現在のような鉱区独占の壁と狭あいな鉱区状態では逐次増加する傾向にあるが、今次提案の六坑閉山は、次の観点から判断し、前述した原因によるものではなく全く利潤追及を根本としたものである。

1、可採炭量が多量に残存している。

2、各坑々口原価と比較しても遜色はない。

3、能率的にも各坑に比較して低下していない。また能率は著しく向上の方向にある。

4、中央落天・その他出炭拡大の方向は、他坑の投入とともに、六坑の出炭をカバーし得る。

以上のように六坑の可能出炭状態からして、現況の石炭情況を考慮しても、相当の寿命がある

よって、閉山提案については、炭労調査団の派けん要請を求めるとともに組合員の意思統一をはかり、万全の体制を確立し、積極的に反対行動を進める。

二、本城鉱区の売却について

金融面の危機を打開する方策と、採掘上における技術的困難性を理由として、本城鉱区の売却を提案している。

このことは大之浦の鉱区縮少につながることであり、われわれの指向する長期的安定職場が狭められることになる。

特に、六坑の安定職場の確保におよぼす影響を度外視することはできない。

従って、これが採掘上における技術的面について、その実態をつまびらかにしたなかから、これが対策にあたる。

三、職場分離について

今次合理化のなかに、職場の分離・請負切替えの問題が提案されているが、われわれは、分離切替え後における雇用の安定や、労働条件の維持向上が確保されない状態で、これを許容することは出来ない。

したがって、将来の発展、安全、労働強化阻止、労働諸条件の維持、当該配置後の雇用安定が確約され、余剰人員は所内配転もしくは、企業内配転を優先措置する場合を除き、反対せざるを得ない。

以上の考え方にもとづき、今次提案されたそれぞれの問題については対決していく。

1、中央工場分離について

中央工場の設備について会社は、今日まで金融面の圧迫、及び作業内容等が、ただちに民需本来の事業に結びつかないことを理由にして、新規の機械購入、改善等について、極めて怠慢的態度をとり、老朽化の一途をたどっている。

従って、働く者のもっている特殊技術、才能をヨク圧していたことは見逃せない事実である。われわれは、そのことについて、これ等の欠陥を排除することこそが、当面の基本的理念であり、常にその必要をのべてきたが、今日の民間企業の現況は、簡単にこのことを受入れる状態にはなく、何等その成果をみることができなかった。

したがって、これ等の問題が解消される展望が明らかにならない限り基本的理念で粘り強く欠陥排除に努力しなければならない。

以上の観点から、当該組合員の意志を十分に考慮し、本問題に対処する。

2、各施工場の分離について

各施修理工場における作業内容は、出荷作業と極めて密接な関係にあることは、会社としても承知するところであろう。

すなわち、このような関連をもつ職場を分離した場合、生産、保安上緊急を要する作業、あるいは、各修理作業等におよぼす影響は極めて大きいものがある。

したがって、このような重要職場の分離については反対である。

3、労務の職員切替えについて

いまだ会社提案内容は明確ではないが、切替えにより当該職場の組合員の雇用の安定、労働条件を保証することは、まことに困難であり、また、一面このことは組合組織面の削減を意図するものであることは明らかである。

よって、職員切替えについては反対である。

以上

中央露天（八坑）開発についての
基本的な態度並びに経過と
最終的判断について

交渉にあたっての基本的態度

中央露天開発について、われわれとしての基本的な考え方は、政府の方針でも明らかなように、企業発展の基礎となる開発その他県市事業について反対するものではない。

しかし、この問題と取組む態度として、組合員の安定職場を確保することが前提であることはいうまでもない。

かかる基本的な原則にたって、今次提案の中央露天（八坑）の開発については、次の方針のもとに交渉を進めた。

一、露天採掘は低コストとなることは明らかであり、これが採掘により大夕張全体のコスト低減に及ぼす影響面については理解する。

しかし、中央露天の開発は五坑鉱区の縮少につながることであり、五坑組合員の将来にわたる安定職場が確保されない限り認めることはできない。

二、居住区域の問題については、長期的な展望を明らかにしたなかで、具体的な施策の確約をさせる。

三、露天開発にあたっては、資金面・技術面を考察しななかで判断するが、将来にわたる採掘については、大夕張全体の観点にたって対処する。

経過と最終的判断について

一一月一六日より四回にわたる団体交渉を精力的に行った結果、一二月一三日現在にいたるまでの経緯は、次の通りである。

一、五坑組合員の安定職場の確保については

イ、不安とされていた長期的な展望があきらかになった。

すなわち、四三年度までの各期別の採掘計画が明示されるとともに、長期的な採掘があきらかとなった。

ロ、八坑に変るべき採掘地域の要求が認められた。

南一盤斜左部（仮称）は、新坑で採掘する可能性が大であったが、これを五坑より採掘することを確約させた。

ハ、保安上、疑問視された諸問題が惹起した場合、第一盤南左部を四四年度から採掘する計画を、異常発生の場合に、ただちに採掘計画に入り実施することが明確になった。

二、居住区域の内容については、第一次移転、第二次移転も移転候補地が明確にされ、補修・移転策によって行うことが確約された。

心配される教育施設等との諸々の問題も、組合員家族に一切迷惑をかけないという保証がなされた。

なお、道路の問題についても会社責任において補修されることが明確化された。

三、安定職場の問題（居住区の問題）について、一応確約がなされたなかで、現在の石炭界の実状における趨勢として、良質の出炭体制を拡大する方向を阻止することは困難であるが、開発に当っての問題点として、良質炭鉱の直営で採掘すべきか、業者で採掘すべきかの問題がある。

このことは、基本的に直営で保有すべきであることは論をまたない。

しかし、開発時期による資金調達の問題、露天開発の技術の問題がある。

イ、まず、露天開発に要する資金は約八億円といわれている。

今回のこの所要資金は、開発銀行から融資導入の努力がなされているが、貝島の現在までの借入金の実態なり、最近の状態からみて、貝島だけで資金額を調達するということは困難だといわれている。

ロ、又に技術的な問題であるが、中央露天が貝島全体のカンフル的役割をもっていることから、スピードが要求されている。

ところが、貝島には現在このような高度な土木技術を有しないのが実態である。また、技術者養成の問題についても、多大の出費を要するし、時間的余裕も問題となる。

したがって、専門的に熟練した業者が必要となる。

以上のように開発資金なり、技術問題からみた場合、業者により開発することを認めざるを得ないが、現在、数多くの合理化問題が提案されているなかでは、われわれ労働組合として他の問題の有利な解決をはかる方向を求めることが妥当であると考えられる。

さすれば、この業者を認める時期の問題であるが、われわれとしてこの中央露天が企業的に有望であればあるだけに、その請求などの出し得る労務が技術的にも効果的だと判断できる。

しかし、この方針で斗いを進めることは、現在の石炭界の情勢なり、貝島の実態を考えるとき、そのことは極めて困難であろう。

したがって、貝島の出炭全体の二〇％～三〇％を目標とする中央露天（毛勝を含む）の開発により、貝島全体のコストダウンが可能であることを理解し、中央露天を業者により開発することを認めることとする。

しかし、われわれ貝島全体の将来の安定職場を確立するために、業者による開発を直営に切替える方向に、今後とも万全の努力を行うこととし、今後の採掘計画によりおこりうる居住区等の問題については事前に会社に確約させることとする。

以上

36年 下期々末手当配分案

36.12.12 調査部

財源 29.000円×5.503人＝159.587.000円

基礎額 607.469.977円

1. 年功手当

A案（$9.^{15}$） B案（$9.^{00}$）

	上期金額	スライド 128.89	下期人員	A案 金額	A案 総額	B案 金額	B案 総額
6ヵ月以上1年未満	600円	700円	46人	800円	36.800円	800円	36.800円
3 年 未 満	1.000	1.290	203	1.300	263.900	1.300	263.900
5 年 〃	1.400	1.800	643	1.800	1.157.400	1.800	1.157.400
10 年 〃	1.800	2.320	944	2.300	2.171.200	2.300	2.171.200
15 年 〃	2.200	2.840	1.950	2.800	5.460.000	2.800	5.460.000
20 年 〃	2.700	3.480	1.022	3.500	3.577.000	3.400	3.474.800
20 年 以 上	3.100	4.000	485	4.000	1.940.000	4.000	1.940.000
計			5.293		14.606.300		14.504.100

2. 基底手当

A案（$38.^{82}$） B案（$39.^{33}$）

	上期金額	スライド 128.89	下期人員	A案 金額	A案 総額	B案 金額	B案 総額
1ヵ月 未 満	5.400円	6.960円	14人	7.000円	98.000円	7.100円	99.400円
2 〃 〃	5.800	7.480	2	7.500	15.000	7.600	15.200
3 〃 〃	6.200	7.990	76	8.000	608.000	8.100	615.600
4 〃 〃	6.600	8.510	4	8.500	34.000	8.600	34.400
5 〃 〃	7.000	9.020	7	9.000	63.000	9.100	63.700
6 〃 〃	7.400	9.540	28	9.500	266.000	9.600	268.800
6 〃 以 上	8.950	11.540	5.293	11.500	60.869.500	11.650	61.663.450
計			5.424		61.953.500		62.760.550

3. 家族手当

A案（0.86） B案（$1.^{12}$）

100円×13.796人＝1.379.600円 130円×13.796人＝1.793.480円

4. 全欠者

A案（0.24）

公傷者 6人×｛10.440（8.100×$128.^{89}$） 10.500 ＝ 63.000円
私傷者 37人×｛8.640（6.700×$128.^{89}$） 8.500 ＝ 314.500
計 43人 377.500

5. 勤労手当

A案（$50.^{93}$）

財源 年功手当 基底手当 家族手当 全欠者
159.587.000円－（14.606.300円＋61.953.500円＋1.379.600円＋377.500円）
勤労引当分 基礎額
＝81.270.100円÷607.469.977円＝0.133784
607.469.977円×0.1338＝81.279.483円－81.270.100円＝⊖9.383

B案（$50.^{25}$）

159.587.000円－（14.504.100円＋62.760.550円＋1.793.480円＋377.500円）
＝80.151.370円÷607.469.977＝0.131943
607.469.977円×0.132 ＝80.186.037円－80.151.370円＝⊕34.667…過払

本社、二坑支部統合について

一九六二・一・八

本社・二坑支部の統合については、ながい間組合規約改正に伴う代議上の問題点として、常に論議され、毎期統合についての努力がなされてきたが、その実現の達成ができなかった。ふりかえってみるに、本問題は組合の財政・代議等あらゆる面を検討の後決定された問題であり、その経緯については敢てくり返す必要もないところである。従って、今期は統合についての諸問題について、次のような措置を講じ、来期出発にあたっては、両支部組合員が完全に融和し、一支部として発足し、組織発展を期していく方向を求める

統合に当っての措置

一、現在の本社支部を昭和三七年三月一日より二坑支部へ統合する。

二、統合後は、現在の本社支部組合員は二坑支部の構成に入れる。従って、現在二坑に居住する組合員は、その居住区分会の構成に入り、各支部よりの通勤者及び、坑外通勤者については二坑支部通勤居住区分会の構成に入れる。

三、統合後は、現在の本社支部委員・代議員は職場選出の委員・代議員として次期改選まで二坑支部の構成に入れ、職場・居住区においてその任にあたる。

四、統合後は、現在の本社支部長は残任期間中は、二坑支部において支部長補佐として現本社支部関係の対策にあたる。

五、統合後は、現在の本社支部会計監事は、残任期間は従来通りの任にあたる。

六、現在の本社支部書記については、三月一日以降一カ月間、二坑支部において事務引継の作業を行い、以後は減員する。

七、統合後は、現在の本社支部の帳簿、書類、物品、その他を二坑支部へ移し、管理保管する

八、統合に伴い、おこってくる規約上の諸問題については、改選前に開催する代議規約小委員会において検討を行い、現行規約に基く代議の議を経て改正を行う。

以上

昭和３７年１月１０日

昭和３６年１２月中の罷業に対する取扱について

頭書の件について下記の通り決定しましたので通知します。

記

1. 結婚休暇及び忌引休暇の行使を認める。
2. １２月分家族給、作業用品代補助、通勤者補助及び救護隊員手当については別紙(1)による。
3. 年次有給休暇取得資格条件日数については別紙(2)による。

以　上

（別紙1.）

S37.1.10 調査部

1. 家族給

		0	1	2
扶養家族1人当支給額		400円	385円	369円
就業方数	採炭夫	17方以上	16方以上	16方以上
	仕繰掘進夫	18方 〃	17方 〃	17方 〃
	その他	22方 〃	21方 〃	20方 〃
扶養家族1人当支給額		320円	308円	295円
就業方数	採炭夫	9方以上	9方以上	8方以上
	仕繰掘進夫	10方 〃	10方 〃	9方 〃
	その他	13方 〃	13方 〃	12方 〃
扶養家族1人当支給額		215円	207円	198円
就業方数	採炭夫	1方以上	1方以上	1方以上
	仕繰掘進夫	2方 〃	2方 〃	2方 〃
	その他	3方 〃	3方 〃	3方 〃
扶養家族1人当支給額		55円	53円	51円
就業方数	採炭夫	1方未満	1方未満	1方未満
	仕繰掘進夫	2方 〃	2方 〃	2方 〃
	その他	3方 〃	3方 〃	3方 〃

2. 作業用品代補助

営繕大工 指物大工 木型工	支給額	400円	385円	369円
	就業方数	15方以上	14方以上	14方以上
	支給額	300円	288円	277円
	就業方数	1方以上	1方以上	1方以上
同見習	支給額	300円	288円	277円
	就業方数	15方以上	14方以上	14方以上
	支給額	200円	193円	185円
	就業方数	1方以上	1方以上	1方以上

3. 救護隊員手当

支給額	575円	553円	531円
方数皆無の場合は支給しない			

4. 通勤者補助

支給額		300円	288円	277円
就業方数	直接夫	18方以上	18方以上	18方以上
	その他	20方 〃	20方 〃	20方 〃

（註）算式 $\frac{\text{通常の支給額}}{\text{26日}}$ =スト1日の減額

（別紙2）

年次有給休暇取得資格条件日数早見表

S37.1.10　調査部

昭和37年における採用日	坑外夫	坑内夫	
		間接夫	直接夫
1月23日以前	217日	208日	199日
1月24日～　2月4日	217〃	208〃	199〃
2月　5日～11日	218〃	209〃	200〃
12日～20日	219〃	210〃	201〃
21日	220〃	211〃	201〃
22日	220〃	211〃	202〃
23日	221〃	212〃	203〃
24日	222〃	213〃	204〃
25日	223〃	214〃	204〃
26日～27日	224〃	214〃	205〃
28日	224〃	215〃	206〃
3月　1日	225〃	216〃	206〃
2日	226〃	217〃	207〃
3日	227〃	217〃	208〃
4日	227〃	218〃	209〃
5日～6日	228〃	219〃	209〃
7日	229〃	220〃	210〃
8日	230〃	220〃	211〃
9日	231〃	221〃	211〃
10日	231〃	222〃	212〃
11日	232〃	223〃	213〃
12日～13日	233〃	223〃	214〃
14日～31日	234〃	224〃	214〃
4月　1日～　7日	235〃	225〃	215〃
8日～19日	235〃	226〃	216〃
20日	236〃	226〃	216〃
21日	237〃	227〃	217〃
22日	238〃	228〃	218〃
4月23日～12月1日	238〃	229〃	219〃
12月　2日	239〃	229〃	219〃
12月　3日以降	240〃	230〃	220〃

昭和36年における採用日	坑外夫	坑内夫	
		間接夫	直接夫
11月30日以前	省略		
12月　1日	217日	208日	199日
2日	216〃	207〃	198〃
3日	215〃	206〃	197〃
4日～22日	215〃	206〃	197〃
22日～25日	216〃	207〃	198〃
26日以降	217〃	208〃	199〃

（註）　1.　スト期間中の保安要員その他の出勤日数は総て除くものとする

2.　スト日は次の通りである（政治スト日及び時限スト日は含まない）

昭和35年　3月19日
　　　　　12月21日、24日
昭和36年　1月23日
　　　　　2月　4日、11日、20日、21日、22日、23日、
　　　　　　24日、25日、27日、28日
　　　　　3月　1日、2日、3日、4日、6日、7日、8日、9日
　　　　　　10日、11日、13日、31日
　　　　　4月　7日、19日、20、21日、22日
　　　　　12月　1日、2日

（註）　今後全面ストが決行されれば日数の変更がなされる。

算　式

資格日数－（$\dfrac{\text{資格日数}}{\text{操業日数}}$×スト日数－－・・・本人の資格取得期間の）＝本人資格取得日数

例　雇入日3月10日とすれば

240~~円~~日－（$\dfrac{240}{307}$×11日（3月10日$\underset{4}{～}$13. 31. 4月7日$\underset{5}{/}$19～22　12月$\underset{2}{/}$日～2））

＝231~~円~~日

答申書

貝島大之浦炭鉱労働組合

新菅牟田坑支部対策委員会

委員長　塚本徳太郎
委　員　小関秀男
〃　森下克己
〃　田中優夫
〃　支部執行委員

今次、新坑支部長辞任に伴い、組合員中に多大の疑惑を生み、組織の前進に阻害となったことは、極めて遺憾で有ります。吾々は斯かる現況が、第三次合理化等重大な問題に取組む体制に与える影響を憂慮し、かかる疑惑を一掃して、今後の組織の正常な運営と前進のため、一月十五日の支部代議員会で、組合員による対策委員会を構成し、今後の対策につき確立することを決定しました。そこで、かかる事態を発生せしめた背景を明らかにすることは、前進の方向を求めるために極めて大切で有り、従ってその概要と責任の所在について述べる。

概　要

「仮払金」が、支部長責任に於て不自然に多く、その納入も途絶え勝ちで有った。

責任の所在

組合規約第八十七条、同会計規則第八条の勘定科目には、未決算勘定の部で、仮払金科目が確立されて居る。組合会計の収支決算を監査する会計監事は、前記概要につき、当時適切な勧告をし指摘もした代議員会にも、そのことを含めて報告証言を行い確認を受けて居り、その業務遂行の責任は完全で有る。

対策の基調

然し乍ら、前述の如き問題は、労働運動に身を挺する者が、極めて厳しい戒律を自覚する立場から、不断の反省は欠く可からざるところで有り、指導性と道徳上から、手落ち無く努めることにより、組織を正しく守らねばならぬことは当然である。従って対策委員会は次の如く対策を確立しました。

対　策

一、仮払を行う場合は、支部長及び執行委員一名の認可印を必要とする。
二、仮払金の伝票には、必ずその使途を明記する。
三、仮払金の精算は、当該月の末日迄に行う。
四、組合の支出金に対しては、金額に不拘らず領収書をとる。

以　上

昭和三七年一月十六日

貝鉱労組新坑支部対策委員長　塚本徳太郎

地方区参議選挙斗争に関する

教宣資料

一、地盤調整にいたるまでの経過

福岡地区の場合、各党の公認すなわち、社会党～小柳、高口。共産党～八島。民社党～土井。自民党～森部、守田（前任に伴い自民党内部で調整中）の六氏が出揃い三議席を争うことが判明情勢となった。

とくに高口の場合・長期間の公認調整作業で極めて出足が遅れている上、今次選挙の得票目標は最低三五万票を獲得しなければ当選はむずかしいのに、支持組織の人員は大巾に減少の一途をたどっているという弱点をもっていることなどから今次斗争の情勢がきわめて厳しく、斗いが困難であることは十月六日の地方委員会において確認したところであるが、その後の情勢を概略のべると、すでに各派は運動を進めている他候補に追いつくため、社会党県連公認（九・一七県連大会）以降あいさつまわりを行う一方、地盤調整問題について取組んで来た。

ところが党県連本の地盤調整案がつぎにふれるように、高口不利の内容となっていることからその話合いはきわめて難航を極めた。

すなわち、福岡地方区の地盤調整については、別紙のような社会党県連選対（一〇・二四）案、これに対する県評本部前提案（一一・二）なるものが提起されてきた。

この案に対し炭労としては

１、二名の当選を期すには全候補の情勢分析あるいは戦術的配慮について不十分である。

２、基礎票のきめ方は参議院地方区得票でなく衆議院選挙得票を主体にすべきである。

３、基礎票において高口が約一万五千票少い。

４、地盤割は小柳大都市中心となっているのに高口農村部中心となっていることは、行動範囲が至便の面から、また票ののびを考えると不均衡である。

５、炭労の組合員は明年の総選挙までには更に大巾の減少をきたす。

６、本人と現職とのハンディ、あるいは公認時差、地盤割の事情から運動は立ち遅れ停滞している。

７、国鉄は全県的に要求をもっている。

８、民社党土井並びに共産党八島の影響などの内容を指摘し、炭鉱事務局案に小倉、戸畑両市に高口が入れるよう再考されたいと強調してきた。

一方国鉄含む公労協側は炭労が大都市中心できわめて有利であるにもかかわらず、従来の共斗組織の関係上、公労協と共通の統制を主張して当初はゆずらなかった。

しかし、わが方の前述の如き強い主張で次第に軟化してきたが最終的に

○国鉄含む公労協の態度

１、原則として党案で割切る。（公労協一本の要求をバラスことは極めて困難だが消す）

２、三井郡田三三二票、国鉄久留米三、一二五×二を高口地盤にゆずる。

○炭労の態度

１、前述の態度

２、党案は各派の意志統一を前提とする立場から意見不一致の現在、党に差戻し早急に党選対案を開くべきである。

３、ただし、党案を

（A）福岡、粕屋を競合地区とし八幡、小倉に穴を設ける。

その場合、代償地として浮羽、八女市部、三潴、筑後、大川の各地区は小柳地盤とする。

（B）一、三区オープン、二区高口、四区小柳の案で調整の余地があれば党差戻しの要なし。

以上、双方の最終態度で地評選対小委員会は既に決裂状態になり党に差戻すことになった。

その後十一・二十一日党、総評、国鉄含む公労協、炭労の四者会談で決裂に至るまでの相互諒解を行い、今後、①早急に結論を出す。②日程として二十四日党選対、二十八日以降徹夜で四者合同選対を決定して散会。

二十四日は党国対が行われた本部委員内部の論議の整理しで結論出ず。
二十八日国鉄（公労協）政府折衝の中で党国対が提案し、二十九日早暁まで行われた。
その間政府、公労協、または政府、国鉄の話合いも行われたが、政府内に小倉に決裁権を強く主張するむきと、それを拒否する国鉄の態度でこれまた意見の一致を見るに至らず三十日再会することで散会。
三十日夕刻より党国対で再開、当日は広瀬副委員長、今野書記長の党代表も事態を憂慮して国鉄（公労協）政府代表に早急解決の努力要請がなされ、国対委員会の推移を特に注視した。
当夜も政府の話合いがもたれたが、依然、従来同様の論拠が繰返されるので、十二月一日早朝、党側より従来の案を完全白紙に戻し、全く新しい観点から論議をすることにしたいので、国鉄（公労協）政府に対し、白紙一任の申入れがあった。
これに対し政府は

１、新しい観点というが、従来の論議の経緯から原案を白紙に戻すことは困難ではないか。そのことを憂慮するので白紙一任は出来ない。

２、国対委の討議の経緯も政府の主張を考慮しない現状であるし、極めて不満であると主張したが、国対委は満場一致で決定するので、是非一任されたいという党側の要請で、政府の主張を充分考慮されることを強く要望して一任した。

その後、再検討を急いだ党国対は、調停立案を行ったが、満場一致決定出来る状態に至らず、非公式に内示して来た。
内容を検討すると、八億が別口の問題になったので若干の進展はみたが、依然として昇給、小倉がシャットアウトされているので問題のあるところである。
ところが十二月八日より九日にかけて開かれた党国対は、政府、国鉄関係の国対委員の一任をとり、それらを除く国対委員会で論議を重ね遂に調停案を作成それぞれ提示した。
この調停案に対して政府は、いろいろ問題はあるけれども、党が責任をもって最終調整の任に当るという同志的結合の中で遂に大乗的見地から受諾した。
しかし、その後十一、十四、十八日と開かれた総評国対では未だ結論をみいだしていない現状。

１、総評調整国対の日程

十月二十四日　調整案を総評本部に提案
　　二十八日　党案に対し非公式に総評事務局案を提起
十一月　二日　第一回　総評国対（正式に経過を報告）
　　十一日　第二回　〃　（政府、国鉄の意見を表明）
　　十四日　第三回　〃　（政府、国鉄の意見対立）
　　十六日　第四回　〃　（　〃　）
　　二十一日　第五回　〃　（党差戻しを決定）
　　二十四日・二十六日　社会党議員団国対
　　二十七日　党、総評、政府、国鉄の国対
　　二十八日　夜を徹し、日をついで続行するも意見一致せず
　　三十日　党国対〜政府の話合いも継続
十二月　一日　党国対〜夜に至り、党の調停案が作成される
　　二日・八日　党国対
　　九日　調整成立
　　十一日　総評国対（結論出ず）
　　十四日　〃　（　〃　）
　　十八日　〃　（　〃　）

2、地盤調整案の推移

参議院選挙

福岡地方区地盤調整 （社会党県連選対第一案）

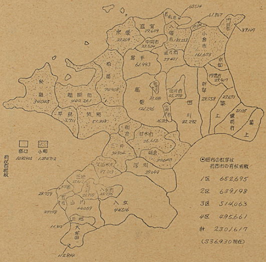

宗像 33.209
遠賀 39.609
若松市 60.514
八幡市 182.253
戸畑市 61.867
門司市 89.107
小倉市 161.673
中間市 23.524
直方市 37.451
鞍手 61.993
粕屋 70.908
糸島 34.045
福岡市 400.261
早良 5.711
筑紫 51.308
嘉穂 121.296
飯塚市 33.389
山田市 16.335
田川市 55.278
田川 82.292
京都 28.553
行橋市 29.917
築上 27.671
豊前市 21.135
築上
朝倉
甘木市 26.612
三井 34.804
朝倉 30.640
浮羽 39.049
久留米市 87.313
三潴 35.612
大川市 28.759
八女市 23.736
八女 44.516
山門 44.069
柳川市 27.758
三池 11.315
大牟田 112.814
高口 1.030.905
小柳 1.270.712
有権者総数

◉図内の数字は各郡市の有権者数

1区	652.695
2区	639.198
3区	514.063
4区	495.661
計	2.301.617

（S36.9.30現在）

小柳		高口	
（門司・小倉・戸畑・八幡） 北九州四市	128.021	二区残	126.400
一区	119.513	三区残	67.859
久留米、三井	18.280	四区残	60.396
計	265.814	計	254.655
炭労（ー）	3.868	国鉄（ー）	7.100
合計	261.946	合計	247.555
炭労票 一区	1384×2	国鉄票 二区	2550×2
小倉	250×2	三区	250×2
八幡	300×2	四区	750×2
計	3868	計	7100

社会党案に対する総評事務局案

1、原則的に党案を了承する
2、しかし高口地盤側には農村部が多く、小柳は大都市集中の地盤側になっているので福岡市、八幡市を中立地帯とする。そのふり替えとして、行橋市、豊前市、京都郡築上郡を小柳地盤とする。

事務局案に対する炭労、国鉄の意見

炭労 〜 福岡、八幡、小倉、戸畑の各市に入れる措置がとられなければ、党案は了解できない。

国鉄 〜 公労協、交運を小柳の推薦候補にしてもらえれば、炭労の票数案と見合うし、党案を了承する。

基礎案 （総評事務局案）

11月11日提示

高口	小柳
一案　炭労　40.000	公労協(37706)＋交運(16.113)＝53.819
二案　炭労十国鉄½(5.937)＝45.937	公労協＋交運(10.176)十国鉄½＝47.882
三案　炭労＋国鉄½北九門司鉄道(4600)＝45937	＝47.882
四案　炭労＋国鉄½＋門鉄本庁支部(4600)＝50.637	＝47.882

（この案に対する炭労、国鉄の意見）

炭労　炭労そのものが総括的にまたは基礎票において小柳に有利であるのに、公労協、交運を基礎票にするとは全くお話にならない。炭労責任者は上京中であるので、この案を検討させてもらいたい。

基礎票の票の考え方については、再三声明しているが、公労協、交運の一本化は了解できない。

その他五、六、七、八案といろいろでたが結論出ず

国鉄　第四案でもよいが、国鉄½の地区的取扱いは、福岡、久留米を除いた地区、また第四案中の門鉄本庁を前地区（福岡、久留米除く）11.549と入れ替えてもよい。

党選対組替案 （12月1日）

高口		小柳	
2区 十 3区	287.785	1区 十 4区	232.688
一）久留米、戸畑	35.586	＋）久留米、戸畑	35.586
一）国鉄	8.440	一）炭労	23.208
＋）宗像	6.827	＋）三井郡	4.332
＋）築城町	1.763	一）宗像郡	6.827
		＋）築城町	1.763
計	245491	計	244334

党最終案

12月8日午後3時より、9日にかけて行われた、党選対は最終的に下記のような最終案を作成し、総評、国鉄、炭労に提示した。
社会党選対委より10月24日総評に提示された案

小柳		高口
261.946		247.555
−4.700	門鉄本庁½	＋4.700
−7.200	八幡市従組（全北九本部）	＋7.200
−5.000	小倉市従組	＋5.000
＋5.400	田川県職、教組、市従組	−5.400
＋2.242	川田町	−2.242
252.688		256.813

（註）　門鉄本庁については、総組を対象にするものであって、党各市支部は扱わない。
細部については福岡県選対委員長、倉重書記長、今吉総評支部議長で取扱いを決定する。

○党の今後の日程

14日　執行委員会　　15日　選斗発足

○党最終案に対する炭労の態度

1. 党が責任をもって推進してほしい
2. 選斗推移で再調整されたい
3. 極めて不満だが了解したい

○　国鉄の態度　　本案を了解したい

○　総評の態度

1. 国鉄、炭労の了解が前提だ
2. 単産代表者会議、地区労代表者会議に報告した後に明かにしたい。
3. 11、14、18日の総評選対は結論出ず。次回21日に開いて党案を最終的に確認す。

第一次教宣に関する指針

一九六二・一・一一

教宣部

一、第三二回炭労臨時大会議案について

一月二九日より三日間、つぎの議題で大会が開かれる。

1、一九六二年春斗方針に関する件

イ、政策転換要求

秋季年末斗争において、ある程度の足がかりをつくることができた政策転換斗争をさらに前進発展させ、緊急措置、ならびに基本政策を確立するため、雇用の安定、生活の安定、炭鉱の改善、離職者対策の確立等、前大会決定の要求の実現をはかるため、総評を中心とする春斗の共斗体制を基盤として、強力なゼネストをもって要求獲得を期する。

ロ、大巾賃上げ要求

総評は、春斗統一要求として五千円～一万円を決定した。

われわれ炭鉱労働者は、そのおかれている実態から、人並以上に大巾賃上げを要求する権利をもっている。

しかし、これまでの賃金斗争の経過からみて、一律一方二〇〇円（月額五、〇〇〇円）を要求額とし、なお、満一五才で月額八、〇〇〇円、満一八才で月額一二、〇〇〇円を最低保障賃金として要求し、春斗のなかで斗う。

ハ、退職手当、じん肺法を要求

前大会決定にもとずき、要求し春斗のなかで獲得していく。

2、三池差別排除ならびに、解雇反対斗争に関する件

三池争議は、責任追及、差別取扱いを行わない条件で争議収拾を行ったにもかかわらず、三井資本はその後、この条件を一方的に破棄し、その攻撃は二八名の懲戒解雇等暴らつをきわめている。したがって、炭労は三池支部の組織防衛をはかりつつ、差別反対、解雇撤回の斗いを推進していく。

3、組織機構改革に関する件

機構改革の範囲は、全体にわたり行い一九六二年度を第一段階、一九六四年度を第二段階、一九六六年を最終段階として、完全産業別単一化を期していく。

二、平和斗争について

地方区参議選に出馬する各党の公認もほゞ決定し、六名による三議席争奪が避けがたい情勢である。このなかで高口峰氏の場合、長崎県の公認調整作業できわめて出足がおくれ、かてて今次選挙は、最低三五万票獲得が当選票といわれているなかで、小柳候補との関連もあり、情勢は予断を許さない現況である。

われわれは、公認候補として斗う以上、絶対その当選を期して斗わなくてはならないし、そのことが現在推進している政策斗争にも大きな波紋をよぶことを充分認識し、この斗いに全力をかけなくてはならない。そのために、組合員・家族みなさん方の物心両面にわたる協力を願うところである。

三、第三次合理化斗争について

昨年、会社は、六坑閉山、中央工場分離等、第三次合理化提案を行ってきたが、既報の通り中央斜坑については芝はぐりを始めたが、六坑閉山については早急に炭労調査団の要請を行い、そのなかでわれわれの主張を生かし提案撤回を実現していく方向を求めていくとともに、中央工場分離等の提案についても六坑閉山の問題と同時解決の方向で交渉を推進し、斗いを強化していくので、そのためより一層の体制確立を期していく。

以上

平和斗争予算案

オルグ費	450.720	政治局員	1.216円（賃金補償）×4人×30日＝145.920円
		組合員	1.216円 ×5人×30日＝182.400円
		炭婦協	560円 ×3人×30日＝ 50.400円
		日当	200円×（4+5+3） ×30日＝ 72.000円
		計	450.720円
出張旅費	342.000		

博多、大牟田、北九州 1.200円（一泊、日当、宿泊料）+400（日当）×3人×30回＝144.000円

筑豊地区、田川、飯塚、直方、その他

850円（一泊、日当、宿泊料）+150（日当）×3人×30回＝ 90.000円

県内 950円（〃 〃）+250（日当）×3人×30回＝108.000円

計 342.000円

印刷費	348.000	伝単	2円× 6.000枚×4回＝ 48.000円
		ポスター	30円×10.000枚 ＝300.000円
		計	348.000円
組織対策費（渉外費）	3[illegible]0.000	単産、炭地協、地区労、社会党、政治局、炭婦協、会議費	
通信費	50.000	電話、電報、郵便料	
消耗費	20.000	文具、その他	
雑用費	150.000	ニュースカー、油、修理、その他	
予備費	100.000		
計	1.810.720		

1月8日在籍 5.404人

5.404人×95％＝5.133人

1.810.720円÷5.133人＝352.76円………一人当り

300円×5.133人＝1.539.900円

1.810.720円－1.539.900円＝270.820円・……不足金

カンパ徴収方法

2月18日徴収の闘争積立金500円の中より300円を充当する。

次から次に資金カンパの徴収が出てきている今日、300円以上のカンパ徴収は、現在の組合員感情からいつて無理と思われた。

従つて、九炭労負担金の20万円は斗争費より支出をし、現在までの平和斗争に関した支出分は三池カンパ残額より賄うと同時に、臨時専従者の各氏の分並びに予算超過分270.820円も併せて三池カンパ残額で消化することとした。

以上

新坑支部長補充選挙

投票日　一月二六日に決定

公明選挙に御協力下さい

新坑支部支部長の補充選挙投票日は、一月二六日に決定いたしました。

組合役員は労働運動を通じ、特にわれわれの代表として、生活権を守り、その他の権利を守っていく重要な役割をもっていることは御承知の通りであります。

それだけにこれが選出にあたっては、われわれにとって最も身近な選挙として考えられるわけです。

こうした重要な役割をもつ役員であるだけに、一日たりともその欠員をなおざりにできないことは申すまでもないことです。

従って、今次、新坑支部長鶴尾栄次郎氏の一身上の都合による支部長辞任について、執行委員会、選挙管理委員会においても慎重審議の結果、辞任を受理することになりました。

よって、規約にもとずく補充選挙を行うことになりました。

選挙管理委員会としても、役員選挙の規則、細則にもとづき選挙を行いますので、候補者推薦者、運動員と共に組合員の皆さんにおかれても、公明選挙の完遂に御協力を御願いいたします。

※　なお、立会演説会の開催などにつきましては、届出締切り後、候補者とも話合いの上、組合員のみなさんに対し、候補者の所見発表など理解のいくよう選管として努力いたします。

日時については、改めて掲示なりマイク放送等を通じてお知らせいたします。

―新坑支部役員補充選挙日程―

一月一八日	本部選管	
〃一九日	日程公示	
〃二〇日	〃	
〃二一日	候補者受付	
〃二二日	立候補締切（正午）	候補者告示
〃二三日	公報文配布	
〃二四日	不在投票	立会演説会
〃二五日	〃	支部選管
〃二六日	投票日	即日開票
〃二七日	本部選管	代議員会（結果発表）
〃二九日	事務引継開始	

一九六二・一・一八

貝島大之浦労組選挙管理委員会

直鞍選対の獲得目標

県選対の目標

直方 10.000
鞍手 28.000

	有権者数 36.9.15	投票見込数（70%	獲得目標
宮田	26.833	19.000	15.200（8割投票見込の）
鞍手	14.199	10.000	6.000（6割）
小竹	10.230	7.200	4.400（6割）
若宮	7.620	5.400	2.400（4.5割）
計	58.882	41.600	28.000（6.6割）
直方	36.288	25.200	10.000（4割）

過去の実績

	島口	野田	多賀谷	吉田	小坪
宮田	12.860	803	11.304	11.407	12.255
鞍手	227	6.439	3.026	4.136	5.452
小竹	2.305	1.747	2.375	2.748	3.912
若宮	797	766	537	1.320	1.767
計	16.189	9.755	21.090	19.611	23.356
直方	+ 25.944		社党県候補 総票 33.280 ↑ 松本 7.442 高野 4.748 12.190 21.090 33.280	5.029	10.785

平和斗争の体制確立についての行動予定

貝島労組　S37・1・20

期間	月日	行動予定	体制確立について
前段期間	一月二〇日まで	候補決定についての活動 各地選対機構確立の活動	貝島労組選対機構の確立 直鞍地区各地域の選対機構の確立その他
準備期間（外部体制確立期間）	一月二一日 ← 一月三一日	宮田地区、若宮地区選対設置の活動（組合三役） 常会開催	※宮田地区、若宮地区に選対設置を期し万全の斗争体制を確立する ※春斗・合理化の常会に含み教宣する
	二月一日 ← 三月三一日	選対委員会開催 直方市、鞍手郡内主要組織元の働きかけ（オルグ派けん）｛組合執行部 主婦会 政治局｝ 県内主要地区組織元の働きかけ（オルグ派けん）｛執行部 主婦会 政治局｝	※各級の選対委を開き行動予定を確立する ※組合執行部を中心として、主婦会三役、政治局
準備期間（内部体制確立期間）	四月一日 ← 四月三〇日	選対委員会 常会開催 伝単、ポスターの発行 西プロ関係との共同活動	※各級選対委を開き常会開催等の討議を行い内部体制の確立を期していく ※組織内各支部の常会を開き、斗争体制を確立していく ※ニュースカー、動員をし交流情宣を行う
平和斗争期間（内・外部体制確立期間）	五月一日 ← 五月三一日	定期改選 外部体制の再確立（オルグ派けん）｛執行部 主婦会 政治局｝ 伝単、発行	※組合役員改選期間に入る ※社会党とも連携の上、政治局、主婦会、執行部により再度働きかけを行う ※県外元の支援体制を計る
	六月一日 ← 六月三〇日	選対委員会開催 伝単、ポスターの発行 二回 外部元のオルグ派けんを強化する 候補者と連絡を計り内外部に対する情宣を行う 常会開催	※具体的な斗争体制を組み、内・外部その活動を、全組織を挙げて行う ※執行部、政治局、主婦会、社会党をオルグとして、外部組織元の働きかけを強化する ※可能な限りの動員を行いニュースカー等による情宣を活発化する ※西プロ、その他のニュースカーを動員する ※組織内の再確立を期す
	七月一日	投票日	

直轄選対

37・1・27
DM12

氏名	現職	出身組合
○阿部竹松	現	炭労
占部秀男	〃	自治労
加藤しづえ	〃	
北村暢	〃	全農林
○小酒井義雄	〃	私鉄総連（日通）
凌時正	新	開拓連委員長
柴谷要	前	国鉄
鈴木強	現	全電通
田中一	〃	土建総連
○中村順造	〃	動力車
○野々山一三	新	国鉄
○野溝勝	現	全日農
平林剛	〃	全専売
藤原道子	〃	全医療
○光村甚助	〃	全逓
横川正市	〃	全逓
小林武	新	日教組委員長
○永木正光	〃	兵庫県教組委員長
森光太郎	〃	三重県教組委員長

高口選対機構

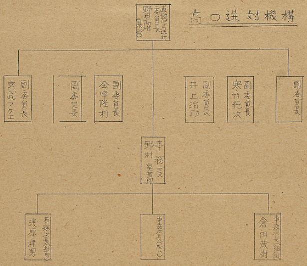
直鞍地区選対委員長
野田高雄（県評）
副委員長
副委員長 寒竹純次
副委員長 井上治助
副委員長 今津隆利
副委員長
副委員長 宮武フクエ
事務長 野村実智郎
事務次長（組織） 倉田茂樹
事務次長（総ム）
事務次長（教宣） 浅原兼男

① 此の選対は、社会党選対と別組の機構として、労働団体のみで構成する。
② 副委員長は、婦人代表を除き、各市町村単位の委員長となる
③ 副委員長（若宮）は同労との地盤割の決定後人名を明らかにする。
④ 事務次長（総ム）は、市内主要団体から出すことを原則とする。最悪の場合は事ム長が兼ムする
⑤ 社会党選対、連絡会議を密にして、全体の選挙斗争をムダなく進める。
⑥ 小郡選対は、社会党県連、県評の地盤割協定の申合せとして、地盤割地域外の支部においては炭労国労両組織の中のみとすることに決定しているので直鞍では、国労組織のみの選対にとどめ、地区としての選対は構成しない
⑦ 自治体単位の選対を構成し運動を進める中で、中学校区単位の選対を3月中旬までに構成するよう最大の努力をする。

宮田町選対機構

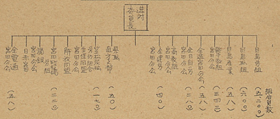
選対委員長
組合員数
貝島労組（五、二〇〇）
貝島職組（六〇〇）
貝島産業（五八）
筑教組宮田分会（三四三）
全逓宮田分会（五八）
全日自労宮田分会（二八〇）
高教組宮田分会
全建労宮田分会（四〇）
県職直方支部（五〇）
宝松炭鉱労働組合（一七〇）
生保同盟宮田分会
所教同盟
宮田町役場労組（二二〇）
福銀宮田分会
日赤宮田
全電通宮田分会（五八）

九斗炭第一一八号
一九六二年二月四日

各支部斗争委員長殿

日本炭鉱労働組合九州地方斗争委員会
斗争委員長　丸岡吉夫

政転斗争第四次動員に関する指示

全口行進団をはじめとして、第三次動員を昨年暮までおこない多大の成果をおさめることができた。炭労第三二回大会は、第四次動員計画を決定し、春斗のなかで更に他産業の労働者と結合をはかり、炭鉱労働者の実体を訴え、合せて九北炭鉱労働者の支援を実現し、石炭政策転換斗争を柱とした春斗いを前進するため、第四次動員を次により実施する。従って各支部は次の計画に基き動員派遣されたい。

記

一、全口逆オルグ

1、目的

これまでの政転斗争に対する協力についての感謝ならびに全国報告・第三二回大会決定の斗争方針の説明とこれが徹底、春斗の高揚と具体的な共斗の組織化などを目的とする。

2、期間　二月一一日～三月五日山元着

3、オルグ割当

高松	6
二瀬	3
大正	8
貝島	6
杵島	3
宇部	5
大辻	2
早良	2
島廻	2
飯野	2
小城	2
立川	2
小倉	1
京之上	1
日吉	1
新山野	1
仁保	1
三池	6
田川	6
山野	4
鯰田	1
上山田	1
新入	3
勝田	2
方城	1
高島	4
崎戸	4
古賀山	2
大峰	2
下山田	2
目尾	3
赤池	3
平山	2
立山	2
佐賀	2
西杵	2

4　逆オルグ配置

貝島／
目尾／
赤池／
高松／
大正／
貝島／
杵島／

赤池／
宇部／
高松／
大正／
赤池／
高松／
宇部／
二せ／
二せ／
二せ／
大正／
大正／
平山／
平山／
宇部／
立山／
佐賀／
佐賀／
西杵／
高松／
日吉／
新山野／
仁保／
飯野／
小城／
高松／
高松／
貝島／
大正／
杵島／
大辻／
貝島／
島廻／
島廻／
貝島／
宇部／
[illegible]／
宇部／
[illegible]／

（紅）

大正／	[illegible] 100
三池／	
田川／	
三池／	
田川／	
鯰田／	愛知 35
上山田／	
新入／	
三池／	
田川／	
田川／	
新入／	
田川／	
田川／	
新入／	
勝田／	
高島／	
三池／	
三池／	
三池／	
山野／	
鯰田／	
勝田／	
方城／	
高島／	
高島／	
崎戸／	
山野／	
飯野／	
小城／	
立川／	
小倉／	
京上／	
高島／	
山野／	
崎戸／	広島 25
山野／	
崎戸／	
崎戸／	
古賀山／	[illegible] 29
古賀山／	
目尾／	
大峰／	愛媛 22
下山田／	
貝島／	愛媛 24
大峰／	
貝島／	

二、九北交流オルグ

1、目的

政転を中心とする春斗の高揚段階を迎えて、九北および常盤の組合員がお互いの意志の統一をもって斗う体制をつくるとともに日常の生活環境や職場の実態等を知り合うことによって、いっそうの連帯感をつよめることを目的とする。

2、期間　山元出発二月一五日、札幌着二月一七日、帰山（山元着）三月五日

3、交流オルグ割当数　貝島支部　八名　（各支部合計一五〇名）

三、逆オルグの取扱いについて

1、各県逆オルグについては、交通費実費、日当一日三〇〇円宿泊料一泊八〇〇円（車中泊は五〇〇円）

2、二月二六日東京に集合し、取扱いは別途適用する。

3、二月一〇日午後一時九産労において、オルグ会議を開催し意志統一（をはかる）。費用については各支部負担

4、服装については前回同様とする

四、九北オルグ交流取扱いについて、

1　取扱いは賃金保障を七〇〇円支給し、その他については逆オルグと同様とする。

2、服装については前回同様とする。

五、仮払いは各支部においておこない、支部戦政部と九州炭労戦政部との間で精算する。

以上

平和斗争予算提案資料

一、平和斗争の重要性について

現在、われわれ炭鉱労働者は、生きる為に政府の無暴なる自由化の政策に対し、石炭政策転換の斗争を行つている。然しその斗いは決して容易なものでなく、将来長期に斗いを続けなければならない問題であることは論をまたない。

しかも、その政策転換の早期達成を願い求めているのは、北海道、端島、あるいは三池等好条件を持つている支部ではなく、筑豊の条件の悪い地区の、いわゆる貝島等の支部であることとは充分に理解され認識されているところである。

従つて、当貝島労組は、昨年の春早々機関の決定を行い、上部組織の炭労の確認の上に立つて、高口等を院内に送り、その目的を達成さすべく結論を出し、その方向に努力を重ねてきている。

特に、今次参院選挙は、平和憲法の破壊を意図している政府、保守党の考えが明白であるだけに、その野望を粉砕する為にも、重大な意義を持つ斗いであることは衆知のことであり、それだけに絶対に敗けることの出来ない戦いなのである。

一、組織の内外の情勢分析について

現在迄のところ、平和斗争の展望は決して我が方に有利ではない。

1. 自民党は人員をしぼつてこの一戦に必勝を期している。
2. 民社党は衆院選の雪辱を期して必至の態勢をとつている。
3. 平和憲法擁護の為に社会党は二名の候補者を立てなければならない。
4. 小柳氏は現役であり有利に行動を展開している。

以上の点を考え、併せても相当困難が想像が出来る。しかも組織内部は合理化の攻撃の為に、炭労傘下の組合員は極度に減少してきている（現在福岡県で四万人）その上、斗争につぐ斗争の連続で、組合員は経済的につかれがあることも考えなければならない。

然し、炭労は大会決定通り、九州炭労を通じてこの斗いに全力をあげて、あらゆる努力を続けてきている。

従つて、先に述べた如く、当貝島労組が将来組合員及びその家族の幸福を守り、生き抜く為には、如何なる困難をも克服してこの斗いを勝ち取らなければならない。

結論

よつて、早急にその斗いえの態勢をととのえ、行動を行う為に、次の通り予算を提案する。

平和斗争予算案

オルグ費	450.720	政治局員　1.216円（賃金補償）×4人×30日=145.920円
		組合員　1.216円　×5人×30日=182.400円
		炭婦協　560円　×3人×30日=　50.400円
		日当　200円×（4+5+3）×30日=　72.000円
		計　450.720円
出張旅費	342.000	
		博多、大牟田、北九州　1.200円（一泊、日当、宿泊料）+400（日当）×3人×30回=144.000円
		筑豊地区、田川、飯塚、直方、その他
		850円（一泊、日当、宿泊料）+150（日当）×3人×30回=　90.000円
		県内　950円（〃　〃）+250（日当）×3人×30回=108.000円
		計　342.000円
印刷費	348.000	伝単　2円×6.000枚×4回=　48.000円
		ポスター　30円×10,000枚　=300.000円
		計　348.000円
組織対策費 （渉外費）	350.000	単産、炭労協、地区労、社会党、政治局、炭婦協、会議費
通信費	50.000	電話、電報、郵便料
消耗費	20.000	文具、その他
雑用費	150.000	ニュースカー、油、〃電、その他
予備費	100.000	
計	1.810.720	

1月8日在籍　5.404人

5.404人×95%=5.133人

1.810.720円÷5.133人=352.76円……一人当り

300円×5.133人=1.539.900円

1.810.720円−1.539.900円=270.820円……不足金

カンパ徴収方法

2月18日徴収の罷業積立金500円の中より300円を充当する。

次から次に資金カンパの徴収が出てきている今日、300円以上のカンパ徴収は、現在の組合員感情からいって無理と思われた。

従って、既払九炭労負担金の20万円は斗争費より支出をし、現在までの平和斗争に関した支出分は三池カンパ残額より賄うと同時に、臨時専従者の林氏の分並びに予算超過分270.820円も併せて三池カンパ残額で消化することとした。

以　上

大正鉱業労働組合労金借入返済並び保証状況

37年2月7日

年　月　日	元　金	残　高	備　考
34. 8. 8	1.528.000円	611.200円	保証組合 ｛日炭高松労働組合 貝島大之浦炭鉱労働組合 設定担保　見返　16.220.600円
〃 10. 17	6.868.000	4.120.800	
〃 12. 25	5.563.000	3.894.100	
35. 2. 27	3.235.540	2.048.475	
小　計		10.674.575	
35. 3. 31	25.000.000	23.700.000	土地　7.345坪　保証組合 ｛日炭高松労働組合 貝島大之浦労働組合
小　計		23.700.000	
34. 8. 8	24.000.000	3.350.000	建物　16筆　保証組合 ｛日炭高松労働組合 日鉄二瀬労働組合 貝島大之浦労働組合 九　炭　労
小　計		3.350.000	
35. 12. 28	20.000.000	10.740.000	
36. 6. 5	10.000.000	1.331.940	｝炭労保証の分　保証組合 ｛日炭高松労働組合 貝島大之浦労働組合 日鉄二瀬労働組合
36. 6. 20	10.000.000	3.000.000	
小　計		15.071.940	
総合計残高		52.796.515	

昭和三十七年二月十日

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　吉田元吉郎　殿

西鞍理容師会
会長　石田七郎

理容暫定料金改定方要求書

御存知のように私共理容業者の生活必需品、理容用化粧品、器具類、理定従業者の給与の昂騰など、著しく値上りして私共の生活運営が殆んど不可能となりましたので、その対策を講ずべく去る二月五日西鞍理容師会臨時総会を開催し、全員の熱心なる討議を繰返し、全員の決議事項として理容料金の暫定改定方を万場一致を以つて可決致しました。現在まで全員努めて会社の御主旨に協力して参りましたが、御存知のように理容従業者（助手、見習生を含む）は他都市の理容店より高給を以つて殆んどの者が引き抜かれ当地の各理容店では夫婦共稼ぎか親子か又は店主たゞ一人で細々と営業を続けつゝある業態で、このまゝでは私共の生活運営が全く出来なくなりますので、来る三月一日より末記記載の如く町部側、炭鉱側共に同日より暫定理容料金として実施致したくありますので、御届け致します。近日指定理容業の代表者が御伺いしてとくと御願い致します。毎日御多忙のところ誠に恐縮致しますが、御協議下さいますよう伏て御願い申上げます。

理容暫定改定料金表

種類	町部側	炭鉱側	現行
調髪	二〇〇円	一八〇円	一〇〇円
子供調髪	一〇〇円	一〇〇円	六〇円
乳幼児	一〇〇円	一〇〇円	六〇円
顔剃	一〇〇円	一〇〇円	五〇円
子供丸刈	八〇円	八〇円	五〇円
子供オカツパ	九〇円	九〇円	六〇円
洗髪	円〇円	五〇円	三〇円

北海道、常磐オルグ受入れについて

一九六二・二・一七

一、目的

春斗を中心とする高揚段階をむかえて、九・北・常の組合員が、お互いの意志を統一して斗う体制をつくるとともに、日常環境や職場の実態等を知りあうことによって、一層の連帯感を強める。

二、期間

一八日夜～二四日朝まで

三、宿泊について

本部において処理する

四、行動予定

一九日　昼間　五班に分れ、各支部で入昇坑時に組合員と交流（坑口教宣の要領）。
　本社支部は昼休みに交流を行う。
一九日　夜　新坑支部常会に全員出席
二〇日　昼
〃　夜　新坑支部常会に全員出席
二一日　昼　主婦会役員との交流
〃　夜　五班に分れ各支部斗争委員会（代議員、主婦会幹事以上の集合）を開き、交流
二二日　昼　ニュースカーによる支部組合員との交流（六坑、一坑）
〃　夜　青年会役員との交流
二三日　昼　ニュースカーによる支部組合員との交流（五坑）
二四日　朝　離山

以上

決議文

われわれ炭鉱労働者は、打ち続く働く者の犠牲による一方的合理化の強行により、生活は日々窮迫の度を加え、合理的生活設計は、全く望み得べくもない状態にいたつている。

こうした状態のなかで、今日われわれ炭鉱労働者が切実な問題として希求するものは、常に安定した職場を確立し、雇傭を安定させ、いまどん底生活に陥らんとする生活を、何としてでも喰い止めねばならぬということである。

そのことが、現在斗い進めている石炭政策転換の斗いであることは、国民全体が周知のところであり、支援という形でこれが表われているところである。

こうした国民的与論にもかかわらず、池田反動政府は、依然として炭鉱合理化の方針を変えるでもなく、益々、狂人じみた強行を図つてきている。

かかる政府独占の「もてる者のみが生延びるのだ」という暴挙に対し、われわれは大鉄鎚を加え、「働く者が幸せになる社会実現」のため、総評春斗のなかで、整々とした統一行動により、石炭政策転換、大巾賃上げ、物価値下げ、最低保証賃金制等の諸要求を獲得するため、あらゆる障害を乗越え斗い抜くことを、右決議する。

昭和三七年三月三日

春斗第一次統一行動
貝島労組決起大会
議長　竹下凌治

じん肺および重度障害に関する　要求書

（一部挿入）

六、健康診断

じん肺発生のおそれある〜じん肺の早期発見に努める……までを(1)とし、次に(2)を挿入する。

(2)、前項の健康診断の際、胸部撮影を合せて行うものとする。（挿入の分）

一三、会社は第　条に基く作業の職換を実施された者に対しては、法定給付を含み、つぎの区分により転換手当を支給する。

（挿入の分）

一七、療養扶助

（自宅療養扶助）

医師の認定及び病況の都合により、自宅療養する労災一〜三級及びじん肺患者に一日につき二〇〇円を支給する。

（挿入の分）

なお、必要な医療費を負担する。

〈厚生部資料〉

じん肺および重度障害に関する
要求書

（挿入）

覚書

一、在籍中の患者が（じん肺及び重度障害に関する規定の適用を受ける在籍中患者、以下同じ）死亡した場合、五万円を支給する。

二、第　条の家族附添については、患者が危篤又は手術の場合、医師の認めた時に限り、第　条の規定にかかわらずこれを認める。

じん肺および重度障害に関する

統一要求（案）

目的

(一) この協定はじん肺法に定めた鉱物性粉じん作業場の業務による疾病については適正な予防及びじん肺健康診断、健康管理区分、作業の転換等の健康管理並びに労働災害補償保険法（以下労災という）による長期傷病給付者に対する条件の取扱い措置を講ずるとともに、必要な治療と補償を行うことによって組合員の健康の保持その他福祉の増進をはかることを目的とする。

一般対策

(二)① じん肺に関する措置については、労働基準法並に労働安全衛生規則、じん肺法、労働者災害補償保険法、鉱山保安法、鉱害予防法等関係諸法規を遵守し、罹患者及びじん肺発生に関連ある現場従業員に対する保護について改善の努力をすると共に作業対策を重点とし労災適用者発生の防止に万全を期する。

② 職業病対策委員会

中央及び各事業所毎に職業病対策委員会を労働組合側、使用者側、医師である衛生管理者の三者構成で設置し、必要事項を具体的に検討し、じん肺及び他に発生のおそれがある職業病の予防と健康管理実施、職業病対策の推進をはかる。

運営方針は別に協議して定める。

③ 保安委員会との連絡協議の方法を具体的にも安全衛生関係の確立を図る。

三、予防措置

（職場の改善と整備）

① じん肺発生のおそれある作業場の粉じん防止及び除じんのための収じん、排出、湿潤作業工程の湿式化、散水、たい積粉じんの除去及び換気等に努め、速やかに作業環境の改善、整備をはかり、発じん防止の措置を行う。

② 会社は粉じん職場における粉じんの管理を徹底するため、最低一ヵ月毎に粉じんの測定を行う。

③ 粉じん測定を行なった時はその気象及び風量、風速、温度、湿度の記録を職対委員会に提出し、粉じん量減少のため対策を策定する。

④ 会社は各事業所労代表の行う専門的粉じん測定を適宜行うものとする。

四、予防設備及び教育

じん肺予防保護具、健康管理に必要な設備及び機械器具の充実をはかり衛生管理の徹底を期し、また粉じん作業に従事する組合員には、じん肺の予防に必要な衛生教育及び保安教育を毎月一回就業時間内に実施する。

五、防じんマスク

防じんマスク及び部品は無償で貸与し適正な消毒設備をする。

現行

目的

一、貝島炭礦株式会社と貝島大之浦炭礦労働組合とは、けい肺並びに業務上外傷性せき髄障害に関し、左記の通り協定する

一般対策

二、第一条

会社は珪肺に関し労働基準法、鉱山保安法並びに珪肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（以下珪肺法という）に基いて適切な対策を講ずる。

予防対策

三、会社は珪肺発生のおそれある作業場については粉じんの減少に努め、組合員に対しては珪肺の予防に必要な知識を周知せしめるよう措置する。

防じんマスク

五、会社は珪肺発生のおそれある粉じん作業に常時従事する組合員に対し防じんマスクを無償貸与する。前項における防じんマスクの貸与をうけた組合員は就業中これを使用しなければならない。

六、健康診断

じん肺発生のおそれある粉じん作業に従事する者に対し胸部撮影を含め年一回のじん肺健康診断を行い、じん肺審査医に判定を委嘱し、じん肺の早期発見に努める。

なお、転職、退職する場合には必ずじん肺健康診断を実施し、じん肺の有無、程度を確認する。特に粉じん作業を退職した者については、一定期間は定期に会社の責任においてじん肺健康診断を行う。

七、結核対策

じん肺健康診断により管理区分一～三に該当する者でツ反応陰転者については結核予防措置として医師の指示に従って措置する。この場合の費用は会社が負担する。

なお、じん肺結核にかかり、自宅療養する場合は同居家族を含めて適切な措置を講ずる。

八、通知義務

肺結核にかかっている者及びその治癒者にして粉じん作業に就くことをじん肺診査医が、じん肺予防上適当でないと認めたときは、その旨会社は職業病対策委員会に遅滞なくその改善を通知する。

九、栄養補給

会社は組合員の健康管理区分の管理(一)(二)(三)(四)及び労災法一～三級のそれぞれに該当する場合は、つぎの区分によって栄養補給費を支給する。

① 管理(一)の場合　一カ月　五〇〇円

但し、X線写真の像が第一型、又は第二型のものに限る。

② 管理(二)の場合　一カ月　一、〇〇〇円

③ 管理(三)の場合　〃　一、五〇〇円

但し、配置転換した者　〃　二、〇〇〇円

休業療養を必要とする者　〃　二、五〇〇円

一年六カ月を経過した者　〃　五、〇〇〇円

④ 管理(四)及び労災一～三級の場合　〃　二五〇〇円

一〇、作業転換

粉じん作業に従事する者が、じん肺法に定める作業転換を必要とする症状に該当するに至った場合作業の転換を行う。

この取扱いをしようとする時は精密な健康診断を行い、職対委で協議の上、当該作業者の了承を得て行う。

一一、転換後の賃金補償

じん肺り患者の転換後の基準賃金については転換前職種における基準賃金を補償する。

一二、

会社は法　条に基く作業の転換を実施された者に対しては、つぎの区分により転換手当を支給する。

① 坑内より坑外に転換した場合　転換時本人平均賃金の　一二〇日分

② 坑内より坑内に転換した場合　転換時本人平均賃金の　五〇日分

③ 坑外より坑外に転換した場合　転換時本人平均賃金の　五〇日分

六、珪肺健康診断

会社は珪肺法に基いて珪肺健康診断を行うとともに、定期健康診断においても必要と認めるものについて細密検査等を行い珪肺の早期発見に努める。

九、栄養補給

会社はすでに珪肺にかかっていると認定された組合員（以下珪肺患者という）に対し次の栄養補給を行う。

一、休業中の者（療養入院中の者を除く）

月額　一、五〇〇円程度の実物支給

二、珪肺法に基いて配置転換された者

月額　八〇〇円程度の実物支給

三、前各号以外で医師が栄養補給の必要を認めたもの

月額　五〇〇円程度の実物支給

一三、転換見舞

会社は珪肺法に基いて組合員の配置転換を行った場合は、次の転換見舞金を支給する。

① 坑内直接夫より坑外夫に転換の場合　平均賃金　九〇日分（法定給付を含）

坑内直接夫より坑内間接夫に転換の場合　〃　三〇日分（　〃　）

坑内間接夫より坑外夫に　〃　三〇日分（　〃　）

坑外夫より坑外軽易作業に　〃　三〇日分（　〃　）

一三、休業補償

労災一～三級及びじん肺り患者に対して行う休業補償は労災法による補償費を含み、平均賃金の100/100とし、金額同一職種の賃金変動にスライドさせる。

一四、休業中の賃金変更の制限

休業療養中は賃金変更は行なわない。

一五、療養補償

労災一～三級及びじん肺による休業療養中の者に対し、月三、〇〇〇円を支給する。療養見舞金支給の始期および終期は、それぞれ労基法の休業補償開始日および終了日とし、始期、終期が月の中途にあるときは全額を支給する。

一六、遺族補償

労災による長期傷病給付者及びじん肺にかかっている者が、療養期間一五年以内に死亡したときは遺族に対し労災法による遺族給付を含め、基準賃金の一、〇〇〇日分を支給する。

一七、療養扶助（入院療養扶助）

労災一～三級及びじん肺による入院者に対し次の扶助を行う

①　本人に対して入院準備金として五、〇〇〇円を支給する。

②　入院の際、付添を必要とする場合一、〇〇〇円を支給する。

③　入院の際、本人及び付添人一人に限り旅費の二等実費を支給する。

但し、症状により現地において協議の上、一等実費を支給することもある。

（家族見舞）

入院した者に対する家族の見舞については、一年を通じ四回（一回につき二人）とし、従業員旅費規程に定める汽車汽船賃、弁当代及び宿泊料（三泊以内）に相当する金額とする。

（自宅療養扶助）

医師の認定及び病院の都合により、自宅療養するじん肺患者に一日につき二〇〇円を支給する。

なお、必要な医療費を負担する。

一八、特別補償（退職時）

労災一～三級の該当者及びじん肺にかかっている者が退職するときは次の特別補償金を支給する。

①　管理区分四及び労災一～三、管理区分三、二（非休業者のみ）　基準賃金の六〇〇日分

②　管理区分一（じん肺にかかっていない者を除く）退職時の基準賃金の三〇〇日分

一九、解雇制限

①　労災一～三級及びじん肺患者が休業補償を受ける期間は、解雇しないものとする。

②　労災一～三級及びじん肺療養者が療養開始後三年を経過しないうちに定年に達した場合は、その期間経過日までこれを解雇しないものとし、定年到達後の残余の期間は勤続年数に加算する。

一五、特別見舞金

会社は珪肺患者が療養のため休業した場合は労働基準法に定める療養期間中、特別見舞金として休業一日につき平均賃金の二割相当額を支給する。

一六、打切り補償又は遺族補償

けい肺患者に対する打切り補償又は遺族補償に関しては、その算定基礎となる法定平均賃金が実際休業前三ヵ月間（賃金水準変更後、実際休業に至る期間が三ヵ月未満の場合はその期間）の本人平均賃金を下廻る場合は、会社は法定額と後者の平均賃金を基礎とし、法定の算式を以って算出した額との差額を支給する。

一七、入院準備金

会社は、珪肺患者が医師の指示により珪肺労災病院に入院する場合は、一回に限り入院準備金として二、〇〇〇円を支給する。

前項の場合で医師が付添人を必要と認めた場合、会社は付添人に対し旅費規則に定める旅費に相当する金額を支給する。

（家族見舞）の旅費

会社は、珪肺労災病院に入院中の珪肺患者をその家族が見舞う場合は左記により旅費を支給する。

一、回数　年二回以内

一、見舞家族　一回につき二名以内

一、旅費　旅費規則に定める旅費に相当する金額を支給する。（県内一泊二日以内、県外三泊四日以内）

二〇、復職者の取扱

休業療養中の者がじん肺管理区分の変更により復職した時、現職に復職できない場合の基準賃金は休業前就労の賃金をその後の変動率に応じて算定したものとする。

二一、福利施設の利用

明次一～三級及びじん肺り患者に対して次の措置を行う。

① 三年間期間満了後退職者の利用は四年を限度とする。

② 退職後離職者には援護規定により実費支給。

二二、その他

① 特別給付対象者及びじん肺罹患者が死亡、又は退職した者の妻子のうちで就労可能の者があるときは採用する。

② 長期給付対象者及びじん肺罹患者に対し決定給付の支払が遅延した場合、会社は立替払する。

その他業務上により疾病にかかったものの取扱はじん肺罹患者に準ずる。

二三、実施期日

この協定は、昭和三十六年十月一日から実施する。

協定期間、本協定実施の日から二ケ年とする。

二四、協定の改正及び延長

この協定は期間内においても一方の申入れにより双方合意した場合、改正することができる。

また、協定期間満了においても双方が改正の申入れなき場合、更に一年間有効とする。

二一、社宅の利用

会社は、療養のため休業中の珪肺患者が停年又は打切補償の決定によって退職した場合は、特に退職後二年に限り社宅等の福利施設の利用について便宜を与える。

二二、その他

餞別

療養のため休業中の珪肺患者が打切補償に至った場合は退職とするが、その場合会社は餞別として五万円を支給する。

珪肺委員会

会社は珪肺委員会を設ける。

細則については別途協議する。

外傷性せき髄障害者

珪肺法に定める業務上外傷性せき髄障害者である組合員に対しては、第七条乃至第一二条を適用する。

二三、この協定の有効期限は昭和三十二年十一月九日から、昭和三十三年九月三十日までとする。

災害健康事項

○ 珪肺健康診断

珪肺第一症度のものについては、定期健康診断においては珪肺健康診断を行う。

医師が社外病院の診断を必要と認めた場合は、そのために失った賃金については、本人分の百％を補償する。

○ 療養見舞

第一に該当するものに対しては、特に一時金壱万円を支給する。

○ 餞別

この取扱いは、珪肺患者が死亡の場合において、弔慰見舞金として準用する。

じん肺協定統一要求案

(一)、目的

この協定は、じん肺法に定めた鉱物性粉じん作業場の業務による疾病については適正な予防及びじん肺健康診断、健康管理区分、作業の転換等の健康管理、その他必要な措置を講ずるとともに、既にかかった組合員に対しては、必要な治療と補償を行うことによって組合員の健康の保持その他福祉の増進をはかることを目的とする。

(二)、一般対策

① じん肺に関する措置については、労働基準法並に労働安全衛生規則、じん肺法、労働者災害補償保険法、鉱山保安法、結核予防法等関係諸法規を遵守し、罹患者及びじん肺発生に関連ある現場従業員に対する保護について最善の努力をする。

② 職業病対策委員会

中央及び各事業所毎に職業病対策委員会を労働組合側、使用者側、医師である衛生管理者の三者構成で設置し、必要事項を具体的に検討し、じん肺及び、他に発生のおそれがある職業病の予防と健康管理等、職業病対策の推進をはかる。運営方針は別に協議して定める。

(三)、予防措置

（環境の改善と整備）

①、じん肺発生のおそれある作業場の発じん防止及び除じんのための収じん、密閉、隔離作業工程の湿式化、撒水、たい積粉じんの除去及び換気等に努め、速やかに作業環境の改善、整備をはかり、発じん防止の措置を行う。

②、会社は粉じん職場における粉じんの管理を徹底するため、最高一ケ月毎に粉じんの測定を行う。

③、粉じん測定を行ったときは、その記録及び風量、風速、温度、湿度の記録を職場委員会に提出し、粉じん量減少のため対策を提議する。

④ 会社は各種研究機関の行う専門的粉じん測定を適宜行うものとする。

(四) 予防設備及び教育

じん肺予防機器、健康管理に必要な設備及び機械器具の充実を図り、衛生管理の徹底を期し、また粉じん作業に従事する組合員には、じん肺の予防に必要な衛生教育を毎月一回就業時間内に実施する。

(五)、防じんマスク

防じんマスク及び部品は無償で貸与し、適正な消毒設備をする。

(六) 健康診断

じん肺発生のおそれある粉じん作業に従事する者に対し、年一回のじん肺健康診断を行い、じん肺審査医に判定を委嘱し、じん肺の早期発見に努める。

尚、転職、退職する場合には必ずじん肺健康診断を実施し、じん肺の有無、程度を確認する。特に粉じん作業を退職した者については、一定期間は定期に会社の責任において、じん肺健康診断を行う。

(七) 結核対策

じん肺健康診断により管理区分一〜三に該当する者でツ反応陽転者については、結核予防措置として医師の指示に従って投薬する。この場合の費用は会社が負担する。

尚、じん肺結核にかかり、自宅療養する場合は同居家族を含めて適切な保護措置を講ずる。

(八) 通知義務

肺結核にかかっている者及びその治癒者にして粉じん作業に就くことをじん肺診査医が、じん肺予防上適当で無いと認めたときは、その旨会社は職業病対策委員会に遅滞なくその内容を通知する。

(九)、栄養補給

会社は組合員が健康管理区分の管理(一)、(二)、(三)、(四)のそれぞれに該当する場合は、つぎの区分によって、栄養補償費を支給する。

① 管理(一)の場合　一ケ月　五〇〇円
但し、X線写真の像が、第一型、又は才二型の者に限る。
② 管理(二)の場合　一ケ月　一、〇〇〇円
③ 管理(三)の場合　一ケ月　一、五〇〇円
但し、配置転換した者　一ケ月　二、〇〇〇円、
休業療養を必要とする者　一ケ月　二、五〇〇円とし、休業が健康保険法の療養開始後一年六ケ月を経過した者については　一ケ月　五、〇〇〇円とする。
④ 管理(四)の場合　一ケ月　二、五〇〇円

(十)作業転換

粉じん作業に従事する者が、じん肺法に定める作業転換を必要とする症状に該当するに至った場合作業の転換を行う。

この取扱をしようとする時は精密な健康診断を行い、取対委で協議の上、当該作業者の了承を得て行う。

(一)転換後の賃金補償

転換後の基準賃金については転換前職種における基準賃金を補償する。

(二)会社は才　条に基く作業の転換を実施された者に対しては、つぎの区分による転換手当を支給する。

① 坑内より坑外に転換した場合　転換時本人平均賃金の　一二〇日分
② 坑内より坑内　〃　〃　〃　五〇日分
③ 坑外より坑外　〃　〃　〃　五〇日分

(三)休業補償

労災法による休業補償費を含み、平均賃金の100/100とし、全額同一職種の賃金変動にスライドさせる。

(四)休業中の職種変更の制限

休業療養中は職種変更は行なわない。

(五)療養補償

休業療養中の者に対し、月三、〇〇〇円を支給する。療養見舞金支給の始期及び終期は、それぞれ労災法の休業補償開始日および最終日とし、始期、終期が月の中途にあるときは全額を支給する

(六)遺族補償

じん肺にかかっている者が、療養期間一五年以内に死亡したときは、遺族に対し労災法による遺族給付を含み、基準賃金の一、〇〇〇日分を支給する。

(七)療養扶助

(入院療養扶助)

① 本人に対して入院準備金として五、〇〇〇円を支給する。
② 入院の際、付添を必要とする場合一、〇〇〇円を支給する。
③ 入院の際、本人及び付添人一人に限り旅費の二等実費を支給する。
但し、病状により現地において協議の上一等実費を支給することがある。

(家族見舞)

入院した者に対する家族の見舞については、一年を通じ四回(一回につき二人)とし、従業員旅費規定に定める汽車・汽船賃、弁当代及び宿泊料(三泊以内)に相当する金額とする。

(自宅療養扶助)

医師の認定及び病院の都合により、自宅療養するじん肺患者に一日につき二〇〇円を支給する。
尚、必要な医療費を負担する。

(十八) 特別補償（退職時）

じん肺にかかっている者が退職するときは次の特別補償金を支給する。

① 管理区分 四、三、二（非休業者のみ）基本賃金の六〇〇日分

② 管理区分 一、（じん肺にかかっていない者を除く）退職時の基本賃金の三〇〇日分

(十九) 解雇制限

① じん肺患者が休業補償を受ける期間は解雇しないものとする。

② じん肺療養者が、療養開始後三年を経過しないうちに定年に達した場合は、その期間経過の日までこれを解雇しないものとし、定年到達後の残余の期間は勤続年数に加算する。

(二〇) 復職者の取扱

休業療養中の者がじん肺管理区分の変更により復職した時、現職に復職できない場合の基準賃金は休業前職種の賃金をその後の変動率に応じて算定したものとする。

(二一) 福利施設の利用

① 三年間療養期間満了後、退職者の利用は四年を限度とする。

② 退職後、四年以内に帰郷者には旅費規定により実費支給。

(二二) その他

① じん肺患者が死亡、又は退職した者の妻子のうちで就労可能の者があるときは採用する。

② じん肺患者に対し決定給付の支払が遅延した場合、会社は立替払する。業務上により疾病にかかったものの取扱いは、じん肺罹災者に準ずる。

(二三) 実施期日

この協定は、昭和三十六年十月一日から実施する。

協定期間、本協定実施の日から二ケ年とする。

(二四) 協定の改正及び延長

この協定は期間内においても、一方の申入れにより双方合意した場合改正することができる。

また協定期限後においても双方が改正の申入れなき場合、更に一年間有効とする。

じん肺協定改訂内容

1. 適用範囲
　せき損とじん肺とする

2. 栄養補給
　イ、医師の認めた者　600円（現行600円）
　ロ、管理（三）　1,000円
　ハ、離職した者　1,200円（〃1,000円）
　ニ、管理（四）　2,000円
　ホ、休業した者　2,500円（〃2,000円）

3. 見舞金（弔慰金）　6万円（現行5万円）

4. 改定期間
　37・3・1～39・3・31

退職手当中央八社妥結内容一覧表

昭37・3・1　妥結

※三　菱

第1条
支給日数（乙）に次の日数を加算する。
　1、満11年から15年まで2日
　2. 満16年から25年まで3日
第6条
健保日額の「85%」を88%とする。
但し、3条1項の事業都合解雇の加算分は85%とする。

※住　友

第6条5項
勤続満20年以上25年未満基準日数「115日」を120日とする。
第12条
健保日額の「85%」を88%とする。

※古　河

第3条（基準支給日数）
5年～9年　12日　　10年～19年　18日
20年～　24日
第2条2項
「採炭日役賃金に限り3%を引上げ修正」を6%とする。

※太平洋

第8条
基礎賃金健保日額「85%」を88%とする。
第5条
勤続加給は坑内加算の勤続年数で算出されていないので、この分を引上げる。具体的には3月2日交渉する。（坑内加算を約5%引上げる）

※雄　別

第3条（基礎日額）
健保日額の「85%」を88%とする。
第6条（特別加給）
　第4号該当時（事業都合解雇）
　　20年以上25年　「105日」を110日とする
　第5号該当時（定年）
　　20年以上25年　「105日」を110日とする
　　25年以上　「115日」を120日とする

※三　井

基礎賃金を健保日額85%から88%に引上げる。
勤続満25年以上について1日ずつ加算する。

※北　炭

基礎賃金を健保日額85%から88%に引上げる。
第5条の定年退職の
　勤続満15～20年　10日引上げ
　〃　20～25年　10日引上げ
　〃　25年以上　10日引上げ
自己都合退職
　勤続5～11年　2日加算
　〃12年　4日加算
　13年以上各年5日加算
業務外の死亡疾病による退職
　勤続1～15年　5日加算
　15～20年　10日加算
　20～25年　15日加算
　25～30年　10日加算

※明　治

基準支給日数

	現行日	改定日		現行日	改定日
勤続5年	13	15	勤続18年	15	28
6	〃	17	19	〃	〃
7	〃	19	20	16	〃
8	〃	21	21	〃	〃
9	〃	23	22	〃	〃
10	14	25	23	〃	〃
11	〃	27	24	〃	〃
12	〃	〃	25	〃	〃
13	〃	〃	26	〃	26
14	〃	〃	27	〃	27
15	〃	〃	28	〃	28
16	15	28	29	〃	29
17	〃	〃	30	〃	30

坑内加算

	直接夫		坑内間接夫	
	現行	改定	現行	改定
勤続1～5年	4日	4日	2日	2日
5～10	5	9	2	4
10～15	9	13	4	6
15～20	12	17	5	8
20～25	16	21	7	10
25～30	20	25	8	12

特別加算（新設）

勤続1～10年	30日
10～15	40
15～20	50
20～25	60
25～30	65
30年以上	70

――六砿閉山理由に関する説明――

総産業がここ数年、政府の高度経済成長政策の下に、急速な伸長を続けている中にあって、ひとり石炭産業のみが苦境に立たされている実情については、今更縷々説明を要しない程御承知の事と存じます。

このような石炭業界の苦悩から当社も又まぬかれる事はできず、ここ数年来、予想以上の急激な炭価の値下りにコストの引下げは追随できず、当社はS33年下期以来、連続五期にわたり、赤字の計上を余儀なくされました。即ち

昭和33年	下期	△	164,931千円
34年	上期	△	178,918 〃
〃	下期	△	487,803 〃
35	上期	△	281,960 〃
〃	下期	△	939,967 〃（過去の累積損金計上）

と、実に赤字累積約20億の巨額にのぼっております。

これは、もち論炭価の下落がその重要な要因ではありますが、当社においてとくに不幸だったことは、大之浦の若返りを図るため東部開発に約30億の設備投資を行って、33年漸くこれが完成をみてその効果を発揮しようとした矢先に、エネルギー革命に直面し、折角の投資によるコスト低減も、急激な炭価の値下げにあい、かえってその投資が大きな負担となって参りました。

このため膨大な設備投資を行ったに拘らず、赤字を続ける破目におちいり、一方借入金は、昭和36年9月において
長期借入金32億、短期借入金14億、割引手形12億等合計約60億の高額に達し、今日の経済常識から考えれば、当社程度の規模においては到底許容される借入額ではなく、倒産に近い状態というべきであります。

S36年上期には、再建交渉の難航から立直れず、計画出炭710,400屯に対し、実績は632,751屯、減産77,649屯と大きく下廻り実質約2億円の赤字になっております。然しながら、このまま公表すれば対外信用上種々問題がありますためいろいろの経理操作を加え、決算面では僅かながら500万円の黒字を計上したわけであります。

以上の苦しい経理操作の末、S36年下期を迎えましたが、S36年10月～37年1月の坑内出炭は、計画を約3万7千屯下廻っており、残る2～3月の出炭に懸命を賭けおるは残念ながら実質的な赤字をまぬかれない現状であります。

このように現在の貝島の経営内容は極度に悪化しており、とくに最近の金融引締めに伴う金融面の窮状を考えるとき、まさに累卵の危機に瀕しているといっても過言ではなく、現在、再建に悩み続けている大正鉱業と実質的には大差ないのであります。

この間、当社としても何とかして、経営の好転を図ろうと、企業として取り得べきあらゆる諸対策をとり、とくに35年3月の約1割の希望退職者募集、翌36年3月の賃金引下げを含めました一連の合理化について御協力をお願いして、この難局を切り抜けるため努力して参りました。

然しながら、客観状勢は益々悪化し、S37年は1,200円の炭価引下げの線に沿い年間約200円以上の炭価値下りは確定的であります。

この中にあって貝島は、前述しました経理事情から、これ以上赤字を続けることは、企業の崩壊を意味するものでありますので、何としても再建を図らねばなりません。

　これがための緊急対策としては、

(1) 大規模な希望退職
(2) 坑外の付帯作業は極力切り離していくこと
(3) 大之浦全体の負担になるものはスクラップすること
(4) 長期金融対策を確立すること

　の四つの方針を樹て、昨年11月皆様方に説明申上げると共に協力をお願いした訳であります。

大之浦全体が生きていくためには大之浦全体の負担になっているものは極力スクラップせねばなりません。

この点については、昨年11月20日閉山を提案しました際、説明した

通りでありますが、御承知のように今日の石炭政策はスクラップ・アンド・ビルドがその基本となっております。

大之浦は機会ある毎に説明しておりますように、一社一山という不利な立地条件にあるため、この施策を推し進めるのに非常な困難を伴います。すなわち、貝島の従来からの規模、地方大手としての経営規模を維持するため、又６０億に上る借入金を抱えていることから、どうしても月産１２万屯程度の出炭は確保せねばならず、非能率鉱を閉鎖すれば、それだけ他鉱が負担を背負うことになるというジレンマがあります。

従って、今日まで六坑は他坑に比し、過去数年にわたり一番大きな赤字を続けてきたにも拘らず、何とか抱えて参りました。

しかしながら、今後、ますます下るであろう炭価の推移、及び、貝島としてはこれ以上赤字を続けることは、企業の破綻を招くので、今後どうしても黒字の実現を図らねばならぬ実情から、Ｓ３７年度の計画をあらゆる角度から検討してみますと

(1) 現状の出炭体制を維持した場合	トン当り	△１６９円
(2) 現状の出炭体制を維持し、中央露天を開発した場合	〃	△ ６１円
(3) 六坑を閉山し、中央露天を開発した場合	〃	１７円

になります。

Ｓ３８年度についてみましても、更に２００円以上、炭価が下りますが六坑閉山、中央露天の出炭により僅かではありますが、トン当り３２円の黒字となります。

従って、六坑を抱えていくことは、大之浦の企業全体からみてすでに限度にきております。六坑を存続していけば、昭和３７年以降も貝島全体が引続き赤字を続けていくことになり企業全体の存立さえ危ぶまれる結果となることは必死でありますので、止むなく六坑を閉山せざるを得ない事態に至ったのであります。この間の事情を御理解願えれば、貝島における六坑閉山は、企業の存立にかかわる重大なものであり、最近の中央大手各社がかなりの余裕をもちながら既設各山を閉鎖し、他地区に生産を集中しているのとは、本質的に異っている事は、お分り願えると思います。

閉山するに当って最も問題となりますのは、残存炭量の問題でありますが、（詳細については、後程説明致します）J.I.S計算による実収炭量は約３５０万屯残存しております。然し、これは実際には大正２年に開坑して以来採掘した跡の狭い区域にある採掘不可能の炭、又不規則に散在している各層の炭量を集計したためかくの如き炭量となっているのであります。従って、実際に稼行するとしても到底採算はとれず、この炭量には全く経済性がなく、これ以上六坑を存続させることは今までの赤字を更に累増させることこそあれ、大之浦への負担は軽減できません。

最近の六坑は全砿挙げての御努力により、数年前に比し能率も向上し、大巾にコストも低下しております。とくに本年３月末日をもって閉山するという会社提案にも拘らず、何らの動揺もなく生産に専念されていることは深く感謝しております。

然しながら、以上述べましたように貝島の６０億に上る借入金を有する経理内容からみて、昭和３７年以降は絶対に黒字の実現をはからねばならず、この角度から将来の計画を検討して参りますと、六坑を存置させることは、現在の六坑の自然条件、炭層の賦存状況からみて、どうしても大之浦全体を圧迫し、企業そのものを崩壊させる結果になる結論に到達しました訳であります。

然しながら、閉山は致しますが、六坑従業員の皆様には全員各鉱に転籍して頂き雇傭の安定向上については、御心配をかけない所存であります。この点につきましても他社閉山の実情と趣きを異にしておる点を重ねて御理解願い度いと存じます。

生産原価表

年度別	37年度								38年度	
項目	現状推移				含中央露天		六砿閉山		六砿閉山	
要素	浦計		六砿（内数）		浦計		浦計		浦計	
出炭	1.578.800		120.000		1.658.800		1.585.000		1.696.000	
消費炭	29.700		5200		29.700		24.500		24.500	
送炭可能数量	1.549.100		114.800		1.629.100		1.560.500		1.671.500	
人員	4.981		521		4.981		4.943		4.710	
能率	26.4		19.2		27.8		26.7		30.0	
物品費	1.075.937	681	101.876	849	1.075.937	649	992.790	627	998.390	588
労務費	2.448.749	1.551	272.477	2271	2.448.749	1.476	2.347.835	1481	2.258.247	1349
経費	1.132.988	718	82.255	685	1.264.988	762	1.109.746	700	1.244.987	734
控除額	167.173	106	19.337	161	174.453	105	158.716	100	176.986	104
山元原価	4.490.501	2.844	437.271	3644	4.615.221	2.782	4.291.655	2.708	4.354.638	2567
追加投資	153.962	98	13.800	115	153.962	93	140.162	88	146.740	86
減価償却費	679.300	430	54.400	453	690.000	416	640.000	403	630.000	372
共通費	561.337	356	42.665	356	565.517	341	582.585	368	613.321	362
本社費	120.000	76	9.121	76	120.000	72	120.000	76	120.000	71
支払利子	230.760	146	14.999	125	230.760	139	230.760	146	200.760	136
総原価	6.235860	3.950	572.256	4.769	6.375.460	3843	6.005.162	3.789	6.095459	3594
自産炭消費額	40.408		7.609		40.408		32799		32.799	
送炭可能原価	6.195.452	3.999	564.647	4919	6.335.052	3889	5.972.363	3827	6.062.660	3627
送炭可能販売額	5.934.848	3830	420.742	3665	6.235.648	3828	5.999.221	3844	6.116.533	3659
損益	△260.604	△169	△143.905	△254	△99.404	△61	26858	17	53.873	32

1.大之浦炭砿の沿革ならびに概況

大之浦炭砿は明治17年福岡県鞍手郡宮田村（現在は宮田町）大字大隈字代の浦に2300坪の砿区を買収し、大之浦炭砿と名命して採掘を開始した。以来七十有余年、幾多の変遷を経て現在、新菅牟田坑、五坑、二坑、六坑と毛勝、前隈等の露天採掘をしている。

大之浦炭砿は明治より大正に亘って、桐野、菅牟田、満之浦の三鉱業所として操業された。この時代に満之浦鉱業所の第一坑を明治22年、笠松村、（現在宮田町）大字四郎丸字満之浦に小立坑を開さく、引続き29年に立坑近くより新斜坑を開坑した、これが旧七坑の本坑口である。更に明治36年には第二坑の斜坑を開坑した、（この位置は現在笠松一坑々口より北方約100米）第六坑は明治40年に第三坑として開坑（現在の人車坑口）し明治43年、この卸先が深上がりの断層に遭遇したので断層試錐等の調査結果、大正2年に大字宮田字八及谷に新斜坑開鑿に着手した。これが現在の第六坑の出炭坑口である。

以来50年に近く、直方層群中の三五尺累層の山張層から五尺層迄を採掘して来たが、昭和9年頃竹谷累層中の上七ヘダ層を試験的に僅かに採掘した。　開坑時想定炭量　　約　520万屯

2、鉱区

大之浦の鉱区は福岡県鞍手郡宮田町、小竹町、鞍手町の3ケ町にまたがる面積、172，963アール（5，232，161坪）でこの中第六坑の面積は17，783アール（537，936坪）である。

3、地形ならびに地質

第六坑は大之浦鉱区北西部周辺の一割である。

坑口附近に僅かな田畑がある以外は、標高60米～70米位に達する山地である。東西約0.6Km、南北約1.5Kmに亘っている。

地質は古第三紀層、直方層群中の三尺五尺累層とその下部に大焼累層、上部に竹谷累層と小範囲に第四紀層が被覆している。

走向は約北西30°～55°で傾斜は東へ約10度である。

尚北東部に於て向斜軸をなす。

4、炭層賦存状態

炭層は走向、北西に30°～55°で傾斜は東へ約10°である。

深度は海水準下約70米より北西部で最深260米である

三五尺累層中の山張、七ヘダ、上三尺、三尺星石、三枚、下三尺、五尺の各層を対象として稼行して来た。

六坑採掘範囲内の炭層の変化は殆んど見られないが、北部の向斜軸（一部軸に沿って断層あり）附近では尖滅状態をしている。

坑口附近より北西方向に走る七坑と境する断層と東側に傾斜方向の落差約70米の断層にて二坑と境している。

	項目　年	30/3	31/3	32/3	33/3	34/3	35/3	36/3
計	イ.確定埋蔵量一類甲	6020	5907	5768	5202	5051	4909	4777
	〃　乙	258	258	258	258	258	258	258
	ロ　推定埋蔵量	292	292	292	292	292	292	292
	ハ　予想埋蔵量	1134	1134	1134	1012	1012	1012	1012
	ニ.理論可採埋蔵量	7710	7591	7452	6764	6613	6471	6339
	ホ.理論不可採埋蔵量	559	559	559	1111	1111	1111	1111
	ヘ　安全炭量	5965	5865	5725	5188	5044	4908	4784
	ト.　実収炭量	4641	4545	4452	4031	3717	3609	3513
	チ.　実収率	.78	.78	.78	.78	.74	.74	.74

前（1）、（2）項の関連及び事情の変化から判断される現在の確定埋蔵炭量予想埋蔵炭量、理論可採埋蔵炭量安全炭量、実収炭量の計画、並びにその推移について

（1）　選炭歩留

坑別　年別	34年		35年		36年		
	上期	下期	上期	下期	上期	10月	11月
新砿	60.4	59.3	61.1	59.0	59.6	53.8	51.8
五砿	62.3	62.1	65.7	61.3	59.6	59.7	59.4
二砿	59.0	52.6	52.1	55.1	50.6	46.9	51.6
六砿	60.8	51.1	53.4	55.0	46.5	44.4	41.7
浦計	60.3	57.4	58.7	58.1	55.9	51.8	51.8

前（1）、（2）項説明資料参照

（2）　昭和30年以降大浦、層別出炭量実績

層名　年度	30年度	31	32	33	34	35
山張層 実収炭量	0	30	190	40	880	14580
〃 実収率%						81
七ヘタ層 実収炭量	1180	4610	11240	6130	9990	10020
〃 実収率%			83	71	74	66
上三尺層 実収炭量	68620	51260	37230	38140	15730	12750
〃 実収率%	82	83	76	84	81	94
三尺層 実収炭量	5540	7430	4610	8890	27520	12260
〃 実収率%	78	65			86	92
奥石層 実収炭量	2530	880	3410	7360	1660	1360
〃 実収率%						
三枚層 実収炭量	10880	11900	16830	15530	12010	14670
〃 実収率%	75	85	82	72	72	85
下三尺層 実収炭量	16330	17110	16540	25780	19820	22010
〃 実収率%	75	85	81	74	76	83
五尺層 実収炭量	20	150	11870	17070	13870	12550
〃 実収率%			86	80	84	88

※稼行条件変化に関する事情、

炭柱図に示す山張層～五尺層を対象に採掘して来た。

開発時は三尺と五尺の二層を主体に残柱式で採掘し、大正9年に水力充填設備の完成と共に大正末期の切羽運搬机にコンベヤー使用と共に残柱式採炭法より長壁式採炭法になった。

六坑区域は地表が殆んど山地であるので、採掘上と保安上の支障がない限りは出硬による帯状硬巻で採掘跡を処理して来た。

開坑以来、大正年間は山張、七ヘタ、奥石、三枚、下三尺等は稼行の対象として来ておらず、もつぱら三尺、上三尺、五尺を対象として稼行して来た。これが為に上層位の七ヘタ、山張等に引落しを生じていて、これらの層の採掘に困難すると共に、計画出炭に齟齬を来して来た。

下部に属する下三尺層は比較的安定しているが、炭丈が薄いので三枚層と合せて採掘して来たが、炭質は良好でない。

奥石層は比較的残存しているが、単独には採掘の対象にはならないので三尺層の下石が残されている地域では調査の結果、新三尺払と云つて採掘して来たが、下石の残存状態が不規則であるので切羽が全面白畑に近い悪条件になつて来る。従つて年を追つて歩留も低下して来た。

現在、七区区域より中央区域に集約することを主眼に、この二区域で採掘している。この区域は比較的纏まつて残存している個所ではあるが、各層の残存状況は上下、それぞれの範囲に形状も不規則な状態であるので、払の寿命も短かく、且不必要な坑道掘進を要している。上七ヘタ層については昭和9年頃より試験的に採掘されたが、薄層であるので、現在採掘中の炭層より高能率は見込まれない。尚、炭質も良好でないので採掘の対象にされない状態である。

※　将来の出炭計画、稼行可能年数及び終掘時期の推定

将来の計画なし

※　現状における主要坑道並びに掘進、採炭状況（計画を含む）

人車坑道と三尺本線捲部及総排気部の三斜坑口を有し、三尺本線より右方向に中央水平を有し、これより中央捲部が延び、この下部で五尺エンドレス坑道を中軸として五尺第四捲部を有している。之等の区域に三つの切羽を維持稼行している。

排気は下部より五尺第四捲部の連排気と五尺排気より総排気に連絡して排気している。

六砿　3ヶ年　銘柄別、出炭、調査表

銘柄	用途	33年			34年			35年			36年		
		上期	下期	計	上期	下期	計	上期	下期	計	上期	10月	11月
原料粉	原料炭				10.594	18.881	29.475	19.084	16.549	35.633	20.662	4.017	3.602
特洗粉	〃	38.199	27.417	65.616	18.548	3.619	22.167	5.010	10.407	15.417	10.265	1.947	2.061
特中塊	発生炉				503	1.109	1.612	1.595	1.998	3.593	1.631	348	429
洗中塊	〃				2.056		2.056						
並中塊	一般炭				1.790	2.517	4.307	2.346	29	2.375		197	50
二号並中塊	〃	1.357	2.833	4.190	2.605	1.507	4.112	1.580	3.503	5.083	5.528	1.271	1.360
再出切	〃	2.112	2.782	4.894	1.040		1.040						
二号切	〃	353	1.370	1.723	520		520		212	212			
並洗粉	〃				5.558	12.082	17.640	11.489	137	11.626			
二号並洗粉	〃	8.474	12.472	20.946	10.934	5.153	16.087	5.770	10.771	16.541	14.595	2.763	2.187
別中塊	〃	3.700	3.998	7.698									
一号並洗粉	〃		150	150									
[illegible]	〃												214
[illegible]	〃	2.942	2.617	5.559	2.022	2.770	4.792	2.410	1.214	3.624	1.399	407	163
一号沈澱粉	〃	96		96									
二号沈澱粉	〃	1.368	1.361	2.729	1.230	1.462	2.692	1.016	1.580	2.596	920	250	234
計		58.600	55.000	113.600	57.400	49.100	106.500	50.300	46.400	96.700	55.000	11.200	10.300

最近10年間の損益推移表

六 砿

年度 項目	26		27		28		29		30		31	
出炭	237.800屯		202.000		210.400		161.225		84.700		102.900	
送炭	222.740		188.364		196.902		151.273		77.194		94.465	
送炭原価	876.546千円	3.895円	947.259	5.029	977.722	4.966	687.093	4.542	380.830	4.933	469.297	4.968
山元手取	1.054.933	4.736	1.023.227	5.432	912.781	4.636	583.903	3.860	326.954	4.235	426.674	4.517
差引損益	187.387	841	75.968	403	△ 64.941	△ 330	△ 103.190	△ 682	△ 53.876	△ 698	△ 42.623	△ 451

年度 項目	32		33		34		35		36/上	
出炭	101.700		113.600		106.500		96.700		55.000	
送炭	92.352		104.399		98.438		91.327		53.080	
送炭原価	544.369	5.895	610.498	5.848	578.299	5.875	530.209	5.806	244.457	4.605
山元手取	457.605	4.955	461.206	4.418	405.060	4.115	373.165	4.086	209.507	3.947
差引損益	△ 86.764	△ 940	△ 149.292	△1.430	△ 173.339	△1.760	△ 157.044	△1.720	△ 34.950	△ 658

六砿最近10カ年の年度別出炭、人員、能率表

年度 項目	昭和 26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	上 36	下半期 36
出炭 屯	237.800	202.000	210.400	161.225	84.700	102.900	101.700	113.600	106.500	96.700	55.000	63.300
人員 人	1.904	1.964	1.888	1.419	795	699	714	757	729	646	605	582
能率 屯/人	10.41	$8.^{57}$	$9.^{37}$	$9.^{47}$	$11.^{01}$	$12.^{37}$	$11.^{87}$	$12.^{51}$	$12.^{17}$	$12.^{63}$	$15.^{15}$	18^{13}

最近3年間の職種別在籍人員推移と将来の計画

				33年 下期	34年 上期	34年 下期	35年 上期	35年 下期	36年 上期	36年 下期	37年度	38年度
鉱員在籍者	坑内夫	直接夫	採炭夫	1,557	1,543	1,504	1,375	1,381	1,365	1,367	1,267	1,238
			仕繰夫	1,840	1,820	1,805	1,632	1,609	1,423	1,341	1,425	1,362
			掘進夫	761	754	744	717	705	621	596	586	491
			計	4.158	4.117	4.053	3.724	3.695	3.409	3.304	3.278	3.091
		直接夫訓練生							17	30	11	57
		間接夫	運搬夫	265	266	263	252	252	243		179	179
			機械夫	371	368	363	342	338	321	304	260	260
			工作夫	160	161	161	157	156	148	135	124	124
			その他	151	145	139	133	130	118	117	104	104
			計	947	940	926	884	876	830	793	667	667
		坑内夫計		5,105	5.057	4.979	4.608	4571	4,256	4,127	3,956	3.815
	坑外夫		運搬夫	387	381	367	305	288	276	270	252	241
			機械夫	282	278	277	253	256	238	230	218	198
			工作夫	281	286	280	217	206	184	172	39	28
			電気夫	135	138	137	122	122	112	112	93	85
			その他	313	317	315	302	303	284	262	243	231
			計	1,398	1,400	1,376	1,199	1,175	1.094	1.046	845	783
		保護	男子	73	97	73	101	73	49	9	0	0
			女子	423	415	390	275	264	245	211	142	112
			計	496	512	463	376	337	294	220	142	112
		坑外夫計		1,894	1,912	1,839	1,575	1,512	1,388	1,266	987	895
	全砿夫			6,999	6,969	6.818	6,183	6,083	5,644	5,393	4,943	4710

設備投資額

単位千円

鉱別	項目 年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	
新鉱	出炭	627.700	646.200	581.500	646.600	720.000	730.000	740.000	740.000	
	金額	432.571	341.464	264.785	285.213	232.245	166.045	151.945	154.515	
	屯当	689円	528円	455円	441円	323円	295円	205円	209円	
五鉱	出炭	203.860	204.700	195.000	217.400	229.000	230.000	234.000	234.000	
	金額	92.873	78.796	52.455	75.305	80.746	67.946	73.246	69.146	
	屯当	456円	385円	269円	346円	353円	295円	313円	295円	
二鉱	出炭	296.180	312.000	256.700	289.900	316.000	6.000	316.000	316.000	
	金額	147.687	142.520	197.565	121.944	131.397	87.264	96.004	77.564	
	屯当	499円	457円	770円	421円	416円	270円	304円	245円	
六鉱	出炭	113.600	106.500	96.900	118.300					
	金額	113.724	69.114	151.688	26.826					
	屯当	1.001円	649円	535円	227円					
中央露天鉱	出炭					80.000	270.000	480.000	500.000	
	金額				150.000	90.000	130.000	30.000	30.000	
	屯当					1.125円	481円	63円	60円	
その他	出炭									
	金額	114.387	45.773	47.996	24.168	9.105	9.105	9.105	9.105	
	屯当									
計	出炭	1.245.480	1.274.600	1.139.040	1.404.722	1.585.000	1.696.000	1.770.000	1.790.000	
	金額	901.242	677.661	614.484	683.436	543.493	460.360	360.360	340.360	
	屯当	724円	532円	539円	487円	343円	271円	204円	190円	

維持工事（上記金額の内数）

単位千円

新鉱	208494	332	181116	280	109426	188	129392	200	143145	199	143145	196	143145	193	143145	193
五鉱	77253	279	50887	249	17507	90	58098	267	55546	243	55546	242	55546	237	55546	237
二鉱	74044	250	88950	285	69554	271	75836	262	67564	214	67564	214	67564	214	67564	214
六鉱	29106	256	49256	462	8328	86	15388	134								
その他	36539		30773		18427		24168		9105		9105		9105		9105	
計	425436	342	400982	315	223242	196	303382	216	275360	174	275360	162	275360	156	275360	154

中央工場対策委員会の要望

一、設備投資は各職場に均等に改善、導入すること
一、機械の改造及設備の間準備期間を設けること、二千万円の投資の完了迄
一、賃貸料は無料とせよ、特に機械建物
一、メッキ品は工場にて行うよう設備せよ
一、外注品を他に出さぬこと、設備すること
一、職員の失業救済の工場にするな（上部役員の定年者採用）
一、すべての納金は早急に行うように、特に炭鉱会社に。
一、人事機構については早急に発表せよ
一、職員の配置は適正に行え
一、一流メーカーと提携せよ
一、退職金は新退職金とし、十アルファを取り全額支払うこと
一、期末手当は実績が上る迄炭鉱並とする
一、賃金は新賃金とし、現行横すべりであるが、鉄工並に引上げること
一、有給休暇についての条件を有利に
一、就業時間は現行通り八時間制とすること
一、一時金は会社提案の外に個人個人のものを一時金として取ること
一、通勤手当を支給すること
一、福利厚生条件は現行通りとするを確約
一、新規採用は従業員の家族を優先に福利厚生関係も適用させること
一、社宅の集約を行うこと
一、協定に際して別途協議ということは使わぬこと
一、労働強化にならぬこと（請負工場になると）
一、配転を認め、直に人員補充を行うこと

以上

炭労中斗発第一六三号
一九六三年三月一〇日

九州地方本部
貝島支部 } 斗争委員長 殿

日本炭鉱労仂組合
中央斗争委員長 原　茂

貝島六坑合理化反対斗争に関する指令

第二九回中央斗争委員会（三・九）は、貝島支部より申請された会社の「六坑閉山」提案に対し検討した結果、斗争推進に必要な六坑関係の現状把握を行うべきであるとの結論に達し、調査団の派遣を決定した。（指令第一五七号）

渡辺（政）組織部長を団長とし、九大森下・正田両教授、九産労戸木田局長、九炭労田中局長、光永労仂部長、炭労坂本保安部長（日炭高松）、貝島支部執行部の協力のもとに、三月一日より同月六日に至る間現地調査を行い、同月九日調査団の報告を中央斗争委員会に対し行った。

1、調査団の報告と結論に基いて閉山の背景と本質を明らかにすると、無計画な経営と放漫経営の赤字解消を労仂者の犠牲によって合理化しようとする企図は明白である。

別紙報告で指摘したように、無計画な濫掘投資を行い、石炭産業の実態を無視した結果、投資による生産効果があがらず、そのしわよせを（第二次合理化）首切り、配転、賃下げ等を強行したことは、放漫経営の典型とも云うべきであり、加えて一時しのぎの金融対策は莫大な負債となり、退職金の月賦払い、前期末手当の分割払い等にあらわれている。このような経営悪化にも拘らず、自由化を口実に又もや無計画な第三次合理化（六坑閉山）を提案して来た。

このことは明らかに租鉱化、第二会社化をねらって石炭産業の二重構造をつよめ、負債金、高利潤追及の本質をバクロしたものである。このような独善的にして無責任な経営態度に対して徹底的な責任追及を行わなければならない。

2、閉山理由のあいまいさについては、具体的な事例をあげて指摘したように、政策的に生産原価を上昇させて赤字宣伝を行い、あたかも六坑の赤字は貝島全体に重大なる影響を与えるかの如くみせかけ、経営努力（技術、生産体制の改善）もはらわず、単なる経理面にあらわれた赤字のみをとらえて閉山の理由としているが、これだけで閉山するという理由は絶対にない。当面膨大開発資金の獲得を中心とする銀行関係の融資をとりつける一時しのぎの政策閉山と判断される。

3、経営のあやまちによって生ずる犠牲をこれ以上甘受することはできない。会社の「六坑閉山」を局部的にとらえず、雇傭安定、生活安定、職場の改善等に斗いの力点をもとめ、局部的合理化攻撃をのりこえ、更につっこんだ長期安定計画をわれわれの手によって、確立しなければならない。いまでさえ退職金の分割払い、期末手当の分割払い等の不安がめだって、各級機関のなかで述べられている組織実態を無視することはできない。

このような無計画な経営方針を放置するならば、更に不安と動揺が増大し、諸斗争に重大な影響を及ぼすものである。本斗争を契機に雇用と生活を守るために安定計画を樹立させなければならない。

4、調査団の厳密なる分析によると実收炭量約四〇万トンと推定した（片盤五〇メートル・一ヵ月の採炭可能）平均月当り現行の生産体制から判断して約三十数ヵ月の採炭量しかないことを明確にした。この条件では終掘体制にあることを認めなければならないが、このことが即会社のいう閉山の理由にはならない。経理面でも調査の結論が出されている通り、六坑を現状のままでの採行は、きびしい石炭産業の実情からも経営は困難になることを率直に認めなければならない。

炭量があるから掘るだけでは済まされない問題が貝島全体にあるので、終掘に基く生産体制をどう取組むかということについて、当面緊急なものとして、慎重な対策をたてなければならない。

5、合理化の斗いと政策転換斗争との結合については、炭労第二二回大会決定の方針にもとづき不離不可分のなかで合理化反対斗争を推進しなければならない。

第三三回中央斗争委員会（三・一〇）は、以上の情勢を判断し検討を行った結果、次の斗争方針を決定した。よって左記指令する。

記

一　方針
　1、長期安定計画の明示　　2、六坑終掘計画の樹立
二、貝島支部は斗争体制の確立を図るために各級機関を開催し、意志統一を行え。
三、斗争方針貫徹のため積極的に団体交渉を行え。
四、方針貫徹に必要な実力行使については団交の推移を判断し、追って指令する。
　尚、一方的に閉山を強行した場合は強力なストライキをもって対決する。
五、斗争指導のため、渡辺（政）組織部長を団体交渉に参加させる。
六、九州地方本部は斗争指導体制を強化せよ。

以上

中斗指令163号に基く
当面の斗う方針

一九六二・三・一九

貝島労組

指令一六三号について、執行委員会は三月一六・一八日の両日、慎重検討の結果、今次実労調査団が六日間にわたる調査結果に基く報告書について、これを確認した。

従って、報告書を参考資料として、中斗において論議の上、決定をみ、指令された中斗指令一六三号を確認、指令に基く貝島労組としての当面の方針を次のように決定した。

一、長期安定計画の明示について

指令の内容でも明確にしてある如く、六坑閉山問題はただ単に六坑のみの問題でなく、貝島企業として全体的に再検討すべき段階にある。

かかる状況のなかで、当面われわれが問題とすべきつぎの点について、団体交渉のなかで明確にしてゆく。

イ、六坑を除く、他の坑について将来の展望を明らかにさせる。

ロ、六坑終掘時における他坑の状況（受入体制）について明らかにさせる。

ハ、政策要求と合致する部分もあるが、貝島炭砿の長期安定操業計画を明らかにさせる。

二、六坑終掘計画の樹立について

会社は三月三一日をもって六坑を閉山するといっているが、調査団の調査結果でも明らかな通り、まだ二年数ヵ月の坑命をもっている。

従って、当面会社提案の三月末閉山を撤回させ、操業継続を行わさせる。

その後の問題としての、終掘計画については、貝島炭砿全体の長期安定操業計画等とも照應しつつ、これが計画の樹立を団体交渉のなかで明確にしていく。

三、前一・二に基く要求事項を早急に集約し、会社回答を求める。

以上のような第一段階としての方針を、三月末までに明確化させていく。

四、以上のような当面の斗う方針に基き、斗いを推進していくが、斗いの展望は下部の体制如何にかかってくるので、早急に各級機関を開催し、意志統一を行い、斗争態勢を強化していく。

以上

春斗大動員割当について

一九六二・三・一九

貝　島　労　組

炭労中斗発第一七四号指令（三・一〇）に基く、春斗大動員について、当面三月二八・二九両日派けんする各労組割当について九炭労より、指示伝達されてきたので、貝島労組としての割当をつぎのように行ったので、各支部はこの線にそって、動員の人選を行ってもらいたい。

なお、部隊編成、携行品、服装等については、炭労動員本部において決定する予定なので、決定後改めて連絡を行う。

一、出　発　三月二九日（時間は改めて連絡）

二、各　支　部　割　当　人　員

本　　部	一名（執行部）
本社支部	一名（執行部は除く）但し、中央工場は人員構成に含まず
二坑支部	一五名（執行部一名を含む）
新坑支部	二七名（　右　同　じ　）
五坑支部	一三名（執行部は除く）
六坑支部	八名（右に同じ　）
計	六五名

三、四月五日以降の動員割当

月日＼支部	本部	本社	二坑	新坑	五坑	六坑	計
4/5		1	11	18	⑩	7	47
4/7	①		11	19	9	7	47
4/9			11	19	9	⑥	45
4/11		1	11	⑱	10	7	47
4/13	①		12	18	9	7	47
4/15	①		10	19	10	7	47
4/17	①	1	11	18	9	6	45
4/19			11	⑲	10	7	47
計	4	3	87	148	76	54	372

（注）○で囲んだ数は、執行部１名を含む

以上

[illegible]配付

参議員選挙対策委員会機構

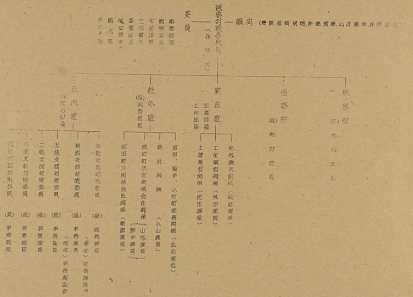

選挙対策委員長（谷口　父）

- 顧問（専務、長岡常務、杵島常務、山近取役、谷原[illegible]）
- 委員
  - 総務部長
  - 勤労部長
  - 生産部長
  - 工作部長
  - 経理部長
  - 保安部長
  - 病院長
  - 各[illegible]
- 庶務班　（長）総務課長
- 連絡所　（長）勤労課長
- 業者班　生産部長　工作部長
  - 坑内請負関係（松田課長）
  - 工作業者関係（林田課長）
  - 土建業者関係（花田課長）
- 社外班　（長）勤労部長
  - 宮田、鞍手、小竹町部落関係（弘和課長）
  - 農村関係（小山課長）
  - 宮田町所在関係会社関係（山本課長
野中課長）
  - 宮田町外関係会社関係（副島課長）
- 社内班　（長）勤労部副長
  - 本社支部対策委員　（長）総務課長　（補佐）労務課長代
  - 新坑支部対策委員　（長）事務課長　（補佐）事務課副長
  - 五坑支部対策委員　（長）事務副長
  - 二坑支部対策委員　（長）事務副長
  - 六坑支部対策委員　（長）事務副長
  - [illegible]坑支部対策委員　（長）事務副長

	現行	計画
	①	①
	①	①
現 本社支部	①	①
		①
①	支部職④ 部 職⑤ 執行委員 新坑③ 五坑② 二坑② 六坑②	
		⑬
	部長 ⑤	部員 ③
①	⑪	書記 ⑪
	①	運転手 ①
	②	管理人 ②
	⑦	給仕 ⑥
②	㊼	計 ㊵

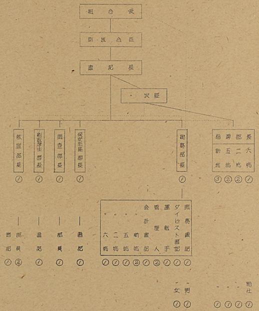
組合長
副組合長
書記長
次長
教宣部長 ①
組織厚生部長 ①
調査部長 ①
保安生産部長 ①
総務部長 ①
指導部長
新坑 ③
五坑 ②
二坑 ②
六坑 ①
部員 ② 書記 ①
書記 ①
部員 ①
書記 ①
庶務書記 ①
タイピスト書記 ①
運転手 ①
管理人 ②
会計書記 ①
〃 新坑 ②
〃 五坑 ①
〃 二坑 ①
〃 六坑 ①
〃 男 ①
〃 女 ①
給仕 ①
〃 ①
〃 ①
〃 ①

本社・二坑統合対策委員会

三七・三・二

委員長　宮山正七（二坑）
委　員　松岡清美（二坑）
〃　大垣春一（本社）
〃　石田慶介（本社）
執行部　吉田元吉郎（組合長）

結論

一、本社・二坑支部合併時期を三七年五月一日とし、中央工場の新会社分離後より三七年五月一日までの間、本社支部残留組合員を二坑支部への合併準備期間とし本部直轄とする。

二、現本社支部長（原田氏）は、事務引継ぎのため三七年五月末まで残留し、残留期間は任務遂行のため、準組合員として取扱う。
本社支部長（原田氏）並びに臨時書記一名の事務引継ぎの期間の給与（含む有給休暇その他）は組合で支給する。

三、統合後における鉱業所・中央工場・架線関係等を鉱業所分会とし二坑支部所属とする。
但し、当分の間、代議員選出については職場選出一本建とする。
（残留組合員数七二名に対し、分会長一を含め五名の代議員数の割当の要望あり）

四、新会社に引継がれる組合員と組合との債権債務並びに本社支部財産（金銭関係）の処理については、組合長・二坑支部長・現本社（原田氏）支部長の三者で、別途話し合い、二坑支部に引継ぐこととする。

五、現本社支部の事務所（会社よりの借用分）については、別途組合と会社側と話し合うこととする。

以上

九炭五五七九斗発第一三八号
一九六二年三月二一日

各支部斗争委員長殿

日本炭鉱労働組合九州地方斗争委員会
斗争委員長　丸　岡　吉　夫

大動員に関する指示

中斗指令一七四号に基く大動員（二八、二九出発、千名）に関し、左記の通り具体的な指示をおこなうので、各支部はその消化に万全を期されたい。

記

一、目的
石炭政策転換諸要求獲得

二、行動日程
三月二八日　山元出発（第一陣　五〇〇名）別途指示あるまで
三月二九日　山元出発（第二陣　五〇〇名）　〃

三、動員数及び隊構成
別表参照
1、別表にある如く、名札付（衛生・報道・伝令・写真を含む）担当支部は速かにその氏名を九州炭労まで報告されたい。

四、輸送
1、三月二八日　出発分（五〇〇名）輸送

列車名	乗車駅	発車時刻	乗車支部及び人員		
霧島	熊本駅	二〇時一九分	三池66	計66	車輌長　三池
天草	飯塚駅	二〇時五四分	方城4 大峯14 赤池14 [illegible]8	計40	〃　赤池
筑紫	博多駅	九時〇五分	早良8 勝田8 田川72 大正125 山野38	計251	〃　田川
高千穂	下関駅	二二時三二分	宇部64 大辻8 小倉1	計73	〃　宇部
雲仙	長崎駅	一五時〇五分	高島36	計36	〃　高島
西海	佐世保駅	一五時五五分	崎戸28 神林1 福久1 忠安1 堀川1 深江1 鹿町1	計34	〃　崎戸

2、三月二九日　出発分（五〇〇名）輸送

⊙

列車名	乗車駅	発車時刻	乗車支部及び人員		
天草	飯塚駅	二〇時五四分	鯰田10 下山田10 平山6 日吉3 [illegible]3 上山田2 稲築1 仁保1 [illegible]1 [illegible]1 [illegible]1	計39	車輌長　鯰田
筑紫	博多駅	九時〇五分	新入12 目尾18 二瀬19 貝島65 大正175	計289	〃　貝島
高千穂	下関駅	二二時三二分	高松86 日炭5	計91	〃　高松
雲仙	長崎駅	一五時〇五分	小城8 岩屋3 立川6 [illegible]1 [illegible]1 杵島21	計40	〃　杵島
西海	佐世保駅	一五時五五分	飯塚8 [illegible]12 立山6 佐賀6 西杵9	計41	〃　古賀山

うらへ

3、右表通りの輸送であるが、現在国鉄当局と交渉中で、指定までにはかなりの日数を要する。又、現在の状態からみると旅行シーズンのため団券確保は困難性が予想されるが、最悪の場合は、右の指定列車に個人出札をしても上京を強行する予定である。
以上の状態から若干変更のあることを理解されたい。また、座席確保については、全く見透しが暗いので、上京団員には充分理解させるよう配慮されたい。

五、服装及び携行品
1、作業衣、坑内安全帽・キャップランプ、キャハン又はゲートル、防寒服、軍手、マスク
但し、タスキ・鉢巻は九州で用意する。
2、携行品は、防寒具、雨具、水筒、健康保険証（証明書ではだめ）、毛布二枚（各自）
3、都内宿泊は組合の会議室その他旅館以外の施設となるので、ゴロ寝にたえる服装で、背広、カメラ、トランジスターラジオなど不必要な品物は携行しないこと。
4、各団員は、自分の服装携行品すべてに支部名、氏名を記入し、金銭は貴重品袋に収納しておくこと。

六、都内宿泊
中央動員部が責任をもってあたる。
1、第一陣宿泊受入れ（括弧内は収容人員）
全逓（一〇〇）、日教組（一〇〇）、炭労（一〇〇）、自治労（一〇〇）、造船（五〇）
全鉱（五〇）
2、第二陣宿泊受入れ
全員埼玉県所沢に天幕宿泊する。

※ 注意事項
1、動員団員の手紙、電報の宛先は「港区芝公園八号地、総評動員部気付」とすること。
2、動員者の選出にあたっては、身体虚弱者又は、家族に病人がいて帰郷の懸念あるものは選出しないこと。

別紙（1）

動員数

イ、第一陣（三月二八日出発分）

三池	66
方城	4
大峯	14
赤池	14
[illegible]	8
宇部	64
大辻	8
小倉	1
高島	36
崎戸	28
北松浦	1
深江	1
新北松	1
[illegible]	1
[illegible]	1
神原	1
早良	8
勝田	8
田川	72
山野	38
大正	125
計	500

ロ、第二陣（三月二九日出発分）

鯰田	10
上山田	2
下山田	10
平山	6
新山野	3
日吉	3
伊岐須	1
宗ノ上	1
仁保	1
上新入	1
稲築	1
高松	86
日炭[illegible]	5
飯塚	8
古賀山	12
五山	6
佐賀	6
西杵	9
杵島	21
小城	8
岩屋	3
立川	6
池野	1
新向山	1
新入	12
目尾	18
二瀬	19
貝島	65
大正	175
計	500

別紙二
（才一大隊）

上京団隊編成表

才一中隊（三池）
199　写真～三池1　衛生～崎戸1

中隊伝令	小隊	班	人員	支部名及び人員
三池1	才一小隊（三池） 50	一	10	三池10
		二	10	三池10
		三	10	三池10
		四	10	三池10
		五	10	三池10
崎戸1	才二小隊（崎戸） 50	一	10	三池10
		二	10	三池6 新北松— 神原— 福久— 深江—
		三	10	崎戸10
		四	10	崎戸10
		五	10	崎戸8 岩守— 土肥ノ浦—
高島1	才三小隊（高島） 49	一	10	高島10
		二	10	〃10
		三	10	〃10
		四	9	〃6 宇部3
		五	10	宇部10
宇部1	才四小隊（宇部） 50	一	10	宇部10
		二	10	宇部10
		三	10	宇部10
		四	10	宇部10
		五	10	宇部10

才二中隊（大正）
197　写真～大正1　衛生1

中隊伝令	小隊	班	人員	支部名及び人員
大峰1	才一小隊（大峰） 47	一	8	勝田8
		二	8	早良8
		三	10	大峰10
		四	12	大峰4 島廻8
		五	9	大辻8 小倉1
大正1	才二小隊（大正） 50	一	10	大正10
		二	10	大正10
		三	10	大正10
		四	10	大正10
		五	10	大正10
大正1	才三小隊（大正） 50	一	10	大正10
		二	10	大正10
		三	10	大正10
		四	10	大正10
		五	10	大正10
大正1	才四小隊（大正） 50	一	10	大正10
		二	10	大正10
		三	10	大正10
		四	10	大正10
		五	10	大正10

中隊長
第四中隊(貝島) 202　写真～貝島1　衛生～目尾1

中隊伝令	大正1	貝島1	目尾1	杵島1
小隊	第四小隊(大正) 50	小隊長 第三小隊(貝島) 50	第二小隊(目尾) 49	第一小隊(杵島) 53

第四小隊(大正) 50

班	五	四	三	二	一
人員	10	10	10	10	10
支部名及び人員	大正 10	大正 10	大正 10	大正 10	貝島 10

第三小隊(貝島) 50

班	五	四	三	二	一
人員	10	10	10	10	10
支部名及び人員	貝島 10	貝島 10	貝島 10	貝島 10	貝島 10

第二小隊(目尾) 49

班	五	四	三	二	一
人員	10	10	10	9	10
支部名及び人員	新入 10	目尾 8 新入 2	目尾 10	二瀬 9	二瀬 10

第一小隊(杵島) 53

班	五	四	三	二	一
人員	12	11	10	10	10
支部名及び人員	立山 6 佐賀 6	古賀山 11	西杵 9 新向山 1	杵島 10	杵島 10

第三中隊(田川) 191　写真～山野1　衛生～田川1

中隊伝令	鯰田1	山野1	赤池1	田川1
小隊	第四小隊(鯰田) 48	第三小隊(山野) 47	第二小隊(赤池) 46	第一小隊(田川) 50

第四小隊(鯰田) 48

班	五	四	三	二	一
人員	9	9	10	10	10
支部名及び人員	小城 8 別府 1	立川 6 岩屋 3	平山 6 新山野 3 仁保 1	下山田 10	鯰田 10

第三小隊(山野) 47

班	五	四	三	二	一
人員	9	8	10	10	10
支部名及び人員	日吉 3 上山田 2 福菱 1 京の上 1 上新入 1 伊岐須 1	山野 8	山野 10	山野 10	山野 10

第二小隊(赤池) 46

班	五	四	三	二	一
人員	8	8	10	10	10
支部名及び人員	飯野 8	赤池 4 方城 4	赤池 10	田川 10	田川 10

第一小隊(田川) 50

班	五	四	三	二	一
人員	10	10	10	10	10
支部名及び人員	田川 10	田川 10	田川 10	田川 10	田川 10

第五中隊(199)

写眞〜大正一　伝令高松１

大正１中隊伝令

小隊	第一小隊(大正) 50					第二小隊(大正) 50					第三小隊 50					第四小隊 49				
	大正1					大正1					高松1					高松1				
班	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五	一	二	三	四	五
人員	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
支部名及び人員	大正10。	大正10。	大正10。	大正10。	大正10。	大正10。	大正10。	大正10。	大正10。	大正10。	大正10。	高松10。	高松10。	高松10。	高松10。	高松10。	高松10。	高松10。	高松10。	高松4 日炭私5

（注）以上五中隊をもって第一大隊とする、四月以降九州上京団一、〇〇〇名単位で第二大隊から編成さ

1、れる。九州上京団全体をもって西部隊を構成し、九州、北海道、常盤全体で総隊となる

2、第一大隊の隊長　毛利九執　隊付伝令〜三池一、貝島一　高松一　田川一　大正一
報道〜三池一　写眞〜高島一（大隊付伝令、報道、写眞選出支部は選出届出の、こと）

3、各中隊、小隊名の横に（　）で支部をあげているところは隊長で該当支部で選出届出のこと

4、下段支部名に。印のあるところは班長選出支部

5、各中、小隊長、班長、大隊付伝令、中隊付伝令、大中隊付報道及び写眞の人員は班構成人員の内数で
ある。

6、各支部は別に選任者を選出届出されたい、（各支部割当人員の内数であるが第一大隊の構成人員には
含まれない）

(1)　総隊付　設備小隊　貝島5
　　　　　　伝令小隊　田川1
　　　　　　報道小隊　田川1　杵島1

(2)　西部隊付写眞　高松1
　　　　報道　平部1
　　　　伝令　古賀山1

7、西部隊の役員
隊長〜花園九執、副隊長〜田中内九執、隊付書記〜弥吉、山下

春斗大動員割当について

一九六二・三・二六

貝島労組

炭労中斗発第一七四号指令（三・一〇）に基く、春斗大動員について当面三月二九日派けんする員数割当について九炭労より、指示がなされ各支部割当を行っていたが、人員については変更なく、出発日時のみ変更となったので、各支部はその線にそって、動員の人選を行ってもらいたい。

一、出　発

三月三〇日　午前一〇時一六分　博多発臨時急行

山元出発午前八時新坑発〜五坑〜二坑〜本部〜六坑（貸切バス）

二、各支部割当人員

本　部	一名	（執行部）
本社支部	一名	（執行部は除く）但し、中央工場は人員構成に含まず
二坑支部	一五名	（執行部一名を含む）
新坑支部	二七名	（　〃　）
五坑支部	一三名	（執行部は除く）
六坑支部	八名	（　〃　）
計	六五名	

三、服装及び携行品

１、作業衣、布製安全帽、キャップランプ、キャハン又はゲートル、防寒衣、軍手、マスク、風呂敷、水筒。但し、タスキ、鉢巻は九州炭労で用意する。

２、携行品は、防寒具、雨具、健康保険証（証明書では駄メ）、毛布二枚（各自）

３、都内宿泊は組合の会議室その他旅館以外の宿泊となるので、ゴロ寝にたえる服装で、背広、カメラ・トランジスターラジオなど不必要な品物は携行しないこと。

４、各団員は、自分の服装携行品すべてに支部名、氏名を明記し、金銭は貴重品袋に収納しておくこと。

※　注意事項　※

１、動員団員の手紙、電報の宛先は「東京都港区芝公園八号地、炭労動員部気付」とすること。

四、三月三一日以降の動員割当

~~月日~~	~~発駅~~	~~山元発~~	~~本部~~	~~本社~~	~~二坑~~	~~新坑~~	~~五坑~~	~~六坑~~	~~計~~
~~3/31~~	~~博多10.16~~	~~8.00~~		~~1~~	~~12~~	~~⑲~~	~~11~~	~~7~~	~~50~~
~~4/4~~	~~門司23.30~~	~~20.30~~	~~①~~		~~12~~	~~19~~	~~11~~	~~⑦~~	~~50~~
~~4/6~~	~~下関8.40~~	~~5.00~~	~~②~~	~~2~~	~~30~~	~~婦人部 ㊺~~	~~㉖~~	~~⑱~~	~~130~~
~~4/9~~	~~未定~~		~~①~~		~~12~~	~~19~~	~~⑪~~	~~7~~	~~50~~
~~4/11~~	~~飯塚20.54~~	~~19.30~~		~~1~~	~~⑫~~	~~19~~	~~11~~	~~7~~	~~50~~
~~4/13~~	~~博多9.06~~	~~7.00~~	~~①~~		~~6~~	~~10~~	~~5~~	~~3~~	~~25~~
~~計~~			~~6~~	~~5~~	~~99~~	~~166~~	~~87~~	~~57~~	~~420~~

（注）○で囲んだ数は、執行部一名を含む。

以上

長期安定計画提案に当っての前文

一九六二・三・二七

貝島炭礦株式会社

六坑閉山に関しては第一回団交に於て当鉱の現在の経理事情から見て、昭和三七年度以降は、絶対に操作のない黒字の実現をはからねば、会社の存立は勿論のこと皆様の生活の安定をも保障しえないものであり、この角度から将来の計画を検討して参りましたが、現在の六坑の自然条件、既存の状態状況から見て、六坑を存続させることは大之浦全体の存立を危うくすることは必至でありますので、六坑を閉山せざるを得ないとの結論に至った事を説明致しました。

先般提案致しました昭和三七、三八年度の計画は、六坑を閉山して、中尺層天の開発により始めて昭和三七年度一七円、昭和三八年度三二円の黒字を実現できる計画でこの程度の黒字は誠に不本意のものではありますが、会社の力、或は又従来の労使関係も勘案し、昭和三七年、昭和三八年度、最低の黒字を計画して、最少限度の信用をつなぎつゝ時間をかけて再建を軌道にのせる考えでありました。

然しながら、最近の石炭界の趨勢は、能率三〇トンを目標としており、当社の如く二〇トンそこそこの計画では存立は許されない経営社の近代化は相当度を加え、例えば、日鉄二瀬・三菱方城、新入等は閉山を繰上げ、三井田川も会社提案の体質改善が了解点に達するなど急速な対策が講ぜられておる実情にあります。

先般開銀その他の金融筋からは、かかる些少な黒字の計画では、到底許容されるものではないと強い指摘をうけ、かたがた労組側からは六坑閉山するとしても、大之浦全体の計画を明らかにされた上で態度を決めたいとの要望があり、ここに六坑閉山と関連して昭和三七年・三八年度の計画を再検討した次第であります。

ふり返って、昨今の石炭界の事情、我々の周囲をとりまいている客観情勢をみますと

の　一般の他産業は、一時的な景気の停滞はあるとしても依然成長過程にあるとき、石炭産業のみは競合燃料たる石油の侵蝕に対処するため、昭和三八年度まで一、二〇〇円の炭価引下げを目標に、労使とも真剣に取り組んできましたが、この間貿易自由化の一年くり上げの決定、諸資材の高騰等があり、この事情は益々きびしくなっております。

②　しかも石油の価格は、予想以上に大巾に低下しつつあり昭和三七年一〇月石油の輸入自由化が実施され、加えて、昭和三八年一〇月に重油ボイラー規制法が廃止された暁は、相当大量の過剰炭の発生は、不可避であるとの見透しが強く、供給過剰により更に大巾な炭価の値下りも予想され、炭界の前途は益益きびしいものがあります。

③　これに加うるに昨年後半からの金融引締めはただでさえ資金面に難渋しているときに一層これに拍車をかけ、昭和三七年度以降は石炭産業の最も大事な時期に大きな圧迫を加えて来ております。

一方、このようなきびしい石炭界の中で当社がどんな地位に置かれているかは、すでに機会ある毎に説明しておりますが、

の　よく云われるように、九州大手は一社一山という不利な立地条件にあり、大正を始め、いずれも危機に瀕しております。

②　当社も亦、すでに昭和三五年下期までに累積赤字二〇億余、借入金は昭和三六年上期末に六〇億にのぼり、同期決算は経理上無理な操作を行い九〇〇万の黒字を計上し、どうやら当面を糊塗して参りました。

③　このような経理事情の悪化を克服すべく、昭和三五年三月には、皆様方の協力の下に希望退職募集、翌三六年三月には賃金の引下げを伴う一連の諸対策を行って実績の向上にあらゆる手を打ってきましたが、残念ながら、昭和三六年上期は立直れず、下期も亦、坑内出炭約四万屯の減産という現状であります。かかる当鉱の現状は、すでに倒産の事態も当然起りうる程逼迫したものでありますが、炭代の前借或は炭代支払期日の繰上げと資材代の繰延べ等のやりくりにより、関係に御迷惑をかけずに参りましたものの、御承知のように退職金の未払三億円、期末手当の未払一億五千万円に達し御迷惑をかけており、加えて電力料の滞納は六千万円にのぼり、最近九電より送電停止の警告をうけております。

更に固定資産税、町民税等の租税公課三、〇〇〇万円、社会保険料三、〇〇〇万円の未納金があり、経済常識からいえばまさに企業としては破産に等しい状態にあるといえます。

今後、尚破乱の予想される炭界の推移を考え合せるとき、先日来提示致しました当社の昭和三七・三八年度の計画はすでに各社が能率三〇トン前後を示している中にあって、貝島が二〇トンそこそこの低能率で、トン当り一七円、三二円程度の黒字の計画では、些細な経済界の変動にあえば、一挙にこの計画は崩れ去る危険をはらんでおります。

炭界は今一刻を争う程急激な変貌を続けております。この際、貝島の六〇億にのぼる借入金、退職金の未払、期末手当の分割払等を解消できる健全な経営の建直しを行い、貝島が依然地方大手としての格式を堅持し、企業を磐石のやすきに置くと共に、従業員の皆様の雇用の安定、将来の生活の不安を解消するためには、抜本的な対策が必要となってまいります。

即ち、平たくいえば、安心して働ける炭礦になるのには思い切った手術をしなければならぬという事であります。

かゝる観点から昭和三七・三八年度の計画については、今日の貝島の危状の依って来るものについて深く反省し、企業の安定、即ち、皆様方の生活の安定を基本として、再検討して参りました。

計画を樹てるに当りましては、各社の近代化方式を十分に調査し、参考としておりますが、この計画によりますと、

昭和三七年度　トン当り　八六円の黒字
昭和三八年度　〃　一二四円の黒字

となり、今次近代化の諸対策が実効を挙げ、今後の炭界の推移に特別の事情のない限り現在の見透しではこの危状を乗り切り、企業を安定させると共に皆様方の生活の不安を解消しうるものと確信しております

この計画は先般提示致しました六坑閉山と労務再編成等を骨子としておりますが、これを完遂することにより、当社の基礎を愈強固たるものとし、将来の貝島の発展を期したいと考えております。

すでに各社においては今後の炭界の推移に対処しうる近代化の体制を完成しております。

例えば、過去数期にわたって期末手当が満足に支給されなかった、三井ではすでに大巾な経営の近代化を行った結果、難しい石炭界の中で見事に立直っておる状態であります。

この中で貝島の体質改善は少く共二～三年は遅れていると良識ある第三者より厳しい批判をうけている現状でありますので、この遅れをとりもどし、一日も早く、他社に劣らぬ体制を整えることこそ、従業員の皆様に対する経営者の任務ではないかと考えます。

会社と致しましても、地方大手としての賃金、期末手当等の労働条件の維持には出来る限りの努力を致す所存でありますので、組合におかれても、この間の事情を御認識の上、従来の行き方にとらわれず、会社の提示致します近代化のための諸対策を十二分に検討の上、従来にもました協力をお願いいたします。

四月六・七日動員について

一九六二・三・三一

貝島労組

一、出発

四月六日　午前八時四〇分　下関発
四月七日　午前八時四〇分　下関発
山元出発は、六・七日とも六坑を五時発〜本部〜二坑〜五坑〜新坑（貸切）

二、服装及び携行品

1、作業衣、坑内安全帽、キャツプランプ、キャハン又はゲートル、防寒着、軍手、マスク、風呂敷、水筒。但し、ダスキ、弁当は九州炭労で用意する。

2、携行品は、防寒具、雨具、健康保険証（証明書ではダメ）、毛布二枚（各自）

3、都内宿泊は組合の会議室その他旅館外の施設となるので、ゴロ寝にたえる服装で、将棋、カメラトランジスターラジオなど不必要な品物は携行しないこと。

4、各団員は、自分の服装携行品すべてに支部名、氏名を明記し、金銭は貴重品袋に収納しておくこと。

三、注意事項

1、動員団員の手紙、電報の宛先は「東京都港区芝公園八号地、総評動員部気付」とすること。

四、六日の動員部隊編成

部隊名及び編成

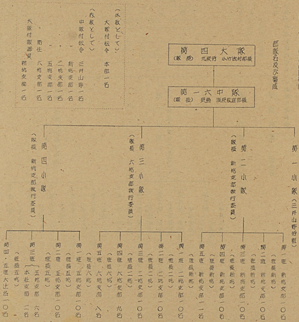

（外数として）
大隊付伝令　本部一名
（内数として）
中隊付伝令　三井山野一名
〃　新坑支部一名
〃　二坑支部一名
〃　五坑支部一名
衛生　六坑支部一名
大隊付報導員　新坑支部一名

第四大隊
（隊長）九炭労　小竹此村部長

第一六中隊
（隊長）貝島　浅原教宣部長

- 第一小隊（三井山野労組）
- 第二小隊（隊長　新坑支部執行委員）
  - 第一班　新坑支部一〇名（班長新坑）
  - 第二班　新坑支部一〇名（班長新坑）
  - 第三班　新坑支部一〇名（班長新坑）
  - 第四班　新坑支部一〇名（班長新坑）
  - 第五班　新坑支部一一名（班長新坑）
- 第三小隊（隊長　六坑支部執行委員）
  - 第一班　二坑支部一〇名（班長二坑）
  - 第二班　二坑支部一〇名（班長二坑）
  - 第三班　二坑支部一〇名（班長二坑）
  - 第四班　六坑支部　九名（班長六坑）
  - 第五班　六坑支部　八名（班長六坑）
- 第四小隊（隊長　新坑支部執行委員）
  - 第一班　五坑支部一〇名（班長五坑）
  - 第二班　五坑支部一〇名（班長五坑）
  - 第三班　五坑支部　六名／本社支部　二名（班長五坑）
  - 第四・五班大辻各一〇名

七日の動員部隊編成

部隊名及び編成

- **第四大隊**（隊長）九段坊　小笠原支部長
  - **第一七中隊**（隊長）三井田川好
    - 第一小隊（隊長　五坑支部執行委員）
      - 第一班　二坑支部　一〇名（班長二坑）
      - 第二班　二坑支部　一〇名（班長二坑）
      - 第三班　五坑支部　一〇名（班長五坑）
      - 第四班　五坑支部　一〇名（班長五坑）
      - 第五班　六坑支部　一〇名（班長六坑）
    - 第二小隊（隊長　新坑支部執行委員）
      - 第一班　新坑支部　一〇名（班長新坑）
      - 第二班　新坑支部　一〇名（班長新坑）
      - 第三班　新坑支部　一一名（班長新坑）
      - 第四班　新坑支部　一一名（班長新坑）
      - 第五班　二坑支部　三名　六坑支部　三名（班長六坑）
    - 第三小隊　三井田川好
    - 第四小隊　西件好

（内数として）
中隊伝令
早見教宣部長

【註】
貝島動員隊総責任者として同組合長参加

メモ

第六回団交

組合質問に対する回答

(1) 職種の統合

① 仕操、掘進の統合について具体的に説明されたい。

同一係（長）内においては、必要に応じ仕操が掘進に、掘進が仕操について作業してもらう。

仕操、掘進の職種内でも作業箇所等の区分にとらわれず、係員の有付に従つてもらう。

又、必要に応じ他係（長）に有付けることもあり得る。

② 「採炭夫の必要人員が確保されない場合」を具体的に説明されたい。

1 採炭夫の在籍が不足する場合は、原則として仕操、掘進から補充する。
今次六坑との配転との関連において4～5月間の採炭夫在籍の不足の分については、採炭付にて仕操、掘進から臨時配転をさせる。
従つて、この採炭への臨時配転者については、六坑からの配転により原職に復帰するか、又一部採炭夫として残つてもらう。

2 就業人員の不足により保安又は生産に影響のある場合は仕操、掘進から臨時採炭を行う。
又、特別の事情で増産をしなければならぬ場合は、臨時採炭をしてもらうことがある。

3 職種統合の場合の技能給の算定

4 現在は職名賃金であると思う。職種の統合は理論的におかしい。

		就業1方当り職種給率給及び手当給	就業1方当り職責給又は技能給
直接夫	臨時採炭の場合	現行本人賃金額	従事した職場の採炭夫との均衡を考慮の上適正に査定する
	任意配置の場合	同　上	同　上
間接夫間の場合		同　上	(イ)同一等級又は低い等級の作業に従事した場合の技能給は次の通りとする。 $\text{従事した職種の技能給基準額} \times \frac{\text{本人技能給}}{\text{技能給基準額}}$ (ロ)高い等級の作業に従事した場合の技能給は、従事した職種の者との均衡を考慮の上適正に査定する

(3) 時差入坑について

どの程度までの職種を考えているのか。

1 時差入坑の職種は採炭夫、仕操夫を考えている。

2 採炭夫、仕操夫の時差入坑を実施することに関連して、その他の職種において始終業時刻の変更がある。
その職種は掘進夫、内線検夫、内電工、内捲方、内棹取、等である。

3 その他の関連事項については坑、支部間で話し合う。

(4) 間接夫の適正人員配置について

① 交替制職場について定員をつくるのかどうか。

交替制職種については、必要人員を配置する考えである。
但し、交替制職種は次の通りとする。

坑内	坑外
人車車掌	掉取夫
火薬方	坑外機械夫中
坑内機械夫中	捲上機運転手
ポンプ運転手	圧気機扇風機運転手
捲上機 〃	竪坑捲揚運転手
リールカー〃	安全灯当
ディーゼルロコ〃	坑外掉取夫
掉取夫	検身方
観測夫	流砂夫
	選炭夫（ピツキング）

② 「その他の職種はその日の就業人員で作業する」この点を具体的に説明されたい。

上記交替制職種以外の職種については生産、保安に支障を来さぬ様作業を行うための一応の目安としての人員は考えているが、日々の作業はその日の就業人員にて作業を行う。

(5) 請負切替の「内掉の一部」（新坑）は７名か７方か。

７名の意味である。

(6) 仮除籍は日報面の除籍だけでその他の取扱は現状通りであるのか。

仮除籍は労務日報から除籍するだけで、その他の労働条件については在籍鉱員と同じ取扱とする。

(7) 係別人員表（別紙３の１）六坑１７７名は６月までの人員か。保坑要員１２８名との関係は如何

間接夫係別現在人員計画人員比較表（別紙３の１）の六坑計画人員１７７名は４月～６月迄の六坑の坑内外間接夫の計画人員である。
従つて、保坑要員１２８名とは関係ない。

(8) 機電関係の当直について
第２次合理化のときの考え方は漠然としているが、今回は第２次合理化のときの考え方かどうか、具体的に説明せよ。

機電関係の当直については再建交渉のとき作業当直とすることとしていたが坑において行われていない所があるので、今回改めて作業当直とする。
尚、前回の団交で提案した通り、社宅電灯当直は廃止する。必要ある場合は呼出しで行う。

(9) 職種の統合について
例えば、内ポンプ方が他方の作業をした場合の有資格の関係は如何（全員有

資格者にされるつぶ）

坑内掘採夫（内修、内運、内ポンプ）については、夫々資格をとつて如何たる作業でも出来る様に指導する。

長期安定計画（会社提案）に対する
組合の方針（案）

一九六二・四・二　貝島労組

第一九回臨時総会において、六坑閉山に伴う炭労調査団報告と、第三次合理化斗争方針の大綱を示した炭労中斗指令一六三号及び当面の斗う方針について確認を得、これが決定に基き、指揮である。㈠長期安定計画の明示　㈡六坑終掘計画の樹立について、団交を行った結果、三月二七日会社は三七年度、三八年度の計画と、六坑閉山に伴う受入計画（三・二九日発行合理化号外）を提示してきた。

組合は、この計画に対し、会社の再建方策、企業に対する今後の方針、技術的問題等について質問を行い、第八一回執行委員会は、炭労の合理化斗争方針に基き、あらゆる角度から検討を加えた結果、企業の長期展望と、組合員全体の利益を守るため、次の基本的態度を明らかにし、斗う方針を決定した。

一、調査報告のなかで明らかにした如く、現在のエネルギー政策と、合理化政策のなかでは、過去における設備投資の不良償還と、金利負担を根本的に排除しうるか、否かは多分に疑問があり、この点、生活と権利を守り、石炭産業を防衛するためには、炭鉱労働者の政治的対決（政策転換斗争）が最も重要、かつ緊急性のある課題であると指摘している。

従って、合理化の抜本的解決は、政策を変更させない限り不可能であることは論をまたないところである。

炭鉱労働者は共通の目標として、生活危機、企業危機を排除するために、炭鉱労働者の戦線統一と階級的立場を明らかにして、将来の明るい展望にむかって政策斗争と、賃金斗争を総合させ、自信と確信をもって斗いを推進させねばならぬ。

二、政府の政策の貧困に加えて、会社の放慢経営に原因はあるにせよ、今日、生活危機が生れ、これと結びついて企業危機が組合内部で叫ばれている。

また、これに類する会社の企業危機の宣伝が行われていることは、明白な事実である。

これらの生活不安と、企業危機について、真剣に取り組み生活不安の解消を図ることが、執行部と各級機関に課せられた責任と義務であろう。かかる意味から今次の長期安定計画（会社提案）を、ただ平面的に捉え、局部的な解決を計るとするならば、ただ一時しのぎとしての責任は回避されるとしても、長期的展望にたった解決とはなりえず、次の合理化攻撃を再燃させる結果になることは明らかであり、生活不安はますます企業危機の悪化と共に増大し、ひいては組織問題にまで発展する要素を生みだすことを見逃がすことはできないと判断される。

三、従って、われわれは、石炭産業の厳しい条件、企業競走の激しい条件のなかで、独占系列にない貝島企業の実態と位置、他社の近代化推進の状況、炭労各支部の合理化妥結内容等を参考にしながら、組合員の生活不安の恒久的排除を中心として、目先の利害にとらわれず、多角的見地から検討を加えた結果、一歩前進の姿勢をとり、長期の展望と見透しの上にたって、次のことを大前提として本問題の解決を図ることが、組合員の素朴要求と組織強化に必要であると確信するものである。

1、雇傭安定

希望退職、指名解雇をさせない。

2、生活安定

賃金は引下げをさせない。

3、職場の改善

保安優先の確立。

4、賃金

中央大手入社との格差や、賃金分割払い、遅配をさせない。

5、期末手当

中央大手入社との格差をつけさせず、分割支払いを解消する。

6、退職手当金

退職者に即時支給と分割払いを解消する。

四、以上の前提条件のもと長期安定計画を解決するに当って、さけることのできない犠牲がわれわれにもあるが、一次、二次、三次合理化の過程のなかで、再建と企業危機解消の美名のもとに負担に耐え切れない犠牲をうけ、もうわれわれだけの犠牲は限度にある。

従って、本問題解決に当って、犠牲平等の原則を会社が認めなければ、長期安定計画を白紙にさせる固い決意をもって、経営権の帰属は別にしても、近代的経営の前提として次のように要求する。

/、経営機構の一元化と簡素化

2、生産県を中心とする適正人事と配置

3、非生産人員の整理

4、義理人情的人事の排除

五、六坑内山の問題については、調査団報告でも明らかな通り残存炭量があるので、いまただちに閉山とはなりえない。

従って、炭鉱全体の関連を考慮し、段階的採掘を指標として次の基本的要件を要求し、会社に採掘体制を確立させる。

/、適正人員配置を計るための逐次縮減による調整

2、能率上昇に必要な対策

3、労働力の適正配置

六、以上のように、長期安定計画確立に対する基本的態度を明らかにしたが、経営機構の改革要求等単なる話合いや団交のみによって、要求が通ることは困難であると判断しなければならないが、実力行使を背景にした行動を、組織の全力を挙げて強化しなければならない。

本斗争は春斗終了段階から、精力的に山元交渉を展開し、具体的問題は基本的態度に基づいて、統一解決を図っていく。

なお、戦術は斗争の推進状況を判断し、炭労中央斗争委員会が決定し指令する。

以上

四、三月三一日以後の帰鮮状況

出発 月日 各駅 支部 山元	3/31 博多 10.16 8.00	4/6 下関 8.40 5.00	4/7 下関 8.40 5.00	4/9 熊本 20.19 13.00	4/11 飯塚 20.54 19.30	計
本部		②	②	①		6
本社	1	2			1	5
二坑	12	30	23	9	12	101
新坑	19	執行部2名 (53)	㊷	17	19	177
五坑	⑪	25	⑳	8	11	88
六坑	7	⑧	13	5	⑦	58
計	50	130	100	40	50	435

（注） ○で囲んだ数は、執行部1名を含む。

炭労中斗発一九三号
一九六二年四月五日

各地方本部
各支部　斗争委員長殿
各企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

ストライキ一時中止ならびに動員団取扱いに関する指令

四月四日午後五時から五日未明にかけておこなわれた政府に対する炭労、総評、社会党との折衝の結果、政府は五日午前二時三〇分石炭政策について別紙のような回答をおこなつた。

拡大戦術委員会および拡大中央斗争委員会は、五日の政府回答に対する態度を検討した結果、五日からの無期限ストライキを六日以降一時中止すること、ならびに組合員大動員計画の変更について決定した。よつて左記のとおり指令する。

記

一、各支部は五日からの無期限ストライキを中止し、六日一番方から就業せよ。

二、中斗発第一七四号指令にもとずく遠設動員は五日以降の上京を直ちに中止せよ。
　但し、列車乗車中のものは除く。

三、現在上京中の動員団は八日以降逐次帰山せしめろ。各支部は地方本部と連絡のうえ、受入れ体制に万全を期せよ。

以上

全国の仲間と国民の皆さんへ感謝決議

わたしたち炭労は、四月五日の政府回答をもつて、政策転換斗争に一応の終止符をうち、さらに、大巾賃上げと大正問題解決を指標に十日以降無期ストを決定しました。

この間、物心両面にわたつて、御指導と御援助を下さつた社会党、総評、中立労連を中心とする全国の仲間と国民の皆さんに、心からの感謝をささげます。

政府回答は、当面の措置として、人員整理に関し一時ストップと、恒久的対策として総合エネルギー政策の樹立をふくむ六項目にわたる方針をあきらかにしています。もとより、わたしたちの基本要求からするならば、相当のひらきがあります。だが、わたしたちは、一定の条件を獲得できたと判断しました。

このような条件を獲得できた直接の要因は炭労の組合員、家族が巨額のカンパに堪え、無期ストをもつて起ちあがり、とくに片道切符による根こそぎ動員上京団の決意と統制ある行動があつたからであります。それに加えて、全国の仲間と国民の皆さんの厚い支持が、さらに大きな力となつて政府に回答を余儀なくさせたものであります。

政府回答は一時休戦である限り、わたしたちは、政府回答を厳重に監視し、その完全実行をせまり、いわゆる「権威ある調査団」の答申が公平を欠く場合は、それが粉砕に断乎として起ちあがる決意であります。

長く、苦しい、不安な斗いでした。資本主義がつづく限り、クビ切りの不安は去らないでしょう。わたしたちは政策転換斗争の成果を土台に、明日への前進を誓つています。

全国の仲間と国民の皆さんに、全体会議の決議をもつて、ここに感謝の意を表します。

一九六二年四月七日

炭労政策転換
大動員団全体会議

炭労中斗発第一九四号
一九六二年四月五日

各地方本部
各支部
各企業連
斗争委員長　殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

当面の斗争推進に関する指令

拡大中央斗争委員会（四・五）は政府回答にもとずく事態収拾にともなう無期限ストライキの一時延期、それにともなう動員計画を決定するとともに、引きつづく賃上げ、対経営者攻撃、大正問題の諸斗争推進について次の如く決定を行った。

一、賃金斗争

三月二七日最終的態度表明の延期を回答していた石炭経営者は四月四日に至り、石炭政策の不明確、企業内容の窮迫を理由としてゼロ回答を行ってきた。炭労としては政策と賃金の同時解決という大会決定の基本方針にもとずき、これまで全力を傾注して努力を重ねてきたが、結果として四月五日の時点において対政府要求についてまず一応の解決をみるに至った。

賃金が同時解決に至らなかった背景としては、石炭経営者としては春斗相場が未決定の段階において他産業に先行して賃金問題の解決に踏切る条件がつくれなかったと想定される。

今後の斗争路線としては、すでに決戦段階に突入し、各単産それぞれ十日を中心に実力行使を構えている春斗全体の波にあわせて実力行使を決行、残留動員団の行動をあわせて解決をはかる。

二、対経営者攻撃斗争

四月二日上京団の抗議行動と併行して、労使首脳会談を開催、三月一五日提出した要求書にもとづき交渉を行った。その後四月五日政府の石炭対策が明確に労資双方に示された。この中には労使間で協定化すべき項目をふくんでいるので、三月一五日提出した要求書ならびに政府回答の協定化について、四月七日以降団体交渉を進め、一〇日以降は実力行使による対決、残留動員団の行動をもって解決に努力する。

三、大正斗争

大正問題については上京団の抗議交渉の過程を通じて、通産大臣が責任をもって解決に努力することが明確にされ、具体的には官・労・資・三者の委員会をもって努力を進めることとなった。これまでの経緯からみて問題の解決にはかなりの困難がともなうことを予想しなければならないが、あくまでもこの時点における全体斗争の波の中で解決をはかる必要がある。そこで十日以降の全体ストを背景としつつ、大正支部より上京した組合役全員を残留させるとともに、これを中心に残留上京団全員の行動をもって問題解決に努力する。必要な場合には中斗発一九三号にもとづく帰山計画を変更し、一部人員を残留させて行動を続行する。

以上の如き情勢判断ならびに、方針にもとづく具体的行動について次の通り決定した。よって左記の通り指令する。

記

一、斗争指標

(1) 対経営者攻撃諸要求の獲得
具体的には
① 三月一五日提出した要求内容の獲得
② 四月五日付政府回答にもとづく具体的事項の協定化

(2) 賃金要求の獲得
(3) 大正斗争の解決
(4) 春斗統一要求とくに社会保障制度の拡充の獲得推進

二、ストライキ突入支部、期日、規模、方法、
各支部は四月一〇日一番方以降無期限ストライキに突入せよ。
但し
① 三地支部は次のとおりとする。
イ、四月一〇日二四時間ストライキ
ロ、中斗指令一二〇号にもとづく方別ストライキを継続せよ。
② 大正支部については別途指令する。
③ 中小支部は地方本部において、期日、規模、方法を決定指令せよ。

三、保安要員
従来の慣行に従い山元において協議せよ。

四、ストライキの通告
大手各社については中央本部より本社に通告するが、中小支部については地方本部で通告せよ。

五、ストライキ決行時の行動
(1) 各支部は四月一〇日無期限ストライキ突入時、決起大会を開催し、斗争に対する意志（決意を高め）統一を強化せよ。
(2) 各支部はストライキ実施時における諸行動を計画し斗争力の高揚に努めよ。

六、オルグ派遣
経過報告ならびに本指令消化のため四月八日各地方毎に地方委員会を開催せよ。
右地方委員会に次のとおりオルグ派遣を行う。
九州　野口副委員長、中村（普）菱炭連選出中斗、政治局員一名
北海道　岡事務局次長、久米住友炭連選出中斗、政治局員一名
常磐　東海林中執、政治局員一名、

政転斗争
資料

石炭対策について

政府回答（三七・四・五　午前二・二五）

政府は石炭政策に関し、従来その確立に格段の努力を払ってきたが、最近の情勢に鑑み、更に石炭産業の安定化対策を一層促進するため、左記の措置を講ずるものとする。

第一　当面の措置

政府は、この権威ある調査団を編成し、これに対し、石炭鉱業の近代化、合理化および雇用の現状調査を委託し、今後の政策について答申を求め、これを尊重する。

雇用に関しては石炭調査団に対し特に早急に答申を求めることとし、その答申に基づく措置につき政府の決定がある迄では、経営者側は新規の人員整理（石炭鉱山保安臨時措置法および石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく事業の廃止および既に実施中または労使交渉中のものを除く）を行わず、労働者側は、争議行為を行わないことを期待するものとする。

第二、今後の石炭政策

一、総合エネルギー対策の確立を図るため、近く通産省内に強力な審議機関を設けて審議検討するものとする。

二、出炭規模については、当面五千五百万トンの合理化基本計画は変更しないが、更にコスト切下げの可能な場合には、出炭規模の拡大について、総合エネルギー対策の一環として再検討するものとする。

なお、その際未開発炭田（主として原料炭）の開発については、今後の長期計画のなかで積極的に取上げるものとする。

三、炭価の千二百円引下げについては、従来の方針によるものとするが、三七年度、三八年度の年次計画については、近く開催予定の石炭鉱業審議会の答申をまって実施するものとする。

四、炭鉱労働者の雇用の安定を図るため、新たに雇用奨励金制度の創設をはじめその離職者対策について昨秋以来特段の措置を講じたが、更にその事態の推移に即応して雇用の安定を一層強化するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 石炭鉱業の合理化に伴う整備計画（人員整理および閉山計画）については、これを地域別炭田別に毎年石炭鉱業審議会において審議検討する。

(2) 石炭鉱業の第二会社化については、労使協議の上双方が雇用対策上必要と認めた場合に限定するものとする。なお、租鉱権の設定については、坑口の開設許可基準を明確にする。

(3) 石炭鉱業の坑内作業について法の禁止する労働者供給事業に該当する場合の基準を明確にし、その基準に該当する場合の取締りを強化する。

(4) 炭鉱労働者の安定職場への計画的就職の促進に資するため、産炭地域振興事業団の融資枠の活用をはかる。

(5) 大手の企業に対しては、炭鉱労働者を解雇する場合には、解雇された離職者をできるだけ多く系列会社等に就職させるよう特に勧奨する。

(6) 炭鉱労働者の再雇用を促進するため、政府関係機関、特定の成長産業に対して協力を要請する。

(7) 炭鉱離職者に対する失業保険給付の改善を考慮する。

五、石炭鉱業の近代化、合理化を促進してその安定を図るため、特段の金融措置を講ずるものとする。

六、石炭鉱業の最低賃金に関する中央最低賃金審議会の中間答申を尊重し、同答申にうたわれている専門部会を設置する。

石炭対策についての補促説明

一、この石炭対策は閣議決定であり、必要な法的措置および予算措置が講ぜられるものである。

二、第一項当面の措置

(1)、調査団の答申にもとづく政府の方針決定後実効ある措置が行われるまでの間に、一方的解雇が強行される不安があるが政府の具体的措置如何

※答　政府は調査団の答申を尊重し、閣議で方針を決定する。閣議で方針が決定された後は一応解雇停止の措置が排除されることになるが、閣議決定にもとづいて直ちに実施し得るものはこれを実施し、法的措置のごとく国会の議決を必要とするものについては、これが制定実施されるまでの間、その趣旨にそって政府が措置する。

(2)　全産業的に新規の人員整理を行なわないよう期待するというが、いつの時点からと考えているか。

※答　昭和三七年四月五日以降である。

(3)　労使当事者は紛争行為を行なわないとの…………とあるがその対象如何

※答　ここでいう紛争行為は人員整理に関連するものに限定される。

(4)　…………を期待するとあるが、その実効ある具体的措置如何

※答　当然労使協定の締結と遵守が前提となる。
これについては労使の努力と誠意が必要であるが、政府も責任をもってその確立に努力する。

三、第二項今後の石炭政策

(1)　第二項四号(3)の鉱夫の就労作業については、職業安定法及び鉱山保安法上の見地から、竪坑開さく、起業工事等の一時的作業に限られると思うが政府の見解如何

※答　そのような精神を尊重して措置する。

以上

政府回答に対する態度と分析

(1) 態度　四月五日午前二時二五分に提示された政府回答（石炭対策について）を諒解する。

(2) 経過と分析

1、要求と経過の関連

・われわれが二月二二日政府に行なった要求の基本は

第一に、拡大生産を基調とする石炭産業の進歩的発展と雇用の安定であり、

第二に、第二会社、租鉱権設定による炭鉱のスクラップ化の禁止と組夫・臨時夫による本鉱員の削減と労働条件の切下げを防止する不安排除であり、

第三に、炭鉱労働者に対する最低賃金制の実施と炭鉱労働にふさわしい賃金水準の確立であった

社会党総評は炭労要求を全面的に支持し、とくに社会党は炭労の要求を院内の斗いとするため「炭鉱労働者の雇用安定に関する臨時措置法案」を国会に提出するとともに、エネルギー基本法案要綱をあきらかにし、これらの法制化を通じて炭鉱労働者の要求実現を図るため一切の努力を傾注した。

政府はわれわれの要求に対し次官会議及び石炭関係閣僚会議を数回開いて対策を検討し、また社会党も自ら提案した法案の審議を通じて石炭政策専門家、政府、自民党の態度を打診し、炭鉱労働者の首切りや第二会社化組夫使用の禁止を早急に確立することが必要であることを確認して積極的な活動を展開した。

2、回答に対する分析

A、政府回答は社会党提案をそのまま立法化するにいたっていないが、基本問題解決のための調査団の派遣とその答申に基く政府決定まで新規（四月五日以降）の人員整理を禁止し、第二会社移行に関する組合の同意権や租鉱権炭鉱の制限、組夫使用規制強化を中心にわれわれの要求を盛した強力な総合エネルギー対策枠内の需要と生産量（五五〇〇万トン）の拡大、未開拓炭田の開発、産炭地振興事業団による安定職場の造成、系列会社への優先あっせん採用、失業保険の給付改善等の諸施策実施およびこれに必要な金融措置の実施を図月六日の閣議において正式に決定されることが前提となっている。

B 今次回答は本年の国会決議や大臣説明と異り、行政的実施面では閣議決定が実際的に優先して実行されている現在の政治形態の中で必要に応じて立法化、予算化も当然行われることが明確である。

C、最低賃金制については三月三一日に中央最賃審議会の答申に基き政府は専門部会を設置して検討する旨の回答が行なわれ最低賃金制の必要性と方向が明示されている。

D、大正問題については佐藤通産大臣が責任をもって解決することを明言し、森政務次官を専任として対策を行なわせるとともに、早急な解決を図るため現地に出向いて対策を行なうことが明らかにされ、組合側の誠意が認められ、解決への糸口が開かれる情勢にある。

以上のごとく政府回答は具体的問題は将来の解決にかかっているといえ、われわれの要求が満されたものと判断される。なお、政府回答第一にある「紛争行為を行なわない……」との字句が平和協定ではないかとの疑問があるが、これは新規の人員整理を行なわないことが明らかである以上紛争が起らないのは当然であり、平和協定でも何でもない。

このことを裏付けするかの如く、関東経協第一七回定時総会における五十嵐顧問の労働情勢報告は「の政策転換という政治的要求を掲げ大衆の動員で政治的圧力を加えた。今回の政府の提案では石炭の合理化が円滑に進められないという危険性がある（六日日経夕刊）」と警告をしているようにわれわれの要求目的は一応達成された。

斗争の成果と批判

（拡大中斗委承認事項）

四月五日早暁政府はわれわれの政転要求にたいし、これをかなりの程度容れた別紙の回答を行ってきた。これはその寸前までだれしも予想しなかった出来事である。政府並びに石炭資本、すなわち支配階級をして、かかる早期にあのような大巾じょう歩に踏み切らせたものは第一に寒さというきびしい条件下に生活し、風雨にさらされながら要求貫徹までは絶対に帰山しないとの固い決意のもとに連日き然たる態度で行動を展開した上京団の努力である。そして、その背後には三月一〇日中斗決起以降、大衆討議過程を経て大会に結集された山元組合員・家族の強固な決意と団結がありさらにはわれわれの行動を成功させるべく総力をあげて協力を惜しまなかった各斗争参加単産の強力な共斗体制があった。

何れにしても動員団の成果は、四月五日付政府回答に集約される具体的要求のかくとくである。

（その内容は三、に明らかにした通りである）

次に内的運動の面で果した役割も見逃すことはできない。

その一つは、多くの組合員が生活、行動の両面であらゆるかんなん辛苦に耐え、自らの行動を通じて目標を達成するという体験を持ったことである。

第二は、春斗高揚期における各種集会参加、とくに夜を徹しての国鉄職員などの共斗行動を通じて多くの他産業労働者との間に連帯感を深めることができた。このことは今次春斗全体のもり上がりに貢献したばかりでなく、将来の労働運動の発展にえいきようを与えずにはおかないであろう。

以上の成果があった反面、いくつかの問題点について指摘しなければならない。

その一つは、ガリ・ダイ問題を中心とする国会情勢の急速な緊迫状態に呼応して、適切な行動をとるということが十分になされなかったことである。

第二には、共斗体制の発展について一層の努力が必要だということである。われわれは全国オルグの派遣その他を通じてかなりの努力をつづけているが、春斗高揚期にしかもわれわれの大動員行動が展開されている最中においても、政転斗争に関する労働者一般の理解は必ずしも十分でなく、まだまだ幹部段階にとどまっている実情にある。

第三には、絶えざる情勢の変化を敏速的確に動員団やさらには山元組合員に伝達するという点で欠陥があり、そのため、政府回答が示されるという事態に直面しての対応過程で理解の不統一があった。このことはこんごの斗争推進に当ってとくに徹底するべき事項である。

こんごの斗争方針

(1) 政府要求解決時点における分析

四月三日以降緊迫せる国会情勢を背景として、政府はガリ・ダイ問題とあわせ石炭問題の解決に異常な努力を傾注した。

その理由は何といっても五日からの炭労の全面無期限ストライキを回避したいということにあった

それは国民、ならびに炭鉱労働者に対する政府の責任でもある。

したがって、政府が一応われわれの納得できる回答を行った場合にはスト回避が具体的な問題として提起されるし、そのことが条件となって政府内部における解決の努力が促進された。

一方、われわれの無期限ストの指標は政府に対する要求単独ではなく、ほかに①経営者に対する政転賃金の要求、②大正斗争の解決　③春斗統一要求のかくとくの四つが併合されている。しかも、これらを総合して同時解決をはかるという基本方針が大会で決定されている。したがって政府要求のみが解決しても、他の問題が解決するまではストライキを続行していくというのが基本である。

しかし、拡大中斗は次の理由から無期限ストライキの一時延期を決定した。
①先に述べた政府交渉の経過からくる政府の社会的責任について確認する必要がある。
②残った賃金問題については春斗相場そのものが未確定な現時点において、石炭経営者が賃金解決にふみ切る体制がないまま、無期ストを継続することは得策ではない。
③対経営者の政策要求について政府の態度が明確になって以降、経営者の態度決定までには若干の時日を要する。

以上の諸点を判断した結果、政策斗争について政府回答が明らかになった現時点において一時無期ストを延期し、残余の問題について再度斗争体制を整備して斗争の継続をはかる必要がある。

また、中央動員行動については、できるなら全斗争の解決時点まで所定の計画を遂行することが望ましいが、経営者に対する斗争戦術は基本的には動員よりはむしろ実力行使におかれるべきこと、また、動員行動は多額のカンパを必要とし、組合員の生活実態から考えても可能な限り規模を縮減する必要があること、大量の動員団の帰山には若干の時日を要し、帰山体制に入ってでも一定期間行動可能な人員を確保できること等を勘案し、漸次帰山の体制に入ることを決定した。

(2)
具体的なすすめ方

イ、春斗全体の波にあわせ四月十日以降全面無期限ストに突入する。

ロ、動員団は七日まで全体で行動、七日午後集約会議を開催して総括を行った上、八日以降漸次帰山の体制に入る。

残留部隊は帰山の前日まで、十日以降の無期ストと結合して中央行動を展開する。

ハ、大正斗争の推移からみて、大正支部上京団は全員問題解決まで残留、他支部上京団とあわせて行動を展開する。

必要に応じては、帰山計画を変更して一定期間中央行動を続行する場合もありうる。

機構改革の要求について

一九六三・四・一九

経営機構の近代化は、貝島企業にとって重要な問題である。時に、企業危機が内外的にさけばれているとき、この危機を一刻も早く解消するために、経営努力をさらに強めなければならない。

われわれは、経営者の責任は別にしても、企業危機より脱却し組合員の生活安定を図るためにも三者犠牲平等の原則にたって、本問題解決（長期安定計画の確立）に重大なる決意をもつものである。

よって、われわれは次の諸項目に対する会社の明確な態度を要求するものである。

一、非組合員、職員、鉱員の人員比率については、全国大手、地方大手の平均人員比を貝島に適用してもらいたい。

二、職責にもとづく出率の整理と併せて、生産点を中心とした人事の配置について、明示してもらいたい。

三、機構改革については第二次合理化時における一応の改革[redacted]がなされたとはいえ、新事態として長期安定計画の確立、労働組合の機構の一元化等により、現機構について再検討加へなければならないと判断するので、機構改革（縮少、統合、廃止）の構想を具体的に明示されたい。

四、機構改革によって、経理面にどれだけの影響があるかを数字的に明示されたい。

五、六箇経営体制の確立について

一　次の三点を中心とした経営体制を、具体的に提示されたい。

1、適正人員配置をはかるための逐次縮減による影響

2、能率上昇に必要な諸対策

3、労働力の適正配置

以上

ストライキ中止にいたるまでの
山元の圣過と情勢について

一、十一日午前五時の時点における情勢として

イ、中労委の職権あっせんが明確になり、経営者のあっせんに対する態度があいまいである。

ロ、下部の実状については、ストは短期に解決してもらいたい。短期解決がなされない場合には、代表者集の要請等を行い、スト中止もあえて止むを得ない、という強力な発言や行動がある。

執行委員会はこの二点を中心として、それぞれの分析を行い、特に最近中央の意見としては、中央段階でも短期解決の考へをもっているし、職員を組織的に判断してみると、ストを中止する状態にはない。

しかし、将来の問題としておこり得る可能性をもっているし、炭労全体（統一斗争）の斗う路線に悪影響があるので、次の点に焦点をしぼり、種々討論の結果、執行委員会は全員一致をもって、斗いを続行することに決定した。

／、組織問題以外にストライキを中止する理由は無い。

２、若干の組織問題はあるけれども、階級的立場からしてストを続行すべきである。

３、スト長期化になる場合には執行部で再検討をする。

二、以上、三点を確認した上に立って斗いを進め、十二日の早朝における中央情勢、山元実体について執行委員会は再検討を行った結果、つぎの結論にいたり無期限ストライキを中止した。

執行委員会の結論

十一日の時点と十二日の時点とを比較してみると、情勢について大きな変化が起ったことは事実である。中央情勢としてつぎのことが判断される。

(一)　中央情勢

／、正式に中労委が職権あっせんを提示した。

２、提示内容が心配をしていた格差について排除されている。

３、経営者が長期抵抗をもってあっせん拒否をする情勢が明らかになりつつあった。

４、十一日中央段階における吉田、今村会談において、大手八社との格差をつけないことが約束された。

(二)　山元情勢

／、山元情勢として短期短期といっているが、中央情勢から考え、長期の傾向を示して来ていると判断される。

２、組織問題（企業危機を含め）が、段々悪くなりつつあった。

３、山元問題が未整理である。融資体制が崩れたら、直接生活に影響が起る等の心配が増大しつつあった。

三、以上のような中央、山元情勢について再検討を加へ、とくに総会決定の斗う姿勢（九五対六九）についても充分とはいいがたく、五日以降の無期限スト（一応中止）、十日以降の無期限ストライキも執行部は炭労指令を忠実に守ってきたが、内部事情、中央情勢等を考えてみると、断呼斗へという基本線だけでは、どうしても無期限ストの続行は困難であり、続行することが組織問題をより大きくする結果になる実情を、この段階で配慮すべきであるという判断に立たざるを得ない条件にきている。

もとより、炭労全体の統一斗争に水をさす気持はさらにない。そのことは貝島が炭労指令に忠実に従ってきた歴史が示す通りである。

強い意見のみによって、斗いを敢行したならば弱い意見の脱落が起る要素をつくり、ひいては組織全体にとって、運動として却えって「マイナス」になることが考えられる。従って、このような事態にいたることはさけるべきであり、硬軟それぞれの最大公約数を求めて団結することが、貝島のおかれている企業の実態からいって正しいものではないかと判断される。回復しがたい組織問題を起すよりも、若干後退しても組織を守って、合理化斗争にとり組む方が、組織強化の良策であると判断した。

賃金で斗へないから、合理化で斗えないという説もあるが、これは観念的であり、われわれは組織の限界、企業の限界等の上にたって、こうした方が合理化で斗えるし、またその方向で斗うべきである。

そのことが、貝島の組織の統一を守り、つぎの斗争のため一番良いと判断し、スト中止を行った。

以上

今後の斗争方針

一九六二・四・二五

貝島労組

第三次合理化攻撃に対する組合の基本方針（四月三日総会確認）に基いて、当面、合理化斗争並びに平和斗争（参院選挙）を強力に斗いとるため、組織強化の体制を確立しつつ、次の路線で斗いをすすめる。

一、戦術路線の決定

すでに方針のなかで分析したように炭鉱の企業実態と組合員のおかれている生活不安のなかでは、戦術的に長期斗争そのものよりも、長期斗争という戦略路線の構えのなかで、短期に解決を計るべく交渉をすすめることとする。

但し、会社の交渉態度如何によっては、長期体制で斗いをすすめる方針をとる。

二、具体的な交渉のすすめ方

1、組合要求と会社提案と同時併行的に交渉をすすめる。

2、同時解決をはかる。

3、一般組合要求を合理化交渉に集中して精力的交渉をおこなう。

三、戦術設定について

短期解決の方針から判断をして、解決の目途をつぎの時期に求めたい。

五月五日に臨時総会を予定し

1、対立点を明確にする

2、具体的戦術の確認をする

① 第一次実力行使〜五月一〇日前後

② 第二次実力行使〜五月一五日前後

③ 第三次実力行使は斗争の推進状況と情勢の分析の上にたって判断し決定する。

四、下部討議について

交渉の進展と併行的に下部討議を行い執行部と下部とに間隙をつくらないように、つぎの点について充分なる対策をたてる。

1、機関（総会、中央委員会）の運営については、従来の自己批判にも明らかな通り、向層毎に招集を行い、意思統一を完全にはかるようにしたい。

2、支部代議員会の開催についても交渉の経過内容について、支部を中心として、具体的に報告し理解を求める。

3、とくに提案当該職場に対しては常に執行部の意思を伝え、充分なる意思交換を行はしめる。

4、炭婦協幹部等に対しては、密接なる連ケイをし乍ら交渉の状況等を報告し、理解を深める努力を行う。

ラらへ

5、臨時総会（小区制、大区制）を開催して報告を行い、下部の意思を反映せしめる。

五、合理化斗争と選挙斗争の結合について

合理化の根本的解決は、政治の場における政策を変更しなければならないことは、いまさらいうまでもないが、くるべき選挙は政治の場におけるわれわれ労働者の発言を増大させ憲法擁護のための勢力分野を如何にして確保するかの重大な斗いである。

そのことは労働者の生活権利保障につながる死活の問題として、取りくまねばならない。

われわれは合理化反対斗争と完全な結合をはかり、政治選挙斗争方針に基いて選挙斗争をつぎの具体的活動を推進する。

1、選対事務局の設置と事務局員の専従

イ、各支部より政治局員　一名

ロ、社会党員　一名

2、選対事務局は選対責任者の指示をうけつぎの行動を行う。

イ、選対全般の企画

ロ、行動計画

ハ、宣伝、渉外活動

ニ、炭婦協対策

ホ、その他選対に必要な行動

六、教宣対策

長期安定計画に対する組合の方針（四・三）についても理解が充分になされていないし、貝島企業の実態や、実状についても認識が不充分であるので、つぎの諸点について重点的に教宣活動を展開し、交渉経過の内容等については迅速に正確に組合員と家族に伝え、執行部と下部とは密接不可分な関係を保ちながら、求められる企業危機感を払拭し、斗争をすすめなければならない。

1、長期安定計画に対する組合の方針について具体的に周知徹底せしめる。

2、貝島企業の内容についても、正確に理解せしめ、石炭産業の厳しさの条件について認識をさせる。このなかから全体としての意思統一をはかる。

3、交渉のすすめ方等についても逐次的に下部に伝達し意思疏通をはかる。

4、選挙斗争との結合についても理解を求める活動を展開する。

なお、教宣指針については別に発行する。

以上